

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年3月8日(火) 午前10時～午後4時12分
平成28年3月22日(木) 午前10時～午後3時18分

場所 第2・3委員会室

出席議員(8名)

委員長 須藤智子 副委員長 木村冬樹 委員 大野慎治
委員 鈴木麻住 委員 相原俊一 委員 堀 巖
委員 宮川 隆 委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員(25名)

総務部長 奥村邦夫、健康福祉部長 森山 稔、建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫、教育こども未来部長 山田日出雄
秘書企画課長 長谷川 忍、同主幹 佐野 剛、同主査 小出健二、同主任 寺澤 颯、協働推進課長 小松 浩、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、税務課長 岡本康弘、都市整備課長 高橋 太、同主幹 西村忠寿、同主幹 岩野寛宜、同主幹 村瀬雅省、同主査 井出上豊彦、維持管理課主査 竹安 誠、上下水道課長 松永久夫、同主幹 石黒光広、会計課長 榊原惣一郎、消防本部総務課長 伊藤真澄、同主査 伊藤孝夫、消防署長 真野淳弘、監査委員事務局長 中村廣司

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第3号	岩倉市表彰審査委員会条例の制定について	全員賛成 可決
議案第5号	岩倉市行政不服審査会条例の制定について	全員賛成 可決
議案第6号	岩倉市職員の退職管理に関する条例の制定について	全員賛成 可決
議案第7号	岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定について	賛成多数 可決

議案第 8 号	岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の制定について	全員賛成 可決
議案第 9 号	岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 10 号	岩倉市表彰条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 11 号	岩倉市情報公開条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 12 号	岩倉市行政手続条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 13 号	岩倉市個人情報保護条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 14 号	岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 15 号	岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 16 号	岩倉市職員定数条例の一部改正について	修正部分を除き 全員賛成可決
議案第 17 号	岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 18 号	岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 19 号	岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 20 号	岩倉市公務災害見舞金の支給に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 21 号	岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 22 号	岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 23 号	岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 24 号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 25 号	岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 26 号	岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について	継続審査
議案第 33 号	岩倉市火災予防条例の一部改正について	全員賛成 可決

議案第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第 51 号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 可決
議案第 52 号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 可決

総務・産業建設常任委員会（平成28年3月8日）

◎委員長（須藤智子君） それでは、議会中にもかかわらず、皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。この二、三日の陽気で、五条川の桜のつぼみも膨らみ始めました。

それでは、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は27件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、許可をいたします。お願いします。

◎総務部長（奥村邦夫君） おはようございます。

ことしも正月が明けてあっという間に3月になりまして、今年度もあと1カ月を残すところとなっております。委員長からもお話がありましたけど、やっと暖かくなってきましたけど、ことしの冬は暖冬と言われていましたけど、1月になってから急に寒くなったり暖かくなったりの繰り返しで、実はうちの庭にある梅の木が2週間ぐらい前に咲きかけて、その後寒くなったりして、先に咲いたところが実はもう散りかけていて、先週の日曜日に見たらほかのところはちょうど満開ぐらいで、2週間ぐらい花が延びていまして、こんなことは珍しいなあと考えていますけど、梅の花が咲くとメジロが来て花の蜜を吸っているんですけど、メジロにすると2週間ぐらい梅が楽しめたのかなというふうに思います。

当委員会には、今、委員長からもお話がございましたように、条例の制定が5件、条例の一部改正が19件と施設管理者の指定が1件、道路の廃止・認定ということで27件の議案の審議をお願いしております。議案がたくさんございますので、説明のほうは簡潔にわかりやすい説明にとめさせていただきたいというふうに思っておりますが、これが一番難しいところですので、なるべく時間をかけないように御審議いただけるようにいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） それでは審査に入ります。

議案第3号「岩倉市表彰審査委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

今の市民代表者の、今ある岩倉市表彰審査委員会の委員さんを多分再任されるんですが、今の委員さんの役職、識見を有する方の役職は何なんでしようか、お聞かせください。

◎委員長（須藤智子君） 答弁する前に部署と役職名をお願いいたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 現在の表彰審査委員会の委員の方の役職ということでございます。

まず、1名が商工会の会長様でございます。お2人目が農協さん、愛知北農業協同組合の岩倉支店の支店長さん、国際交流協会の理事長さん、社会教育委員会の委員長さんから推薦のあった教育委員さん1名、最後が市役所の職員のOBの方ということで編成をしております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） よろしいですね。

それでは質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ありませんね。

討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第3号「岩倉市表彰審査委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第3号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に入ります。

続きまして、議案第5号「岩倉市行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） よろしいですね、討論はなしで。

それでは、直ちに採決に入ります。

議案第5号「岩倉市行政不服審査会条例の制定について」、賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第5号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号「岩倉市職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） では、省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 管理または監督の地位にある職員というのは、いわゆる管理職ということでよろしいのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 管理または監督者の地位にある職員とはということでございますが、これは主幹以上、いわゆる管理職を想定しております。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

本会議でも黒川議員が質疑されましたが、最後の、届け出違反に対して、国の指針では条例で10万円以下の過料を科すことができるとありましたが、これを入れなかった理由を再度お聞かせください。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 本会議で総務部長が答弁したことの繰り返しになってしまいますけれども、地公法の第65条においては、10万円以上の過料を科すことができるという規定になっております。

いろいろ内部でも検討させていただきました。愛知県からの準則といえますか、参考例、また近隣自治体の状況等も踏まえて、現状を把握している中ではどこも過料を科さないということでございましたので、岩倉市もそのように判断をさせていただきました。

◎委員長（須藤智子君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） それでは質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、討論はなしで採決に入ります。
議案第6号「岩倉市職員の退職管理に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。
議案第6号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは続きまして、議案第7号に移ります。
岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。
続きまして質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 済みません。実は、岩倉のラスパイレス指数が上がったのは、平成22年のときは98.5で、指定都市と中核市を除く1,677団体では439位だったと記憶しております。23年3月の議会で職員等級を7等級から8等級に上げた以降、翌年度は全国29位という、急激にランクアップした経緯がございます。

そういった中で、総務部長が本会議で、総合的な給与体制の見直しが必要だと決意はされていますが、このとき上がったことに対して、22年から23年をどのように分析しているのか。かなりのランクアップだったと思います。まさかこんなに上がるとは思っていなかったと思いますが、分析の結果はどのようなだったのか、お聞かせください。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 分析の結果ということでございますが、当時7級から8級制に給料表を改正した際に少し経緯もありまして、県内の自治体で7級制をしている自治体が当時6団体弱ぐらいだったかと思いません。それを他市並みにということで8級制にした経過でございます。

当時、試算の中でも100を超えるだろうというのは想定しておりましたけれども、試算よりは結果的に上がってしまったというふうに考えております。

当時、3級に主事と主任が混在していたということで、その職責をきちんと分けようということで始めたことでもございまして、その点は一定、職務

職階という点では解消されたかと思いますが、結果的にラスパイレス指数が上がってしまったということについては、分析といいますか、かなり高位な順位に来てしまったというふうには考えています。

当時、市長の答弁の中にも、上げるときは上げる、当時、地域手当も岩倉市は取り急ぎ早く他市より減額した、削減したという経過もあって、市長の答弁では、上げるときは上げる、下げるときは下げるというような答弁があったかと思いますが、済みません、余り分析になってはおりませんが、よろしくをお願いします。

◎委員（大野慎治君） 僕は、ラスパイレス指数が上がっちゃったことは仕方がないけれども、昇給・昇格が実はとまっているような形になっていないかと、この最近。それではちょっといけないので、総務部長が総合的な給与体系の見直しを今後1年、2年かけてやっていくという決意を述べられましたので、その見直すスケジュールというか、これを見込んでいきたいという大体的見直す時期はどれぐらいを見込んでいるのかということをお聞かせ願いたいんですが、逆に、奥村総務部長に残ってもらいたいけど、次の総務部長にも引き継いでいただけるのかどうかということをお聞かせください。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 御指摘のあるように、昇任を抑えたということはございません。適正に人事配置をしております。このことについては、当然組織ですので総務部長が誰であろうと引き続き研究はしてまいります。適正な給与になるような方策は、実施を引き続き続けてまいります。

スケジュール的には、いつもの職員構成がかなりいびつといいますか、50代の職員が事務職には本当少なくなってきたおきまして、そのことがラスパイレス指数を引き上げている要因の一つでもあろうかと思うんですけれども、少し退職の方も落ちついてまいりますので、そのあたりでラスの指数も動いていく。また、現給保障と総務部長も本会議で申し上げましたけど、現給保障も29年度まででなくなっていくしますので、そのこともラスには大きく影響してくるんだろうなというふうに思っています。

あと、今回給与のところでは下のほうのあたりというんですか、そのあたりの改正はしておりますので、動いていくものだというふうに思っています。

1点は、昇任をそれありきで抑えているということは決してないです。

◎委員（堀 巖君） この問題は非常に根が深いというか、過去の経緯があって、さっき平成22年に云々という話がありましたが、その前からずっと給与の総合的な観点でいろんな折衝を経ての結果なんですね。それまでは、主任をつくったときの問題として、今、あたりという言葉が出ましたが、岩倉市の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則、いわゆる昇給標準職務

表みたいなどころの問題と、例えば具体的に言うと、年数がたったら主事に上がって主任に上がるというのがありましたよね。だけど、主任の資格があったけれども、ポストとか、能力はあるけれども上がってこなかったという時代があったんです。そこら辺の認識をちゃんとつけないと、今のわたりという表現と、能力があっても評価制度が完備されていなかったり、いろんな事情で上がっていなかったというところの過去の経緯を踏まえて話していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 済みません、通称で申しわけありません。昇格基準表の規則は、今回の給料改善とあわせて見直します。3級までのところの年数を国基準に合わせていきます。

過去については、でもそれは最低在職年数ですので、そこは基準を満たすというか、職に合った職責とかそういったものは、判断において昇任するということは、最低年数のところは国の基準に合わせてまいります。なので、来年度また人事評価制度も改めていきますので、そこで評価して昇任すべき者はしていくという考えであります。

◎委員（堀 巖君） ちょっとほかの聞いている方に誤解のないようにしたいんですけど、わたりという用語はないんじゃないですか。さっきわたりと言ったけど、どういうことをわたりと言っているんですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 済みません。先ほど通称というふうな訂正をさせていただきたいので、昇格基準表の在職年数を変える。今は表の1から8号級なんですけど、1号級から2号級に給与表が動くというか、適用する給与表の級が変わることを通称わたりというんですけど、ただしくは昇格基準表の移動といいますか、そういう基準を変えます。済みません。

◎委員（堀 巖君） つまり、現時点はきちんとそれに基づいてやっていて、本来なら昇任するはずの人が上がれないという状況はないというふうにさっき大野委員の質問に答えたけど、過去においてはあったわけです。そこには、さっきも言いましたように、きちんとした評価制度がなくて、今度新しい人事評価制度がどういうふうに試験をやるとか、他市が係長試験があったりとか、うちでは主任でレポートを提出すると、さっきのわたりじゃなくて昇格するわけなんですけど、だから自動的なわたりときちんとした制度に基づいた昇格というのはやっぱりきちんと分けていただいて、岩倉市はきちんとやっていくんだよという方向にあるというのはわかるんですけど、過去にはそういうことがあったという事実はお認めいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 随分前の話ですね。

主任の制度ができて、在職で当時組合と話し合いをして、最低何年以上になったらわたらせてくれという話があって、たしか当時22年くらいでわたるといふようなことで組合とは話をさせていただいた。

今言っているのは、1級から2級、2級から3級と通常級をわたることをわたりという言い方をするんですけど、3級までというのは今の資格基準表の年数どおりわたっていくんですけど、主事から主任にわたるときに何年というルールがなくて、今はあくまでも最低年数ですので、それがないと行けないということですので、それよりも短い年数でわたるといふことはできないんですけど、今はわたりと言っていますけど、20年ぐらい前ですかね、あれは。僕もいたんですけど、その当時は主任の制度ができて主事がたくさん、もともと団塊の世代とか、随分課長職で30代ぐらいからずうっと課長をやってみえた方が上に見えて、その下の職員が上がれないというところで主任制ができて順番に主任に上がっていたんですけど、そこも一定のルールがない中で先行して上げていったということで、ただ一定年数がたった職員は主任にしてくれという話があって、たしか二十二、三年ぐらいだと思いうんですけど、そこまでの職員はそこに来たら上げていくといふようなことで来ていました。今は、逆に上の、団塊の世代の方が退職して抜けていますので、割と昇格が早くなっていますので、今は基準年数に達したところで主任に上がったりといふふうにはしております。

◎委員（堀 巖君） ですから、本会議の中で公平・公正という話が出ましたが、その当時、団塊の世代の上のほうに詰まっていたなかなか給料が上がらなかったときのラスパイレスは、95とか94といふかなり低い時代をずうっと続けてきたわけです。それがあって、級がふやされたときに100を結果的に超えたといふことにつながっていくんですけど、それはやっぱりその時々で時代の職員採用のいびつきであるとか、いろんな要因があって、全ての時代が公平・公正になるといふことはあり得ないんですね。

だから、僕が言いたいのは、今回ラスパイレスをもとにして下げるといふけど、本当にトータル年収で見たら岩倉市の今高いと言われている人たちについても、他市と比べて年収ベースでいけば低いわけで、ただ単に一つの指標だけで、ラスパイレスだけで給与を削るといふことについて、市長は怒りを覚えるようなといふような表現も使われましたけど、人事当局として、やっぱりこのことについてもう少しきちんとほかの指標でなったらどうなんだといふ資料はつかんでみえるんでしょうか。具体的に言いますと、地域手当を含んだ比較だと何位ぐらいになるんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） まず職員の県内の平均年齢を見ると、37

市の平均が41.5歳、岩倉市が37歳、これは県内で一番若い平均年齢になっています。平均給与を月額で見ると、32万3,200円、岩倉市の一般行政職の平均が29万500円、約年齢で4.5歳、給与で3万円の差がございます。なので、あとは管理職手当とかを見ましても、これ全部を比較したわけではないですけども、近隣と比較するとかなり低いふうにはなっております。

ですので、今回、ラスについては国の給料と比較されるんですけど、ただ他市町も同じ条件で比較されてこういう結果になっている。約2.2ですか。全国で三十何番というのは解消したいということで、暫定的ではありますが、給与カットということで実施したい。ラスパイレス指数については、交付税とかにも影響が出ておりますし、トータルの市の職員の処遇改善、給料については、この1年間の結果を見てほかの手当、それから年収のところでも総合的に考えていくということは総務部長も本会議で申し上げたとおりだと考えております。

◎総務部長（奥村邦夫君） 少し、先ほど大野委員さんから分析しているかという話がございますけど、たまたま僕ずっとそのときの資料をつくってしまして、22と23年のラスパイレス指数を見てみると、大卒だけでいいますと、15年までの職員というのはほぼ100%ぐらいなんですね。15年を超える職員というのが5%から9%ぐらい高いんですね。結果的にここがなぜ高いかということ、先ほど言いましたように、団塊の世代が抜けて昇格が早くなってきているということと、少し私が本会議でお話しさせていただいた給与改善は、一定の年代のところをしているところが一番影響しているということなんです。ここを是正しておかないと、この年代の人たちというのは、今の状況を見ていただくと、部長の一番若い職員というのは50です。課長も40後半に固まっていますので、10年ぐらいは多分動かないんですね。そうすると、その下の職員というのは、昇格はできるだけするにしても、課長や部長のポストがあかないと上がっていけないものですから、給料が上がっていかないんですよ。そうすると、今高い人たちは高いままでずっとまた定年まで行っちゃって、若い人は上がらないということになってしまうので、この差がついているところをまず戻すというか、是正をして、その上で全体の給与の底上げというのは、他市町も見て必要があればする必要はあると思うんですけど、今ここでいう差がついているところというのは、やっぱり若い人たちのためにも、全体のバランスをとる意味でもここを是正したいということで職員組合とも話をしてきたんですけど、ずっと本会議でも説明したように、今その根本的な見直しをやっても現給保障があったりだとかいうところで結果として出てこないの、今回お願いしているのは給与のカットで、高いと

ころは3%、2%、1%というのでも高いところを3%で、1、2、3級というのでもともとラスも100ぐらいですので、そのカットは今回はしないということで、できるだけ公平になるような形でのカットをお願いしているということです。根本的にいつどうするんだというような話もありましたけど、これは先ほど言いましたように、30年の3月まで現給保障の制度が残っていますので、そのぐらいのところタイミングで見直しができるのかなあというふうに組合とも話はしていますけど、条例としては1年ごとできちんと整理をしてという組合側の意向もございますので、1年で今回はお願いしておりますので、来年はどうするかということについても組合とお話をさせていただいて、またそのときに提案はさせていただくというようなことで考えているということでございます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほど地域手当を勘案したというところが少し答弁漏れをしておりました。今確認できましたので。

ラスパイレス指数が県内では3位だということだったんですけど、地域手当というのが岩倉市は27年4月1日のときは4%ということで、そのとおりの地域手当にしております。

県内の市によっては、国が決定しているものより高く支給している。個別なところを言うと、ちょっと申しわけないんですけど、例えば東海市ですと、本来国は4%と言っているのに市として8%の地域手当を支給している、そういったところがあります。逆に、国の支給率が高過ぎてそれまで出していないところ、名古屋市とか日進市は逆に引き下げた地域手当率にしております。それを勘案した地域手当補正後のラスパイレス指数というのも国が公表しておりますと、それでいきますと、岩倉市は8番目、いわゆる国基準より多く出している岡崎、安城、東海、知立、高浜、みよしあたりが上に来てしまうという現状はございます。

◎委員（堀 巖君） そのラスパイレス指数というのかどうなのか、その値は幾つなんですか、岩倉市は。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 岩倉市は変わらないです。だから、国基準より上回って出しているところはそれを勘案してラスを算出しているところなので、国基準がうちは4ですので、4の支給率をしているので101.9というのは変わりません。具体的に申しますと、岡崎市はラスパイレス指数100.4なんですけど、国の基準4%に対して8%の支給をしているものですから、地域手当補正後のラスパイレス指数が104.3になるということで公表されております。

◎委員（堀 巖君） ラスパイレスって国に当てはめた場合、国との比較ですよね。それだと、愛知県の中の順位をただ単に地域手当のパーセンテージでいじっただけの話で、岩倉市が102だとすると、国が18%とか出していることとの比較をしないと本来まずいわけで、そうなったら100を大幅に切るんではないですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） ちょっとそういう比較はしておりません。

◎委員（宮川 隆君） 確認の意味で教えていただきたいんですけども、この条例を出した趣旨というのは、先ほど少し説明もあったと思うんですけども、比較的待遇のいい管理職の給与抑制をすることによってこれが平均的に下の、要は経験年数が少ない方のほうに今後その分を回すということが趣旨なのかどうなのかをまず。要は、全体の中での給与をどのように捉えてみえるのかなということを教えていただきたいんですが。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほど、年収とかで見ていただけると岩倉市の給料としては決して高くないというふうに思っていますけれども、目指すところは100に限りなく近づきたいなということで考えております。

◎委員（宮川 隆君） だから、ラスを100に近づけていくことによって全体の給与抑制につながってしまうのかどうかというのがまず一つ問題だと思うんですね。我々の立場として、労使交渉にまで突っ込むつもりは全くないんですけども、現実問題として、今、職員採用試験なんかのときに他市に流れてしまうと。複数受けて、よりいい条件のところに入社員だとか、中途の職員も含めて流れてしまっているという今の現状があるわけなんですね。そうしますと、今回の給与抑制によってよりよい人材の確保ができなくなるということが考えられると、これって最終的には市民サービスの低下につながるんじゃないかなと思っているんです。

そういう部分でいうと、やはりラスにしても年収ベースにしても、平均年齢だとか、いろんな基準となる条件が別々のところで数字を出してきても、なかなか何が一番中心なのかというのはわからないんですが、とというのは、やはり労働者である職員、もしくは新たに職員になろうとする人間からすると、やはり自分たちの生活がちゃんと確保され、なおかつ他市と比べて少しでもいい条件のところに行きたいというのが心理だと思うんですね。それを今後どのように解決していくのかというのが問題だと僕は考えているんです。

そうすると、この特例で期限は切るにしても、最終的に目指すものというのをちゃんと求めていかないと、この場で給料だけ、周りの状況だとか、それから国の監視の目みたいなものを気にし過ぎて岩倉市全体が不利になるよ

うなことというのは進めるべきじゃないと思うんですが、その将来展望に関してどのように捉えて、今回は仕方がないからこういうものを出しますよということであっても、将来どのように捉えているのか、そこが問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 国の基準と比べて、本会議でも少しお話ししました初任給は国より高いんですね。特にこの尾張部のところは同じように高いところが多くて、そこも本来でいうと、国に合わせてとすると下げないといけないんですけど、これは、今、委員さんが心配されていますように、職員採用のときに、初任給というのは応募要領の中に出すものですから、他市と比較をして岩倉市は安いというふうにとられるといい人材が集まらないんじゃないかという心配もあるので、初任給の引き下げについては、今回は組合のほうにも出していないです。

将来的にということですが、今回のというか、3年後ぐらいまでにはまずベースをきちんとするよう、少し今までに給与改善とかしてでこぼこしているところがあるので、そこはまずならしたいなあ。その上で、来年度から新しい勤務評定制もできまして、能力のある職員については、昇給も通常よりも多く昇給したりだとかいう制度ができます。一般の市民の方からもいろいろと御批判いただくような職員もおりますし、本当に頑張っているねと言っていたりするような職員もいます。10人中9人くらいが、あの子と言われるような子もいますので、そういったところというのはやっぱりきちんと評価をして、できる子はやっぱりそれなりの処遇が必要になってくるというふうに思いますし、やっぱり少し頑張っていない子は頑張ってもらい意味でも処遇していかないといけないというふうに思いますので、これからというのは、やはりその辺のところを他の自治体もきちんとやりながら、優秀で頑張っている子ということを本当に処遇してあげたいなと思いますけど、そういったところはきちんと見ていくというところで、岩倉市は頑張ればそういうところはきちんと見てもらえるというところをきちんと周知しながら、いい人材が来ていただけるようにしていきたいなあというふうに思っています。

◎委員（宮川 隆君） 今、初任給の話が出たんですけれども、時代の趨勢なのかもしれないですけど、途中退職というものもちょっと課題として出てくると思うんですね。

今、部長の答弁からすると、頑張っている人間は、給料的にも待遇的にもちゃんと処遇をしますというように聞き取れたので、余り心配はしないんですけれども、初任給だけに目を向けてお金をかけて教育しても、やめてしま

っては何の意味もないので、その辺の考慮も今の答弁の中でちゃんと考えているというふうに捉えてよろしいわけでしょうか。

◎総務部長（奥村邦夫君）　そうですね。働く生きがい、やりがいというのは、必ずしも処遇、給料だけではないものですから、仕事を市民のためにやった達成感みたいなものもありますので、必ずしも給料で処遇するだけではないというふうには思っています。

そういう意味で、若く入ってやめていく職員を見ていると、どうも自分が思い描いた仕事とちょっと違っていたというところで、僕らの世代ですと、それでもちょっと我慢してやってみようかなというふうに思うんですけど、今の子はだめならすぐ違うところというような考え方をするような気がして、本当に1年もたたずにやめていくような職員もいますけれども、やっぱり必ずしも自分が思った仕事ばかりやれるわけではないもんですから、ちょっとそういう特殊なケースは除いて、仕事に対するやりがいが生まれるような職場風土をつくっていくというのも必要だというふうに思っていますので、そういったことも含めて総合的に考えていきたいというふうに思っております。

◎委員（宮川 隆君）　少し質問が脱線したような雰囲気もあるんですけども、要はこの条例によって、今上げてきたような課題というのは改善に向けて取り組まれるその一つの布石として捉えればいいのかどうなのか、全く別の次元の話なんですか。済みません、ちょっと頭が混乱しているので整理のために。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君）　おっしゃられたことでよろしいかと思えます。一つの方策だというふうに考えています。

◎委員（相原俊一君）　お教えいただきたいんですけども、今回特例で1年ということですよ。で、全国の自治体でこういうことでいろんな意味での問題があって、ラスパイレスについて。ほかの自治体でこういうことでクリアされているような例はあるのかどうか、おわかりになれば。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君）　いろいろやり方というか、ラスだけの目的じゃない、財源のというところの目的で、例えば常滑市は今もずっとやっています。愛知県職員もやっていたし、今も縮小してやられています。

あと全国的に見ると、私どもは4つ給料が通常であれば上がるんですけど、全員2段階に抑えるとか、そういう方策をしているところもございます。

◎副委員長（木村冬樹君）　この条例の制定について、少し基本的なことでお聞きしますが、削減するということでの影響額というのはどういうふうになっていますでしょうか。出しているのであればできれば平均で、7級、8級、6級、4級、5級という形でどのぐらいの賃下げになるのかという部

分がわかるようなものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。月額での部分だけということだと思っんですけど、少しそういう数字的なことを教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 今回削減するのは、給料と地域手当という、この2つを削減いたします。

削減の影響額なんですけれども、まず8級の現部長さんの方ですが、年額で申し上げます。年額では約17万円でございます。7級課長が約16万円、6級主幹が約10万円、5級主査が約5万円、4級主任が約4万円の削減の見込みでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。相当大きな影響だなあというふうに思います。

先ほど、これは本会議でも相当議案質疑もありましたし、代表質問でもあったわけで、きょうの委員会の審議も含めてラスパイレス指数というものの見方だとか、あるいは賃金を比較する場合にいろいろな方法があるということが明らかになってきているというふうに思います。

それで、今、先ほどのところで、団塊の世代の部分の退職が落ちつくということだとか、あるいは過去の賃下げのときの現給保障をしてきた部分が平成29年度で終了するというようなことだとか、だからラスパイレス指数というのは変動していくというふうに思います。

ただ、先ほどの中で、今の職員構成が、40代後半から50代前半というところが、いわゆる10年間ぐらいそういう人たちの体制が管理職になっていくというところでいくと、10年間そういう体制が続くということでのラスパイレス指数の問題もあるというふうに思うんですけど、ラスパイレス指数だけに、そういう比較だけで賃下げをしていくという方法が本当に正しいのかなあというふうに思うわけです。ですから、先ほども言ったように、いろいろなことが起こることによって、変わっていくものに対して単年度でそういうことに対応するということが自体がおかしいのではないかなあというふうに思うんですけど、例えば10年間ラスパイレス指数が一定高い水準で推移するということがあれば、今後もこんなやり方を繰り返していくということで、今回のこの条例を許せばそういうことになってくるというふうに思うんですけど、その辺の考えはいかがなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほど質問にありましたように、最初の大野委員ですか。平成23年度から102で27年度は101.9と、5年間100を上回る公表がされております。

ですので、年収ベースとか、そういった比較は続けて、改善できるものは

トータルな給与見直しのところで実施していくということでありますので、ラスについて、ずっとこの条例を実施していくことではないです。そのために期間を定めた条例にしておりますので、また来年度の状況を見て判断をしてみたい。人事異動もございますし、先ほどの昇任もあるものですから、それを見て研究・検討していきたいというふうに思っております。

◎副委員長（木村冬樹君） 先ほど来、職員のやる気、モチベーションをどうキープしていくのかという議論もあったと思います。

それで、今影響額で見ると、部長でいえば17万円だとか、課長だったら16万円というような年収の削減があるということで、単年度でこういうことあります。しかしながら、100を超えている状況が続けばまたこういうことが起こってくる、こういう条例がつけられるということはありますので、そういうふうなことで、本当にいわゆる主任以上の人たちの、岩倉市の中心を担っていく職員の人たちのモチベーションというのは確保できるんでしょうか。ですから、管理職手当の引き上げだとか、そういうことが同時にないと、この条例だけを認めていくということはやっぱり片手落ちだというふうに思っていますので、その辺についての今の見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今回の条例は、給与カットということで暫定的に実施をさせていただくものでありますので、単年度はラスが下がるかもしれないですけど、やめたらもとに戻りますので、これでは基本的に、根本的に是正にはつながりません。職員組合ともこれはずっと話をさせていただいて、例えば今、1年で昇給4号上がりますけど、1年は昇給停止するよというふうにするれば1年間昇給が全員停止しますので、そうすると、その1年分の昇給分が上がらなくなるので、その時点で制度として給料が全体に下がるというようなことができるんですけど、今は例として言っただけで、そういうふうにするというふうに組合と話をしたわけではないんですけど、そういう給与制度全体で今高いところをどういうふうに引き下げるかという話し合いを組合とさせていただいた中で、時間的な制約もあって、この3月議会に提案するまでに結論が出なかったものですから、かといってこのままほかっておくわけにはいかないの、暫定的に1年間給与をカットして下げましょうということ。ですから、このままほかっておくということではありませんし、組合ともその辺は今後引き続き協議をする中で、給与の制度としてどういう見直しをするか。今言われました手当の問題についても、管理職手当が近隣と比べて岩倉市は安い。それは私のほうも確認しておりますので、その部分も含めて全体的な見直しを、私は総合的な見直しという言い方をさせていただきましたけど、給料と手当も含めた全体の見直しを今後も

組合と話をさせていただいて、遅くとも3年後ぐらいまでにはきちんとそう
いったものができるように、引き続き協議のほうを進めていきたいというふ
うに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほど交付税に影響が出ているという話がありました。
そもそも国の関与で、交付税で操作するなんていうのはもってのほかだ
と思うんですが、自治体が集まって国に申し入れとか、そんなことはされて
いるんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 申し入れは、毎回交付税の算定について
意見があるところは申し述べてくださいというふうな文書も来ますので、ち
よっと岩倉市からは申し入れていないですけど、そういう意見が出ていると
ころもあります。

それで、交付税、具体的に今年度の算定を見ますと、27年度の交付税算定
は26のときのラスパイレス指数、それからその前5年間の平均を使っている
んですけど、26年度が102.2だった。これが100だとしたら、岩倉市の交付税
額としては730万ほどふえるということになります。なので、その分切られ
ているという。それから、5年間の平均が100を超えるところには一定の補
正はありませんので、これが100をちょっと切るというふうだとすれば900万
ほど、岩倉がそれだけ上がると全体のバランスは変わってきますけど、ほど
というふうに申し上げますけれども、それぐらいの影響額が出ております。

なので、このラスが使われ始めてきたのが25年ごろから、震災がありまし
て国のお金が足りない、国家公務員の給料を2年間下げますよ、次の1年目
については市町村も協力してくださいという、7.8%下げなさいというところ
があったんですけど、そのあたりからラスについても交付税の基準額に反
映されるようになってきております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、ここで質疑を終結いたします。

討論はございますか。

◎委員（堀 巖君） 私は、この条例に対しては反対の立場で討論したい
と思います。

やはり本会議、代表質問でも明らかにしましたとおり、ラスパイレス指数
というのは問題点をたくさんはらんでいるということが明らかになっている
と思います。

第1点目として、比較対象の違い。本所次長以上の幹部職員は、指定職俸
給表というより高い給与水準の俸給表が適用されているにもかかわらず、こ

れは国ですけれども、比較の対象とはされていません。

それから、早期勸奨退職が国では敢行されていますが、この方たちも対象から外れていますし、特殊法人等への現役出向も増加しているものと考えられていますけど、比較の対象から外されています。

それからさっき出ましたように、地域手当、管理職手当などの数値が入っておらず、年収で比較すると大きく食い違えます。ラスパイレス指数の順位と年収の順位とは、本当に相関関係がないわけであります。このことは、言いましたように、今、現政権の重鎮であります谷垣さんが財務大臣であったときも、経済財政諮問会議でこのラスパイレス指数については各種手当などを考慮する必要があると言って、全体像を把握するには不十分というふうの問題点を指摘しているとおりで。さっきも言いましたが、市長も答弁の中で怒りを覚えるほどといった表現を用い、このラスパイレス指数について批判してみえました。

そういった中で、市としてこのラスパイレスを根拠としてカットをするというのは、やっぱり近視眼的であるというふうに判断します。よって、今回のこの条例については根拠が極めて薄いというふうな考え、反対するものがあります。

◎委員長（須藤智子君） 賛成討論。

◎委員（相原俊一君） 議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定について」、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、市職員の給与の適正化を図る必要があるために、臨時的に制定するものです。具体的には、国家公務員の給与を100とした場合の岩倉市職員の給与水準を示すラスパイレス指数が平成27年4月1日現在で101.9であり、この数年は同様の数値で推移している状況であります。

しかし一方、ラスパイレス指数は国家公務員との比較であって、参考とすることはあっても給与決定の直接要因ではありません。そこは十分理解した上で、市の職員の構成がいびつであり、平均年齢が県内他市との比較でも若いという特性もありますが、ラスパイレス指数については、全国の自治体が同じ計算によって算出されるものであり、本市の職員のラスパイレス指数は全国で36位であることについては、市民には理解できないものがあります。

日ごろ市の発展、市民の福祉のために働いていただいている公務員である市職員の皆さんは、みずからの給与に関する問題であり、私情はいろいろあるとは思いますが、市の財政再建化も理解されて決断をされていると。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、臨時的に給与を削減することによって職員の適正化を図ることにつながるものと考え、議案第7号

「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定について」賛成といたします。
◎副委員長（木村冬樹君） 議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定について」、反対の立場で討論を行います。

この条例につきましては、岩倉市の職員給与のラスパイレス指数が高いことから、平成28年度の職員給与のうち、月額で支給する給料及び地域手当について、役職でいえば、部長・課長は3%、主幹は2%、主査は1%を削減するという中身であります。影響額につきましては、部長でいえば年収で17万円、課長でいえば16万円、主幹でいえば10万円、5級の主査であれば5万円、4級であれば4万円、こういった額が削減されるという大きな影響額を持つものであります。平成27年度の岩倉市の職員給与のラスパイレス指数が101.9ということで、全国50位以内ということでの今回の条例の制定であります。

このようなことが起こった原因としては、過去の昇給だとか、あるいは賃下げを行った際の現給保障という措置、こういったものが上げられております。また、岩倉市では、比較的若い職員の管理職への登用なども影響しているということが言われています。職員組合との協議につきましては、今後手当の低い部分の引き上げなど、総合的な給与制度について検討していくことで合意を得たとも伝えられています。

さきの代表質問、あるいは議案質疑、今回の委員会の審議、こういった中でラスパイレス指数の理不尽さというものも明らかになってきていると思います。高額な給与を受けている官僚などについてはこれに含まれないだとか、あるいは12%から18%という地域手当など、各種の手当について含まれていない内容ということでもあります。市長の答弁でも、ラスパイレス指数での比較については理不尽であり、怒りを覚えるというようなことも述べられております。国家公務員との賃金比較という点でいえば、手当も含めた年収ベースでの比較が必要ではないでしょうか。

以上の点により、他にラスパイレス指数だけで職員給与を下げるべきではないと考えます。また、管理職手当の引き上げなどとセットで提案されるべきものではないでしょうか。

またさらに言えば、議会は市民感情とは別に異なった形で客観的な判断がやっぱり必要だというふうに思います。そういう点も含めまして、この議案第7号については反対いたします。

◎委員長（須藤智子君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 討論を終結いたします。

続きまして、採決に入ります。

議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第7号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（鈴木麻住君） この議案につきましては、本会議でもちょっと質疑させていただきまして、いろいろお聞きしたんですけれども、どうも納得できない部分は何カ所かあります。再度ちょっと質疑させていただきたいんですけれども、この公共施設再配置計画の検討委員会というものが、委員会の組織9名で検討されているというお話でした。この事業は、28年度と29年度の2カ年で策定をするという予定であると。具体的に、年間会議が3回程度計画されているということですが、その委員会の主な内容としまして、再配置計画の策定に関することというふうに定めてあると思うんですね。その再配置計画を策定するためのまず資料というか、何をもとに策定を行うのか。それと、その策定するためのスケジュールですね。2年間のスケジュールをちょっと教えていただきたいんですけれども。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） まず再配置計画の資料ということですが、ひとまず今年度、来年度で策定します岩倉市公共施設等総合管理計画が基準になってきます。その後の資料としましては、本会議でも出ましたとおり、あと市民アンケートとかを行いまして、再配置について検討をしていくことになると思います。

それからスケジュールであります。28年度につきましては、先ほども申しました市民アンケート等の結果を受けて、再配置の基本計画、公共建築の評価とか分析を行っていく予定をしております。29年度につきましては、実際に施設についての再配置計画等を行いまして、パブリックコメント等を行っていく予定をして、最終的に策定ということになると考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほどの説明で、総合管理計画をもとに協議をしていくというお話でしたが、総合管理計画というのは、27年度、28年度、今年度予算をとっているはずなんですね。で、いつの段階で成果品が上がって、その成果品をもとに委員会で協議をしていくというスケジュールですね。その辺がちょっとよくわかんないんですけど、その辺をちょっと教えてください。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 総合管理計画と再配置計画の関係と思いますが、総合管理計画のほうで全体的な削減目標を立てるわけなんですけど、その立てるに当たりまして、再配置計画との関連もありまして、一部ちょっとやりとりをやりたいと事務局としては考えておりますので、28年度1年間は一緒に検討していくということにしておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 一緒にやっていくという意味合いがよくわからないんですけど、委員会等総合管理計画の策定も委員会がかかわるという発想なのか、どういう意味合いなのか、ちょっともう一度教えてください。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 総合管理計画のほうにはこの再配置計画の委員会はかかわり合いません。総合管理計画のほうにつきましては、今、内部の職員で研究会というものを開催しておりまして、内部職員で検討してまいります。

ただ、その総合管理計画の数値目標とか、そういうことに関しまして、再配置をどこまでやるのかとかいうことによって多少変更が出てくるかなあというふうには思っておりますものですから、その辺で総合管理計画と再配置計画のやりとりをちょっとやりたいというふうに事務局としては考えております。

◎委員（大野慎治君） 全くもってわからないですが、大変申しわけないですけど、まず再配置計画の検討委員会に入っただけの委員さんに関しても、施設カルテや現場をまず認識してもらわなきゃいけない。当然ですよ。だって、全ての公共施設を把握している方なんて岩倉市内には皆無ですから。市の職員だって担当のものしか知らなくて、ほかのものなんか知らない方ばかりの、建設部は修繕とか管理をやっているのだからわかるかもしれませんが、ほかの職員なんて誰もわからない。市民の皆様なんて余計わからない。

この委員に入っただけの方は、まず施設カルテ、白書、そして現場を見てもらうのが手順ですよ。そこから委員さんになって再配置計画の検討という話になるはずなんですよ。なのに、もういきなりアンケートの査定とか、アンケートがいつ行われるのか。しかもこれ、4月1日から設置となってい

るけれども、実際公共施設等総合管理計画は28年度いっぱい策定して、再配置計画も委託して、実際できるのなんて10月、いや、もう正直言って29年1月以降ですよ、実際検討できるようになるのは。そんな中で、今の説明ではこの委員会のスケジュール自体もまだ未定ですという話で、4月1日設置というのはおかしくなっちゃうのね。まずそういった現状認識をしていただきますといった委員会だったら僕は十分大切だと思うけれども、それが抜けちゃっているというところがだめなの。回数もちよっと少な過ぎるんじゃないのと。2日か3日ぐらいかけて現状認識をしていただくという勉強会のような委員会がまず必要だと。そこからが再配置計画だと僕は思うんだけど、この3回をそれに使うというんだったら僕はいいと思うんだけど、今の説明だと何をやってもらうんだというのがはっきりしないんですよ、これ。はっきりしないと、この再配置計画の検討委員会というのがおかしくなると。まず現状認識、施設カルテ、施設白書を認識してもらう時間ですと言っていたら十分この検討委員会が必要ですと僕ははっきり言えるけど、現状認識もしていない、カルテも見ていない、白書も見ていない方に公共施設等総合管理計画もまだできていない段階で再配置計画の検討なんていうことは甚だおかしいって。だから、現状認識をしていただくんですよ。この3回はその3日間ですと言っていたら僕は十分に意味があると思うけど、いきなり仕事をしていただくという形ではおかしいんじゃないでしょうか。見解をお聞かせください。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 確かに、委員さん、すぐには現状認識は難しいと考えております。ですから、29年度に入ってから再配置計画の策定をするということにしておりますが、28年度につきましては、市民アンケート、これは事務局で案をつくるわけですが、それについて、こういうアンケートをしますということについてまず検討してもらおう。こういうアンケートでよろしいかというような検討を委員会ですていただくということを考えておきまして、その後の、最初については当然白書、総合管理計画も素案の段階で委員会に出そうかなとは思っているんですが、その辺で今までできた白書、施設の調査内容、当然これは第1回で委員会のほうには資料として提出させていただきたいと考えております。28年度については、最終的に再配置に向けて基本的なことを打ち合わせ、検討していただきたいと思っておりますが、そういう回答でよろしいですか、間違いですかね。

◎委員（鈴木麻住君） しつこいようですけど、今アンケートと言われました、28年度。その市民アンケートをとるのに、今、大野委員が言われたように、委員会の方にも理解できないようなことを28年度に市民の方にどうやっ

て周知をさせて、その周知させる方法ですよね。その結果、どうやってその人たちが理解したアンケートに答えるのか、それが理解できないです。だから、総合管理計画があってそれを皆さんで検討して、内容をわかりやすく精査して、それから市民アンケートなら、まだ市民の方もそれをどういうふうにしたらいいかという検討、理解した上で回答ができるかもわかりませんが、そういう条件すら、そういう資料すらまだ今、要するに28年度で一応つくり上げるという段階で、それに並行してどういうふうアンケートをとるのか、ちょっと教えてください。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩前を閉じて再開いたします。

◎建設部長（西垣正則君） 回答がちょっとなかなかはっきりしないというところで、委員さんのほうからの質問にきちっと答えていないというところがありまして、大変申しわけありません。

今、担当のほうから申し上げたのは、今事務局が想定していると。予算組み等もありまして、年間3回ぐらいの会議は必要だろうという形で予算のほうも上げさせていただいております。

その中で、本会議で僕少し言ったと思うんですけど、やっぱり実際に選ばれた委員さんの御意向というか、その会議の中でも今後の進め方等というのはお話し合いがされると思うんですね。そういう結果も見て、場合によっては、例えば市民参加条例の中にもあります公聴会みたいな形のものも逆に必要だという話になれば、そういうこともやっぱり考慮していかなきゃいけないというふうに思いますし、なので一旦4月、5月、6月ぐらいをかけて、実際のところ、委員さんにも今事前には当たっていない状況だもんですから、その委員の選考も含めて夏ぐらいに委員さんを決めさせていただいて、そのスケジュール的なところも委員さんの御意向も含んだ形で決めさせていただきたいという形にお願いしたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） ちょっと質問を変えたいと思いますが、ちょっと予算のほうに入ってきちゃうんですけど、委託料で委託して任せる部分がありますよね。それとこの検討委員さんが行うべきものとの区分が何かはっきりしないから変な議論になってくると思うんです。そもそもそのすみ分けってどういうふうに考えていますか。

◎都市整備課長（高橋 太君） その委員会の下に、条例でもうたっていますけど、下部組織で、職員で構成する部会を予定しておりまして、基本的な現状だとか、そういったものを熟知している職員の中で、一定そういう方針

なり、そういうものを検討して委員会に上げていくんですけれど、その中で方向性とか、そういうものを議論することとしておりまして、そういった決定に際して、コンサルは資料提供だとか、そういった意見を集約した取りまとめだとか、参考資料の提示ですね。そういったものを主な業務としてやっていくという流れだというふうに認識しております。

◎委員（堀 巖君） この委員会の下に部会を置くんですね。そうすると、そのことはどこに書いてあるかちょっとよくわからなかったんですけど、部会を設けるとして、この条例にはちょっと見当たりませんが。

そうすると、その職員の人たちはよくわかっていると。だけど、最終的にはやっぱりこの委員会で決定、委員会はこの計画を策定するために置くんですよね。最終的な判断を委員会はするということで、さっき大野委員が言われるように、やっぱりある程度のレベルの知識なり、現場を知らないといけないということになると思うんですね。そこら辺のスケジュールを、さっき部長は御意向によってと言われましたけど、事務局としてきちんとやっぱりスケジュール管理はしていないとまずいと思うんですよ。だから、意向で変わるはそのとおりだけど、ある程度事務局で今どういうふうに考えて、どういうスケジュールングをしているんだというのは、さっき大野委員が言われたとおりだと思います。だから、その勉強会を何回やってというところをちゃんと答えられないというところが不思議でしょうがないんですが、いかがでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 申しわけございません。部会について条例でうたっている、条例案で上げてあるというのはちょっと間違いでしたので、申しわけございません、訂正させていただきます。

先ほど建設部長が申し上げたように、今現在、御指摘のような方向性というか、スケジュールが明確でないというのは事実でございますので、今後そういったスケジュールについても、早目早目に関係機関とか、そういった委員の方との調整を急ぎまして、支障のないように進めようというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎副委員長（木村冬樹君） 今、少し委員会の審議が予算の執行についての審議になってきているというふうに思っています。この条例の制定のところについてしっかり議論したいなあというふうに思っていますけど、要は、先ほど言ったアンケートをどういう形でやっていくのかだとか、現状認識のためにどういう勉強会をやっていくのかというところは、またそういうところも含めて議論する必要があるかなあというふうに思っています。

それで、委員会の組織の問題なんですけど、本会議でも少し聞きましたが、

市民の代表者、あるいは関係団体の代表者というところの区分について、しっかり執行機関側の中で区分をしているということが前提になるというふうに思いますけど、2号の関係団体の代表者というのはどういう団体を想定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 関係団体の代表者としましては、まだあくまで事務局の素案でありますけど、例えば社会福祉協議会だとか、岩倉市青年会議所、岩倉市ボランティアサークルなどの団体等を想定しております。

◎副委員長（木村冬樹君） 市民の代表者というのはどういう形で選んでいくのか、この点についても少しお聞かせください。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 市民の代表者につきましては、本会議でも多分部長が答えているとは思いますが、岩倉市市民参加条例に基づきまして、公募及び条例に基づき登録された市民の方から選んでいきたいと考えております。

◎副委員長（木村冬樹君） はい、わかりました。

ということで、いわゆる今の答弁を聞いていると、その公共施設を利用している方については、ここには入らないというような形になってくるのかなあというふうに思います。その辺の意見をどう反映させるかというところなんですよね。ただ、自分が使っているからといって残したとか、そういうふうになるのもまたおかしい話だというふうには思っていますけど、やはり公共施設というのは、利用状況だけで判断できないものがあるというふうに思うわけですよね、稼働状況だけでは。この間の焼津の職員の方の話も聞きまして、余計そのことを強く思いましたけど、そういった中で、これは予算の中でアンケートをどうやっていくのかという形でなっていくというふうに思うんですけど、そういった方の意見、先ほど部長の答弁の中で、討議会だとか、意見交換会だとか、こういうことが場合によってはということになりますので、そういう形になってくるのかもかもしれませんが、やはり公共施設を実際に利用している人たちの声というのは一つの大きな重要な要素だというふうに思いますけど、その辺をつかむ心構えというか、その辺だけ少し事前に聞いておきたいというふうに思います。

◎都市整備課長（高橋 太君） 今、委員おっしゃったように、利用者の方の意見を把握するということが大切なことだと思っております。

ただ、委員会の構成員も事務局でいろいろ議論がある中で、おっしゃったように、例えば児童館の父母の会さんだとか、そういった方の御意見としては、例えば施設をどうしていくかという議論になったとき、残したいという意向が強いのが当たり前だと思いますので、例えばその委員会の構成員にそ

ういった方に入っていたかどうかは別にして、例えばアンケートだとか、そういった意向の中で利用者の方の意見も正確に把握していかなければいけないと。ただ、委員の構成についてはこれから決めなければいけないことですので、確定はしておりませんが、利用者の方も入れるとか入れないとかいう話の中で、どうしたらいいだろうという議論は今しているところでございます。

◎委員（鈴木麻住君） もう1点お聞かせください。

公共施設の再配置計画というのは、私、12月の一般質問でも東小学校の件を取り上げて、統廃合という話もちらっとさせていただきました。学校は人数がどんどん減ってきていて、今、当初の10分の1ぐらいになっちゃっていると。そして、校舎も古いよという観点から、そういうことも視野に入れながら考えなきゃいけないんでしょうねと。

非常にデリケートな問題なんですね、学校一つを捉えても、今、東小のそういう状況を簡単に統廃合であるそこをなくしましょうという話ができるのかどうかということも含めて、これから委員会で組織して、要するに再配置計画をどのようにまとめ上げるかというのはそんなに簡単な話じゃないと思うんですね。それを今回2年間というか、一応予算は2年しかとっていないと思うんですけど、その事項が、策定が終了するまでということなんでしょうけれども、その辺のスケジュールとそれ以後ですね。果たしてそれを実行していく上にどういうスケジュールを考えてみえるのか、ちょっとその辺もあわせて教えてください。

◎建設部長（西垣正則君） 正直申し上げまして、本当に廃止する施設が実際案として出すのか出さないのかですとか、例えば学校の統合でありますとか、全く今は白紙の状態なものですから、ちょっとお答えはできないというふうに思っております。

ただ、委員さん、市長の附属機関ということでこういう検討会を設けさせていただきますので、やっぱり重い仕事で難しいことも、市のためにこういうふうにしていかなきゃいけないよという一定の方針は出していきたいなあとというふうに思っております。

今後の、計画をつくった後の段階のところについては、ちょっとそういう前提があるものですから、まだ考えておりません。

◎委員（大野慎治君） 委員会の組織として、隣に1級建築士の鈴木委員員がいらっしゃるんですが、例えば1級建築士の尾北支部の市民の方とか、ちょっと専門的な方を1人入れたほうがいいんじゃないかと僕は思うんですが、これから検討ということだったので具体的にはよくわかりませんが、検討段

階に入るのか入らないのかということだけ、専門的な知識を持った方を入れるか入れないかだけお聞かせください。

◎都市整備課長（高橋 太君） 申しわけございません。今の段階で本当に決まっていないという状況ですので、御意見を承りまして前向きに検討させていただきます。

◎委員（鈴木麻住君） 大変興味ある条例ということなので、今後いろいろ委員会の組織が決まったりとかスケジュールが決まっていく状況を逐次教えていただいて、私傍聴させていただいて、それなりに僕が思うことをちょっと個別に意見させてもらいますので、お願いします。

◎都市整備課長（高橋 太君） それは事務局といたしましても、議会のほう、議長さんと相談させていただいて、今後節目節目で報告のほうはさせていただかなければならないというふうに思っております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第8号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の制定について」は、全員賛成により原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号「岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正につきましては、2条の組織というところが3条という形で、第2条に所掌事項を入れまして、第3

条が組織という形に変更になるということでありませぬ。

それで、少し新旧対照表を見ますと、表現が変わってきている部分がございます。そういった中で、第3条第2項の2号、3号、4号というところについて、どういう想定で行っているのか、どういう人をお願いしようと思っっているのか、こういった点について今考えがございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

◎秘書企画課主査（小出健二君） 今、御質問いただきました点についてですけれども、2号で規定させていただいております企業の代表者につきましては、現状も自治基本条例審議会の中で市内の事業所2名、2つの事業所から委員をお願いしておりますので、その方を引き続きということではございませぬけれども、市内の企業の中からお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

また、市民活動団体の代表者を3号で規定させていただいておりますが、こちらについては、市民参加条例の検討委員会の中で市民活動団体の代表者の方に委員になっていただいておりますので、今後、市民参加条例の検証をしていく上で、市民活動団体の代表者というお立場から御意見等もいただきたいということで規定をさせていただいております。

また、市民の代表者につきましては、今も自治基本条例審議会のメンバーについては、市民の代表者の方が7人お見えです。中には自治基本条例の検討に携わった方が3名と公募による委員が3名、市民登録制度による委員が1名ということですので、29年の4月に改選のタイミングになりますので、その部分でまた公募等を活用しながら委員のほうをお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませぬか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） これで質疑を終結いたします。

続きますして討論に入ります。

討論はありませぬか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論がないようですので、採決に入ります。

議案第9号「岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市表彰条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、採決に入ります。

議案第10号「岩倉市表彰条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号に入ります。岩倉市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

引き続き質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので討論を省略し、採決に入りたいと思います。

議案第11号「岩倉市情報公開条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第12号「岩倉市行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 今回の主な改正の内容が行政指導についての方式だとか、行政指導の中止等を求める場合の規定だとか、あるいは処分等を求める場合の規定だとかということではありますが、どのように現行と変わってくるのかというところがやっぱり法律の改正に伴うものでありますので、非常にわかりにくい部分があります。少し平易な言葉でどのように変更がされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回の改正につきましては、委員さんからもお話がございましたように、行政指導に関して何点かの改正ということでございます。

主な改正の内容をもうちょっとわかりやすくということでもございましたので申し上げますと、具体的には、法律に規定された要件に適合しない、合わないというような行政指導を受けたと思われる場合に、その行政指導の中止を求めるというような規定ができたということ。その前に、行政指導を行う者というのは、法律の条項ですとか、あとその条項が示す内容といったことをきちんと示して行政指導を行わなければならなくなったということ。さらには、法令違反の事実を発見した場合にその是正を求めるようなことができるようになったというような、この3点が改正の内容でございますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 今お聞きすると、当然のことが今までやれていなかったのかなあというようなイメージに立ってしまうわけですけど、要するに、法律が定める要件を満たすか満たさないかというところを以前よりもきちんと明確に示すだとか、あるいはそれが明確に満たさないという場合に中止を求めることができるようになったと。もちろん法律が定める要件がなければ、満たしていなければ行政指導は行われたいというふうに思うわけですけど、その辺がちょっと以前と比べてもっと厳格になったというところが少しわかりにくいんですけど、そういう点について何か具体的にありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　そもそも今回行政手続法という法律が改正されたことによりまして、市町村というか、自治体においても同様な法に基づく、法の規定と同様なことを定めるとというのが今回の趣旨でございます。

ほかの議案になってまいります、行政不服審査法の改正に基づくものが今回何件か出ていると思います。それとの関連で、実はこの行政手続法も議論されたという経緯がございました。

ちょっと若干趣旨とは異なりますが、制度の概要ということですので御説明をさせていただきますと、行政不服審査法の関係というのは、どちらかというと実際に法に基づく処分が行われた後の段階のことを言うんですね。今回のはたまた行政手続条例、行政手続法は、実際に処分が行われる前段階で指導とか、そういったことが行われることについてより市民の方に公平性、明確なというようなことを位置づけるというような形で今回改められたということです。

確かに、もともと当たり前のことじゃないかというような議論はあるかもしれないけれども、行政指導というのがなかなか処分などと違って一定見えにくいというか、岩倉市としてはそういうことはしていませんけれども、職員が任意で、自分の考えで行うというようなことがあってはいけないものですから、きちんと法令の条項ですとか、内容を示して行うということを明文化したというような改正の経緯でございますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（木村冬樹君）　ありがとうございます。

◎委員（堀　　巖君）　ちょっとわかったんです。もう一回確認です。

例えば今、南区でハトのふんの問題がありますよね。御存じないですか。住民が餌を道路にやってハトが集まっちゃって、そのふん公害で困っていて、名古屋市が行政指導に入っているというニュースが本当に頻繁にされています。そういった具体例をとると、今までは行政指導するときに根拠とかを示さずにやっていたわけではないと思うんです。それがこの追加で資料を見ると、示さなければならないというふうに変ったととると、さっき木村委員さんが言われたように、前はやっていなかったのかな、これが新たに追加されたのかなというふうになっちゃうんですけど、本当にそうなんですか。前もそうやってきちんとやっていたんではないんですか、行政指導を行われるときというのは。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　委員おっしゃるように、これまでそういった行政指導をする際に法令の条項を示さずに行うというのはやっていなかったということです。これまでもきちんとやっておりましたが、ただ行政手続法、または条例に明文化されていなかったということでございますので、今回は

先ほどの経緯でも御説明したように、住民救済というか、私ども市なり国が行う手続を透明なもの、公平なものにしようという観点からこの規定が設けられたということでございますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第12号「岩倉市行政手続条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 全員賛成であります。

採決の結果、議案第12号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、討論を省略し、採決に入ります。

議案第13号「岩倉市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。
質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、討論に入ります。
討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第14号「岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号「岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。
続いて質疑に入ります。
質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、採決に入ります。
議案第15号「岩倉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それではお諮りいたします。

ここで休憩をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 異議なしと認めます。

よって、休憩をいたします。再開は1時10分から再開いたします。お願いします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、皆さんおそろいでしょうか。

それでは、ただいまより総務・産業建設常任委員会を再開いたします。

続きまして、議案第16号の審議に入ります。

議案第16号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はどういたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

続きまして質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 常時勤務する一般職に属する職員に改めるという改正文がありますが、常時勤務する一般職に属する職員とはどんなものでしょうか。例えば、4分の3以上勤務する職員であるとかいうところで理解はよろしいのでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） ここで規定をしております一般職に属する職員ということなんですけれども、まず職員という定義がこれまで幅広いところが、再任用職員を含むだとかいろいろなことが想定されたので、まず一般職に属する職員ということに改めさせていただきました。

ここで常時勤務する職員というのは、4分の3ですね。4分の3以上勤務をする職員ということでございます。

◎委員（堀 巖君） いわゆる臨時的任用職員でも4分の3以上の職員がいると思うんですけれども、例えば市長部局、教育委員会の事務部局の大きいところでは何人ぐらいお見えなんでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 市長部局では2人でございます。

◎委員（堀 巖君） そうなると、その2人を含めた市長事務部局の、例えば1割増しというふうに説明があったわけなんですけれども、現時点での実数としては何人なんですか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 大変申しわけございません。2月3日現

在ということをお願いしたいと思います。187名でございます。

◎委員（堀 巖君） できれば順番にわかれば、今現在の実数として205が187とか、そういうので上から順番に教えていただけませんか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） では、上から申し上げます。

187、4、5、2、5、102、14、50、6、4でございます。

◎委員（大野慎治君） 本会議でも消防の改正後の人数について質疑させていただいて、消防長から、指揮隊がないので整備体制を検討していきたいという趣旨の回答があったと思いますが、ちょっと質疑でもあったんですけど、緊急消防援助隊に登録しているのが、今、消火隊で5名、救急で3名が登録されていると思うんですが、今時点で8台、今回の予算でさらにはしご車で5人登録しなきゃいけないと思いますが、東日本大震災のような震災が起こったとき、この13人なんか全員派遣していたらもう消防がままならない状態であることは間違いないと思うんだけど、その見解をお聞かせください。

◎消防署長（真野淳弘君） 今の委員の御質問なんですけれども、岩倉だけではなくて、ほかの市町も重複して結構登録しております。

それで、必要なものを、例えば3隊同時に要請がかかるとか、そういうことはないと考えております。したがって、救急が必要であれば救急隊、消防隊が必要でしたら消防隊が必要ということで要請があるというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） それはちょっと状況が甘くて、南海トラフ地震のときは、近隣市町が被災するときは絶対に要請が来るわけですよ。一番近い岩倉市が、海岸沿いとか何かのところに。そんな甘い認識では絶対にだめなんだよ。南海トラフ地震が発生することが予期されている事態のときに、そんな甘い考えでいいと思っているのかと。当然要請は来ますよ、岩倉市だって。岩倉市の被災が多分今の愛知県の発表では少ないと言われておる現状で、そんな甘い状況ではだめなんだって。

だから、たまたま犬山市議会が、平成26年9月のときの議会で定数を106名から111名に増員を図っている。4月1日から3年から4年かけて定数を5人ふやそうという状態ですよ。指揮隊のある江南消防でもですよ。だから、岩倉市においても今現状指揮隊がない現状下において、愛知県内でただ一つしかないという、こんなのは岩倉市の恥だと。本来なら定数は56名に増員するべきではなかったのかと。僕は、これは信念として思っているの。本当は6月の一般質問でしようかなと思っていたぐらいのことだったので、これは56名にしなければならいんだよ。消防署長の見解を。

◎消防署長（真野淳弘君） 委員のおっしゃられるとおり、本当に一名でも

多く定員がふえれば、消防署としてもこんなにありがたいことはないと思っています。

今、現状、指揮隊もそうなんですけれども、例えばこの間の大山寺町の火災でありまして、救急が2件重なっておりまして、支援隊もその救急の一つのほうに出動しておりまして3隊出ておりました。普通は、消防署としては3隊しか同時に出動させることはできないんですけれども、たまたま総務課に1隊消防車を出していただいて、支援隊に行った消防車を東新町から出動させたという経緯であります。本当に指揮隊も含めてこういう救急事案とか、火災事案が本当に重複するような時代になってきましたので、本当に定数を1名でも多く上げていただけるとありがたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） 私からもう1点、議会事務局の人員についてなんですけれども、岩倉市議会は、平成27年3月25日に市長に対して議会事務局の強化ということで、人員増等、いろいろほかにもありますけれども、申し入れをしているんですけれども、このことについて人事当局は把握していますでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 把握しております。

◎委員（堀 巖君） 把握した上で、これは去年初めてやったことではなくて、その前にもたしか須藤委員が議長だったときに申し入れをしているところですね。そのことを含めて実人員が今4だということで、執行部当局としての考え方は4でいいだろうと。そういうことでの今回の提案と理解してよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） はい、そのとおりです。

◎委員長（須藤智子君） ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、休憩を閉じて再開いたします。

◎委員（宮川 隆君） 申しわけありません。

総人員管理の部分で聞きたいんですけれども、市の職員の必要総数というんですか。メーカーなんかだったら生産量に合わせてとか、それから販売局であれば、目標とするノルマに合わせてというところで当然総枠人事というのが計算上出てくるとは思うんですけれども、いかんせん市の職員さんたちの仕事量と人員の関係というのは、なかなか数値ではあらわしにくいというふうに思っているんです。

その中で、この人員の総枠というのはそれぞれの仕事に必要な人数の積み上げなのか、それとも同規模自治体の総数に合わせてだとか、人口規模に合わせてとかという何らかの指針みたいなものがあって、人員というのは決ま

っているのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 人員に関しましては、今年度についても年度当初に来年度の必要人員を各課ヒアリングして、来年度何人必要だというものを定めております。それをもって採用計画も立てております。標準的といいますか、岩倉市だけでしかやっていない事業もございますし、他市となかなか比較ができないところだと思います。

先ほどもおっしゃられましたけど、自治基本条例の中には、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう定員管理に努めなければならないというふうに定められています。消防についても必要性は認められるんですけれども、いつ起こるかわからない災害のために職員を抱えておくというのは、この自治基本条例のフォーラムのときにも森先生もおっしゃられましたけど、そんな職員の管理はないですよということもおっしゃられたのもございます。それは一人でも多ければいいというかもわかりませんが、適正な人員については毎年度図っているつもりでございます。議会事務局も当初の、局からですと4というふうに要望がございました。これが最低人員だという申し添えもありましたけれども、それを勘案して4というふうにしています。だから、この定員5というのは上限というふうに認識しておりますので、それが必要であれば5までは持っていけるだろう。議会についても、以前と比べますと委員会も毎日1つというふうに変ってきております。前は同時に常任委員会を並行したときもございましたし、いろいろ状況は市の運営の仕方によって定員の数、必要数も変わってくるものだというふうに認識しております。

◎委員（宮川 隆君） 今、議会事務局のことで言われましたけれども、認識としては、さっきの4は最低だよと。で、実人員の1割というところで市全体の中の一定基準ということだと私は認識しているんですけれども、それは議会事務局に限らず今後の仕事量であったり、季節的なものも含めてそれが必要と認められた場合には、異動も含めて柔軟な対応というのは考えられているのでしょうか。全体の中の話やね。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） それは、議会事務局に限らず全ての部局においてそうだというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） この間、ずうっとこの定数条例には手をつけずに放置してきたわけで、今回実人員に合わせるという話なんですけど、さっき要望というふうに言いましたが、なかなか担当部局のこれまでの長い歴史から見ると、今の現存の人員からそんなに大幅に、本当は人が足りないという状況を抱えながら、なかなか人事当局には要望しにくいというか、全体の予算

もありますから、そういう話もあると思うんですね。

で、議会事務局で例を挙げて言うと、全国的な市議会の議長会の統計等、それから昨今の議会改革の流れ、そういったところから勘案すると、やはり市長部局との人数的なバランス、力量の今後の方向性というのは、今、執行機関側が考えているようなことではなくて、やはり政策を提案したり、いろんな調査をしたりというところについての見解・見識が若干乖離があるだろうというふうに思うわけです。それが、23年、そして27年の議長からの要望ということにつながっているというふうに思うんですね。そこら辺をもう少し理解していただく、ずうっとこの間無視してきたわけですから、議長の申し入れを執行機関としては。やはりそこを、議会側も今の議会改革の流れみたいところを数量的に明示してきちんと説明する必要があると思うんですけど、やはり今の現体制では無理が生じてきている部分というのはなかなか届いていない、言わなかったところも悪かったけれども届いていないというのが本音なのかなというところがあるんですが、そこら辺、人事当局としての考え方というか、今後の二元代表制というところが声高に叫ばれつつありますが、そこら辺に対しての認識はどうなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 議会事務局の職員のやるべきこと、それはわかっているつもりですし、それを無視してきたということでは決してないと思います。

先日の議会基本条例の中でも、議会事務局の強化ということを来年度の課題というふうに、最重要テーマの3つの中の一つに位置づけられておりましたので、来年度もしそういうことであればきちっと話し合いをして、5名以上が必要であればこの定数条例は変えていくことは可能だというふうに思っております。

◎副委員長（木村冬樹君） この定数条例というのは、非常に捉え方が難しいなあというふうに思っています。

というのは、定員管理ということでこれ以上はふやさないということの数というふうに言われましたし、一方では実人員の1割増し程度ということで示されているわけです。ですから、実人員の1割増し程度ということは、今の実人員というのが、いわゆる今の時点での執行機関側として適正な人員というふうに思っていると思うんですね。ですから、いろいろ具体例も今出ましたが、例えば市長の事務部局というところで187人という現人員があって、これが例えばもっと増員が必要だよというようなことになってくると、この条例を改正するという形になってくるというふうに思うんですけど、そういう考え方なんですか。ですから、例えば先ほど議会事務局のことが出ま

したけど、今5人に増員ができると言いつつ、5人に増員した場合はこの条例を変えなきゃいけないという形になってくるわけですよ。ですから、ちょっとその辺で、例えばこの条例の一部改正を認めるということは、市長部局の人員を187人でよしとするということを議会として認めることを意味すると思うんです。そういうふうな捉え方にならないでしょうか。ですから、今の議会事務局でいえば、4人をよしとするという考え方になるんじゃないでしょうか。ちょっとその辺の考え方について、少し整理して教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 市長部局は205人でありまして、来年度については、今年度の前半にはかったところで、福祉とか長寿介護については1人増員というふうに計算しております。企画は1人減らすとか、国勢調査も終わったので1人減らすとか、そういうような人数ではかっておりますので187ではないです。現状というふうに申し上げました。欠員もございます。やめられちゃった人もいるので、今それが足りているというふうには思っておりません。

もともとこの経過は、改めて、御承知おきだと思いますけど、教育委員会が教育こども未来部ができたときに定数を改正した。その前は消防が47人だったのを50人に改めたということはございますので、教育こども未来部ができたときに、教育委員会以外のところは直していませんでしたので、しかるべきときに改正しますという答弁もあったかと思ひまして、今回改正しているということございます。ですので、先ほど言った187については2月3日現在ですので、決して28がそれでいいというふうには思っておりません。

◎副委員長（木村冬樹君） では、兼務の関係になると思いますけど、3号の選挙管理委員会の事務局だとか、5号の農業委員会の事務局、そして10号の公平委員会の事務局というところで、ここは数字がそのままのものだとか、変わってくるものがあるわけで、ということで考えますと、例えば選挙管理委員会は今5人だけど、もう1人必要だという状況というふうに思われるわけですよ。そうすると、農業委員会というのは今5人だけど4人にすべきじゃないかというような思惑というか、執行機関側の考えが出てくるんじゃないかなあと思うんです。公平委員会でいえば、今4人だけど5人にしなきゃいけないということになってくるんじゃないかなあというふうに思うんですけど、そういう捉え方でこの定数条例を見ていいのかどうかというところをお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 選挙管理委員会の事務局は兼務でございまして、この5人はいずれも市長部局の人数と兼務ということでございま

す。これまで5人というところで、部長、課長、それからグループ員3人というふうで辞令といいますか、その選挙委員会事務局職員というふうにしておりましたが、今は行政グループが5人だもんですから、今回部長、課長、グループ員5人ということで7人にしたところでございます。

それから、公平委員会については、部長を除く課長とグループ員5人で6人に改めさせていただきたい。それから、農業委員会については、5人そのままでございます。

◎委員（堀 巖君） いや、それはちょっと変だと思うんですけど、やはり組織から追うのではなくて、さっき言ったように、現存でやっている選挙管理委員会の仕事、さっき議会事務局の仕事は全部わかっているというふうに言ったけど、把握していると言いましたよね。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） この選挙管理委員会の仕事だって、今やっていて足りないからふやすんじゃないんですか。部長以下兼務でやっていて、それぞれの職務、書記長とかいろいろな職務があります。それで今やられているわけですよ、きちっと職務って。なのに、グループ員が3人だからという話の持っていき方は、さっきの話とちょっとそごが生じるんじゃないですか。

◎行政課長（中村定秋君） 済みません。選挙管理委員会と、あと公平委員会ですね。行政課が所管しておりますので、少し実態をお話しさせていただきたいと思います。

もともとこの選管の事務局の職員の人数、それから公平委員会の職員の人数というのは、グループ制が始まる前、係制だったところの人数でございます。

それで、現在行政グループで、実態としてはみんなで選管の事務をやっている、公平委員会の事務をやっている中で、その中の一部だけ選管の職員、書記、あるいはその公平委員会の書記というのが実態に合わないということで、私ども行政課のほうから人事当局のほうにお願いして、定数条例を改正するのであれば、グループ員みんなで仕事をしているので、グループ員全員が書記になれるように改正してほしいというようなお願いをしてこのようなことになったということでございますので、実態としてはグループ員の数ですけれども、それは仕事の中身というふうに理解していただければよろしいかと思っております。

◎副委員長（木村冬樹君） 大変混乱してきました。

この定数条例の定数というのが、いろんな基準で定められているんじゃないかなあというふうな今の答弁と質疑のやりとりの中で思っちゃうわけです。

よね。ですから、今いる人数の1割増しということが本会議で答弁されました。それであれば、全体がそういうふうになっているのかといたら、今の答弁でいくと、誰が担当するのかわかりませんから今いる人数を当てはめましたという、そういうことも成り立つと。一方では、これは柔軟なものだから、それぞれの人事異動はもちろんありますし、増員なんかはこの範囲の人数の中だったらやれるんですよという、そういう受けとめをしていいのかどうかというところも、ちょっと3つぐらい基準が出てきてしまって、何が一番の基準で定められているのかなあとというところが、統一性というか、何かそういうところが感じられないわけですけど、そういったところをもう少しわかりやすく説明していただけないですか。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 済みませんでした。

先ほど、兼務については実人員で、必要人員で定数を言っております。それ以外のところについては、例えば市長部局であれば187の現存数の1.1倍というようなところで205人という、ちょっと5刻みとってはなんですけれども、そういう数字で改正後の定数を定めたいということで数字を入れております。

ただ、187という現在の定員については、毎年度、来年度の必要な仕事量に対する人員を見込んで採用計画、職員の定数を定めていきますので、187については、毎年度というか、変更していくものだと思います。それがもし205を超えるような人数が必要だということであれば、この条例の改正が必要になるというふうに思っております。それは年度に来年度の人数をはかって採用計画を立てますので、その前の年度には改正できるというふうに思っております。

◎副委員長（木村冬樹君） 確認です。

市長の事務部局は、187が2月3日の実人員だと。で、28年度に入ると必要な人員というか、仕事量に対する人員がきちんと各部門ごとに出て、それを合計したものできちんと配置していくという形になってくるということで、これは多分兼務のところ以外はみんなそういうふうな考え方ということなんでしょうか。

ですから、例えば具体的に言うと、今焦点となっている議会事務局、あるいは消防職員というところもこの人数の中であれば、もちろん必要性があれば増員していくという、そういう立場に立っているということで、実人員の

1.1割増しというだけではなしに、そういうことも柔軟にもちろんやるという考えなんですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） それでいいと思いますが、ただ28年度については同時に予算も出していますので、急にふやすということは予算と合っていないという可能性は出てきます。人件費については、年度の途中で補正もかけているんですけども、今の職員数というのは28の予算書に示してある数字だというふうに思っています。

◎委員長（須藤智子君） 質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） さっきの答弁とちょっと違う感覚を受けてしまったので、さっきは1.1というところ、本会議の答弁が一番軸になっていて、それを超えるようだったらその前に条例改正するというようなことで受けとめたんだけど、今聞くと、これは205を超えなければ条例改正をしないと。例えば、187が200近くになったとしても条例改正しないということでは本当はいんですか。そうすると、定数というのはその時代時代で基準が1.1ではなくなるということをお認めということではいいんですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 200近くに行っても条例は変えないと。ただ、見ていただいたように、例えば監査事務局の2人も厳密に1.1ではない。この1.1についても切り上げ、切り捨てをやって定めておりますので、1.1ぴったりにしたということではないと思っております。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。
よろしいですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、ここで暫時休憩して、委員間討議で皆さんの御意見を聞きたいと思いますが、よろしいですか。休憩して委員間討議をしたいと思っておりますけど。

◎副委員長（木村冬樹君） 今、質疑の中で、この委員会が始まる前と、この定数条例が意味するものの受けとめ方が少し変わってきたというふうに思います。この改正後の人数までの範囲、もちろん予算というもので人員が28年であれば決まってくるわけではありますが、例えば、必要性をきちんと訴えれば、その増員については執行機関側が認めればふやしていくということも対応できるという答弁だったものですから、多分、皆さんも認識が少し変わってきているんじゃないかなあというふうに思うものから、そういうところでこの議案に対する対応をどうするのかというところを、少し皆さんの意見を出し合ったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 先ほども消防署長から御答弁があったとおり、消防

の定員に関しては、今の実数で指揮隊に関して、また緊急消防援助隊に対しても、今の人員ではやっていけないという形になります。消防に関しては一人でもふやしていただきたいという答弁もありましたので、やっぱり将来的には定数を例えば56名にふやして、3年から4年かけて人員をふやしていただかなければ、指揮隊がないのは岩倉市だけだという答弁があったように、こういうところの現実的な問題があるところに関しては定数をふやしていかなければいけないし、例えばほかの部局に関しても、ちょっとそういった細かなところまでは入りませんが、僕は消防のところだけ今の実数だったのであえて述べさせていただきましたが、そういったところは必要だし、議会としても求めていかなければならないと。市民の安全・安心を守るためにも、体制整備は消防長からも本会議でも答弁があったとおりのことなので、やっぱり体制整備を図っていただくような形をとっていただきたいという、僕はあえて消防だけが定数だったので述べさせていただきましたが、ほかのところに関しても必要であればそういった議論は必要であると考えます。

◎委員（堀 巖君） 繰り返しになるかもしれませんが、自由討議ということで。

やはりこれまでの歴史的経過、須藤議長のときからの経過を考えると、大きい市長部局の二百何人という規模と議会のたかだか五、六人というところの率、これは率ではないと思うんですよ。やはり今の現状からどうだという話も、積み上げもそうですけど、来年度予算に公聴会やら参考人招致をもっともってやって市民参加をふやしていく、市長部局も市民参加をやりませんが、議会事務局の人数の比率からいくと、とてとてもできないことは明白で、今現時点でも調査事項なんていうのは、議員さんと話をしているとなかなか頼みづらいと、事務局に。そういったことで、自分たちでやるけれども、とてとても自分たちでも調査し切れないし、今回も特例の50市、ラスパイレスの話も結構時間がかかって、全部じゃないですけど上位のところには電話をかけたり私していました。そういうところを本来は調査グループがあってやっているところというのは、議会事務局を見ると、人数が5万人、6万人という都市でもちゃんと調査のグループがあってやっている先進のところというのはあるわけですよ。そういったことを考えると、今回の実数を4でよしとするという執行機関側の考え方というのは、ずうっと何年もですからそこはちょっと私自身はのめない。当時の議長さんに申しわけない気持ちになります。私の意見です。

◎委員長（須藤智子君） ほかに意見はございませんか。

これからそういう議会改革をやって、その調査をしたりとかいろいろある

と思うんですけど、公聴人なんかもあるんですけど、事務局のあれも聞いてみないとあかんよね、体制がどういうふうになるのか、事務局の。

◎委員（堀 巖君） 現実的にふえるふえないというのは、予算もありますから本当に人員要求をしてというのはまた別の次元であると思うんですけど、僕が言っているのは考え方なんです。姿勢の問題。議会として要求したのであれば、議会として現時点の4というのは足りないんだよという認識をみんな持っていないと、あの申し入れは何だったんだという話ですよ。そこをもう少し皆さんの意見として、ただ形式的に申し入れしたんじゃないはずでしょう。そこをよく考えていただきたいというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） 要するに、この定数の意味するところが何かというところなんです。ですから、例えば6人だったことを5人に改正するというところ、定数としては改正するというところの中で我々は増員を求めています、それが否定されることになるかどうかというところが判断の基準だと思うんですよ。だから、その辺はちょっと今のやりとりの中で少し、最初は僕も5人を認めるということは現状の4人を認めることだと。5人への増員を認めないことだというふうに捉えていたもんだから、だけど今のやりとりでちょっと少し変わったのかなあというふうに思っているところなんですけど、そこをどう判断するかというところだと思います。

消防についても、55というところで1人でも2人でも増員していくという方向は出ているもんだから、指揮隊の問題は多分あるというふうに思うんだけど、56にするのが正しいことなのかどうかというのも少し、もうちょっとわかりやすく議論するほうがいいんじゃないかなあというふうに思っていて、その辺なんですよね、僕がひっかかるのは。だから、この条例改正を認めることによって事務局の増員を放棄することになるということであれば、私たちは反対しなきゃいけないというふうに思うんだけど、その辺なんです。

◎委員（鈴木麻住君） 人員を算定するときに、適正な人数というのはどういうふうに割り出すんだろうというのはちょっとよくわかんなくて、現況から1.1倍とか、何かそれを一応上限だよという話にしちゃうと、余りにもちょっと乱暴過ぎるかなと。

先ほどの答弁の中に、一応、各部局の調査というか、意見を聞いて適正だというふうに認めたという、理解したというような内容の話があったと思うんですけど、そうすると、議会からは毎年何か、僕は知らないですけど、そういう要望を出している。ということは、適正じゃないという判断のもとに要望を出していると思うんですよ。だから、それはどういうふうに理解というか、考えられたのかなあというのはちょっとお聞きしたいですね。

◎委員長（須藤智子君） 当局にね。

◎委員（堀 巖君） 木村さんがちょっとニュアンスが違ったというふう
に言ったけど、僕は最初に聞いたじゃないですか、課長に4で適正だと思っ
ていますかと。で、適正だと思っているからこれを提案したわけ、そういう
答弁があったと思うんですね。だから、そこは非常に重要で、それはやっぱ
り幾ら市長に対して2人の議長が申し入れを何年かしてきても今の4が適正
だという認識に立っているわけですから、そうなると、議会が申し入れてき
たことについての理解が進んでいないという、単純じゃないでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 先ほど木村さんが触れられたように、この総数とい
うものを絶対値としてとるのか、目標値としてとるのかというのは、かなり
大きな開きがあると思うんですね。あくまでも僕の考え方の中で。

先ほどから2点議論になっている。例えば、消防に関してはある意味待っ
たなしじゃないですか。今、救急が行っていますから火事は消せませんとい
うのは、そんなもんは言いわけにもならないし、逆に救急で心肺停止の状態
の人間がいるけれども、いや、3台出ていますからもう諦めてくださいとい
うことなんかはあり得ない話ですよ。

もう1点は、今、高度医療というか、高度救急が求められている中でやは
り技術を向上させるためには、やっぱり一定期間の研修というのは当然必要
だから、その分も当然入れた人員でなければ対応がし切れないわけですよ。
今は、広域の部分で他市に要請をかければ応援していただいている。あくま
でもそれは補完の部分ですけれども、そういうことも含めて、やっぱり消防
の定員管理というのはちょっと考えなければいけないし、もう1点、議会の
ことに関しては、これはある意味僕の責任も大きいんでしょうけれども、こ
ととして全国市議会議長会の理事だったですね。それで、東海市議会議長会
の理事会のホスト市だったんですね。おまけに尾北5市の議員研修会のホス
ト市だったんですね。だから、そういうものが事前にわかっていたら人員増
強、それが臨時的なものなのか、正規なものなのかは別としても、やはりそ
ういう作業がふくそうするときにはちゃんと要求しながらやっていかなけれ
ばいけないし、ましてやことしは正・副議長が1年目です。いろいろ諸々の
事情はあったにしろ、事務局のかなめとなるべき事務局長も初めての経験だ
ったと。いろんな要因が重なっていった先読みがなかなかできなかったとは
思うんですけども、そういうこともやっぱり議会全体として必要であるとい
うものに関しては、ちゃんと当然議長が最終責任をとるべきだと思います
けれども、そういう要求というのは逐次やっていかなければいけないし、そ
ういう状況がもし具体的にある場合には、やっぱり当局側としても、先ほど

の課長の答弁じゃないですけども柔軟に対応していただかないと、実際1月、2月の議会事務局というのは、2つの尾張5市と東海議長会の準備でほとんど手つかずで、議会の調査事項なんて全くできない状況だったので、そういう人員管理に関しては年度の予算が絡むことだからということもあったんですけども、やはりそういうものに関しても柔軟な対応というのは議会としても理由を述べて要求していかなければいけないというのは、日常業務以外でも考えていかなければいけない課題なのかなと思っているんですけども。

だから、絶対値であれば、これは今までの流れからすると議会そのものが自己否定することになりかねませんので、それはちょっと考えなければいけないし、目標値ということであれば現状をどう捉えるのかということころだと思うんですけども、最終的にはどういうふう捉えればよろしいんでしょうかね。

◎委員長（須藤智子君） でも、課長が今さっき言われたように、何か事前に申し出があれば、それは柔軟に対応するということは言われましたもんね。その対応をちゃんとうまくやらないとことしみたいな感じにもなりますね、手が足りなくて。

◎委員（宮川 隆君） 4人の事務局でできたじゃないかと言われれば確かに。

◎委員長（須藤智子君） でも、それは延びているからね。日にちも延ばしているし、だからできたということではないもんね、完璧にね。

どういたしますか、皆さん。

◎委員（大野慎治君） 消防に関しては、救急出動のとき、消防隊も一緒に出動する回数がかかりふえていて、出払っちゃっているんですね。今回の大山寺の火災についても、こんなことがあってはいけないけど出払っていたと、本当は非番員の招集をしなきゃいけなかったと思うけど、そういったときに、指揮隊すらもないから指揮隊が先に出動して直ちの指揮もできないような状態ではいけない。

6名と言ったのは、本当は、指揮隊は3名で行くべきだと思うんですが、2名掛ける3編成ということの6名といった形で、まず市民の安全・安心を守る消防に対しては強化するといった、言葉は悪いですけど、議会としての意思決定といったことは本当は必要なんではないかと私は考えています。

◎委員長（須藤智子君） そうすると、消防のほうは6プラスするということ。

皆さん、消防についてはいかがですか。

[発言する者あり]

◎委員（宮川 隆君） フリーで済みませんが、僕らからすると、指揮隊の指揮権限、指揮隊たるべき人間の役割と、その職務みたいなものがいまいちのみ込めていないんですね。

例えば、大山寺のついでこの間の状況を見ると、署長さんが顔の周りをカーンおじさんの状態で、皆さんが真っ黒になってやっただけでいるし、本来、総務の人間が全体指揮をするのが正しいのかどうなのか。岩倉の消防の規模で指揮隊を置いて組織立ってやるだけの複数のもの、本会議の席上で、他市に応援要請をしてお願いしてやっていかなければいけないときに、統一的な指揮ができる人間がいないというのはやっぱり課題があるということと言われていましたけど、だから今の現状に合わせて、消防の話でいうと、何が一番適正でどういう指揮命令系統が望ましいのかということも含めて考えていかなきゃいけないのかなと思うんです。

◎委員（大野慎治君） 総務省消防庁の整備指針があって、指揮隊の整備というものはもう書かれていることなので、災害現場などで指揮活動を行うと。まず最初に指揮活動を行う1隊がいないと、今までもそうなんですけど、じゃあ誰が指揮していたんだというのはいないんですね。災害現場で直ちに出勤する1隊がいないと。当然なんです、本来は。この総務省消防庁の整備指針さえも守っていないこと自体が愛知県内で岩倉市だけだという、多分この50名の最少の人員でやっていこうということ自体が本当は難しいんだと思うの。4名ふやしてあれですけども、今の救急出動のときに消防と一緒にいけないうような体制化においては、ちょっともう状況が変わったんだって。しかも、さきの援助隊ですね。援助隊も3台目で、災害は起きちゃいけないかもしれんけど、本当に起こったときには、ちゃんと最悪13名の隊員を派遣しなきゃいけないときもあるかもしれない。救急と消防で8名は行かなきゃいけないかもしれないということを考えれば、市民の安全・安心を守る消防としては、体制強化というのは当然必要であると。それは、市民の皆様に対しての考え方を持たなきゃいけないという。ただ、56名に今回定員を増加しても、直ちに増加なんていうのはなかなか年齢構成がいびつになっちゃうので、それも3年から4年、下手したら5年ぐらいかけてでも、そういった方向性は議会として持ってほしいというのを示すべきだというのが私の考えで、今回あえて本会議でも、ここでもちょっと述べさせていたいています。

◎委員（堀 巖君） 消防に関しては私もそう思います。

すなわち、さっき宮川さんが言われたように、目標値か何なのかといった

ときに、消防は多分目標値みたいなニュアンスが強いと思うんですよ。ただ、市長部局は目標値ではないと思うんですよね、上限だと思うんです。で、議会事務局はやっぱり目標値だと思うんですよ。それは、現時点での目標値であって、もっともっと改革が進めば目標値も変わってきますけど、だから一概に、一番最初の答弁にあったように、現行の1.1倍だということ自体がちょっと乱暴という話もありましたよね。その視点に立っているいろんな解釈が成り立つと思うんですけれども、少なくとも議会事務局の人員というのは議会側でやっぱり話し合っただけで決めるべき話で、そういったことから考えると、もっともっとこれまでの経過を大切にしながら議論矛盾を生じないように、最低でも5人必要だと言ってきた自分たちのことをひっくり返すようなことをするとそれは絶対にまずいというのが私の確固たる意見です。

◎副委員長（木村冬樹君）　ちょっと今のやりとりを聞いていて、当局側の見解とかをもう少し聞いたほうがいいかもしれんね。どうなんでしょうかね。何を言っとるんだと思ってるかもしれんけど。

◎委員長（須藤智子君）　今の議論を聞いて、当局の見解をお願いします。

◎総務部長（奥村邦夫君）　今回の改正で1割というのは何だということですが、やっぱり臨機応変に動けるように、消防なんかは今まで定数と実数が全く一緒で、何かあったときにふやすということは条例改正をしないとできなかつたんですけど、今回の改正の考え方として、その1割は何だということところは少しやっぱり幅を持っていないと、臨時的にことは、例えば今年度は国勢調査がありましたし、そういった特別な事業、今、議会でいいますと、議長さんが言われたように当番で回ってくる年回りがあって、そのときは1人ふやしたいときに一々条例改正をしないとふやせないようでは対応がすぐできませんので、そういった部分で1割ぐらいの余裕は持たせて一定数は定めさせていただいたということです。

先ほど、掘委員が要望を無視していたという言い方をされましたけど、無視しているわけでもありませんし、増員の要望ですとか、例規に強い職員が欲しいだとかという、4項目ぐらいありますけど、それは頭に入れて、今回の人事異動についてもそういったところを踏まえて、一度正・副議長にも御相談させていただきながら異動の案もつくらせていただきたいというふうに思っていますので、全く議会を無視してこちら側だけでやっているわけではないものですから、その辺はそういうことではないということだけ御認識いただきたいと思います。

それから、消防の指揮隊の話は、執行機関、こちら側で市長も交えてきちんと議論がまだされていないんですね。今いろいろ聞いていると、必要かも

しれないというふうに思うんですけど、ただ指揮隊の資格として、新規採用した職員がすぐになれるというわけではないと思います。ある程度経験だとか役職が必要だとかということがありますので、これから置いていくにしても、計画的にやっぱり人の養成もしながら置いていかないといけないというふうに思いますので、まず本当に設置をこれからしていくかどうかということも、どういうものかということも、一回こちらとしても市長も交えて必要性、本当に必要であればいつまでにどういうふうに整備していくかということもまだ全く議論がされていないものですから、大野委員さんの熱い思いは十分受けとめさせていただきながら、今言いましたように50人から55人で、55と56の違いは何だということも、計画的にやっていく中で56になる必要があれば56に改正はできますので、今あえて55を56にしておかないといけないということではないのかなあというふうに私は思いますので、必要性については今後きちんと議論をさせていただいて、また議会のほうにもお話をさせていただくということをお願いしたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 僕が無視してきたということについて、無視していないという反論があったわけですがけれども、実際、現実として、奥村さん、マイナス1を減らしてきているわけですよ。じゃあ、内部で例えば無視していないとすると、どんな議論があって、どんな結果で1減らしたんだという話をひもとくと、さっき課長が言われたことに尽きるわけですよ。今の現状4が適正だという判断をしたわけでしょう。そこを無視していないという言葉で一方的に言われるのはどうなんですか、現実論として。須藤議長のところからのずうっとの話なんですよ。それを無視していないというんだったら根拠をちゃんと、議長・副議長に相談して決めるというのは当たり前で、それは反省に立ってね。そのことと、この定数、人員の増強であるとか事務局の強化について、これまで執行当局の中でどんな話し合いがされてきたか教えてください。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今の実人員が適正でないと言ったら予算も上げられませんので、当然今ある職員数の割り振りの中で市長部局は187と言いましたし、議会は4というのは、その現状の職員数で4人の割り振り、今までどおりの4人ですけど、それが適正で予算も上げさせていただいているということですから、多い少ない、少ないかもしれないですけど、4人がそれじゃあ適正じゃないと言ったら予算が上げられませんので、あくまでも現状の人数からいくと4人、今の職員数で割り振ると4人が適正だということです。

議会から要望いただいている増員というのは、4人からふやしてほしいと

いう話ですので、これを5人にするのか6人にするかというような話は議論の余地はありますが、ふやさないと言っているわけではないですし、当然今回でも余裕は持たせてありますので、4人を5人にすることは可能ですので、それは、4月からはちょっと無理かもしれないんですけど、今いろいろ議会からいただいたような意見を踏まえて、来年度に1人ふやすかどうかというのはまた議会の正・副議長と市長と1回お話ししていただいて、必要があればふやしていくということだと思いますけど。

◎委員（堀 巖君） ちょっと僕の質問に答えていただけていないと思うんですけど、例えば3月25日の申し入れをした後に、どんな議論をしたのか。それは庁議で当然話されているはずですよ。その庁議の議事録の中で、この議会事務局の人員について内部で議論した経過ってあるんですか、本当に。庁議でほかのところだったら別にして、そういうことを教えてくださいと僕は言ったんです。どんな議論がされてこれに至ったんですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほど私の話の中でも言いましたけど、27年度当初に28年度職員配置要望書というものを各課から出していただいています。議会事務局からも出してもらっています。

読みます。現状の体制が必要最小限と思う。議会活動の補佐という職務上、今後の議会活動によっては増員が必要となることもある。28年度の要望数、課長級1人、事務職3人という要望書が出ています。これについては、私も内部でもんで、それから副市長のところでも検討、議会事務局に限ったことではないですけど、検討して、それから三役説明といたしますか、最終的な判断を得て採用人数をはかっています。

◎委員（堀 巖君） 今のは局から出た話で、私が聞いているのは、市議会議長名として出したことについての議論はされたのかという話なんですよ。

◎総務部長（奥村邦夫君） 去年の3月25日付で、議会事務局の人事に関する要望書というものはいただいています。ただ、これをすぐに4月の職員配置に反映するということはできませんので、このところで4項目の要望をいただいています。議会事務局の職員の異動については事前に議長と十分に協議すること、議会事務局職員を増員すること、議会事務局長を部長級にすること、法制執務に精通した職員を出向させることという4項目の要望をいただいています。

これについては、庁議でこれを議論してふやすとかふやさないとかというようなことはしていませんが、人事当局としてこういった議会からの要望というのは受けとめさせていただいておりますので、当然次の人事異動のときには議会のこの要望についてはきちんと受けとめて、できることはさせてい

ただくということで考えておりますので、庁議でこれをどう扱うかというような議論はしていません。

◎委員長（須藤智子君） でも、やっぱり要望書が出たら、本来ならばその要望書に対する回答は欲しいですね。今までそれがなかったですからね。

◎委員（大野慎治君） 委員長のおっしゃるとおりです。

◎委員長（須藤智子君） だからこういうふうになっちゃうんじゃないかなと思う。確認もできていないもん。出しっ放し。

◎副委員長（木村冬樹君） そのとおりです。おっしゃるとおりです。

◎総務部長（奥村邦夫君） これについての回答というのはしておりませんので、今後については、きちんとそういったことはお答えするような形にしていきたいというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 僕も、奥村総務部長も僕の熱い思いを御理解いただいたと認識はしておるんですが、緊急消防災害援助隊にさらに5名登録するというので、今の現状下でも5名は増員しなきゃいけないというのは、災害時のことを考えればもともと5名なんです。僕は、そこに指揮隊というものをつけようと。2名掛ける3編成を入れるべきで56名じゃないかというのを言っているだけです。例えばこれが56名になったとしても、今後、僕、さっきも言っていますが、ちょっと若い30歳以下の消防職員が多いもんですから、3年から4年、下手したら5年ぐらいかけてそういった形をとっていくという形になると思うんですね、増員を図るといっても。直ちに5名をふやすわけじゃないもんですから。この考え方からすれば、今これで56名にしたとしても直ちに上げられるわけではないし、それで初めて指揮隊というものの検討段階に入れるのかなと。これ、55名のままだとやっぱり人数が55名の中で何とかやりなさいという話になっちゃって、話がちょっとおかしくなって、やっぱりこれは56にして、愛知県でないのは岩倉だけだから将来的には指揮隊を設けるんだという方針を、目標を立てるといなのが、計画を立てるといのか、そういったところにすれば、56名にしたとしても特に問題はないのかなと。

◎委員（大野慎治君） じゃあ、もうそれ以上はいいです。ありがとうございます。

◎委員（宮川 隆君） 今は委員会の中、それとも。

◎消防長（今枝幹夫君） 議事録じゃないですね。

◎委員（大野慎治君） 自由討議。

◎委員（堀 巖君） 当面の目標値だよ、56は。

◎委員（宮川 隆君） 原点に戻ると、今議論しているのは、岩倉市職員定

数条例なんですよね。これをどの時点で見るとのことだと思っんです。当局が言っているのが、現存勢力を基準にして1.1倍ということなんですけれども、ここで市長部局の方々も今の議論を聞いていただいたので、今後の消防の適正人員のあり方だとか、それからもう1つは、市全体の職員の勤務体制というんでしょうかね。僕も前職で人の人事をやっていたので、代替勤務と非代替勤務があるんです。絶対その人数がいなければ仕事が回らないというような勤務、要は代替の人間をつくることはできないよ、絶えずこの定員数は確保しなければいけないよというところで、1分単位で勤務をつくっていたんです。そういう意味でいうと、僕は、消防は非代替、必ずその人数がそこに確保できる保障を今後していかなければいけない定員だと思っんです。

事務部局というのは、例えば熱を出して帰りましたで書類があしたに回っても、全ていいとは言いませんけど、それでも何とか回るよという職種があると思っんです。そういうことを含めて、やっぱり今後の全体の人員管理というのを課題としていかなければいけないし、先ほど部長が言われたように、予算組みということでは、今の現状に合わせた予算で組んでいくしかない。

その中で今度は議会事務局だけれども、議会事務局が代替勤務なのか非代替勤務なのかということと、それから作業量の適正な評価がされているのかどうか。議長のもとで申し入れしたときの返答が、半分これは委員会じゃないからアンオフィシャル部分で、市長としては、ふやせるならふやすけど、その理由をちゃんと述べろという趣旨のことを言われて、我々としてもそれを論理づける必要性は今後あるなということ絶えず思っています。なおかつ、今後ふやすんであれば、ふやすというか、事務局の人間を異動させるにしろ、増員させるにしろ、今後は議会としてやっぱりそれなりに事前に受けとめて相談しながら、その中での適正な管理のあり方というのを考えていかなきゃいけない。

それで、今の現状の中でこの条例を是とするのか、それとも非とするのかという議論だと思っんです。だから、どの時点で切るのか。大野さんが言うように、今後は消防だってもっと増員が必要だというのは、何人必要かというのはまたちょっと別としても、その認識というのはこの委員会の中で統一された意思としては持てると思っんです。みんな同じ意見だと思っんです。だから、どの時点でどう切っていくのかということが今の課題なのかあとと思っんですが、そういう意味でいうと、絶対値なのか目標値なのかということも大きな判断基準になると思っんです。

◎委員長（須藤智子君） 今、いろいろ委員各位から意見が出されまして、委員間討議の途中なんですけど、ここでちょっと休憩をしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。

じゃあ、ただいまより15分の休憩をとって、40分から再開いたします。お願いします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、40分になりましたので、休憩を閉じて再開いたします。

それでは、質疑に戻ります。質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 動議を出したいと思います。

議案第16号のこの条例に対して、修正動議を出したいと思いますので、事務局、ちょっと配ってくれる。

◎委員長（須藤智子君） それでは、岩倉市議会会議規則第80条の規定に従い、堀委員より修正動議が提出されています。

動議は成立いたします。

お諮りいたします。

修正の動議を配付する間、暫時休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

提出者の説明を求めます。

◎委員（堀 巖君） 提案者は私、賛同者については、議長、委員長を除いた全員で賛同ということで、この修正案を提出いたしたいというふうに思います。

まず、条文を読み上げます。

議案第16号岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例案に対する修正案ということで、議案第16号岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第2条の改正規定中、「、同条第2号中「6人」を「5人」に改め」を削り、「55人」を「56人」に改めるということで、現執行部から出されている一部を改正する条例の第2条の改正規定を改めるということで、その議会事

務局の部分の6人を5人とするという改正を削除して、消防のところの定数を55人から56人にするという趣旨でございます。

これについては、この間の質疑の中で、岩倉市議会では、議長名で平成23年、そして平成27年3月に、市長に対して議会事務局の強化ということで人員増について申し入れをしているところでございます。

この提案された改正条例の考え方では、最初、現人員のおよそ1割増しということでありました。市当局の理論としては、議会事務局の現人員である4人をベースに、それは予算上適正だということの判断のもとに1割増しの数値、4.4になりますが、それを切り上げて5ということの提案でございました。

今回の改正である5人を認めるということは、やはりこれまで議会が申し入れてきた実質的な人員である現行4人ではだめだということをひっくり返すことにもなりかねません。これまで議会側は、特別委員会や協議会の会議の増加、そしてその議論の活発化、そしてそれに伴う議事録の作成など、現行の事務局の体制では手が行き届かない実情から強化が必要であるとしてきた、そういった決議の結果でございます。この要望書は、その決議した結果でございます。

また、新年度予算では、市民参加を積極的に行う市政として、公聴会や参考人招致を含めた予算案を要望しているところでもあります。

よって、最低でも5人必要であるというこれまでの決議、そしてさらなる仕事の増加が見込まれるということも加味し、今回の1.1割増しの根拠とする、そのもとの数字としては最低5ということで、1.1倍すると6だということで、6人が妥当とするものだというふうに考えます。

消防職についても、この質疑・答弁を通して、消防組織において重要な役割である指揮隊が存在しないのは県下で岩倉だけであるということが判明しました。今後の目標値、あるべき姿として、55人を56人としておくことが妥当だと判断するものです。以上です。

◎委員長（須藤智子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

精読のため休憩したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、3時まで休憩いたします。3時から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

今の修正動議に対しての質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 私もこの修正動議につきましては、賛同している者ではありますが、確認のために1点だけお聞きします。

きょうの委員会の審議の中でさまざまなことがわかってきたというふうに思っております。そういった中で、大きな問題として議会事務局の問題としては、議長名で市長に対して申し入れをしたと。それに対する文書での回答がなかったところで、初めてこういう形として出てくる部分がこういうような定数条例の一部改正ということで、少しやっぱり議会としては愕然とする部分があるのではないかなというふうに思っております。また、やりとりの中で、消防職員については増員の必要性というものが共通認識されたのではないかなというふうに思っています。

そういった中で、この修正動議というのは、議会としての意思を示すという考え方のもとで捉えるということで私は賛同しますが、そういうところが出された修正動議ということでよろしいでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの質疑にもありましたように、やはり実際にふやすかどうかというのは、予算との兼ね合いもあって、これまで以上に執行部当局については努力いただきたいところなんですけれども、やはり姿勢だと思いませんか。この間の何年間かのやりとりをどう捉えて、さっきどの程度議論したんですかという質問をさせていただいたんですけれども、最高機関である庁議の中でも議論もされずに、人事当局の中では議論したというふうに話がありましたけれども、やはりさっき木村委員が言われたように、本当はもう少し前に回答書なりこういう考え方なんですよというのがあって、議会と相談をしながらこういったところを詰めていくのが正しいあるべき姿だというふうに思いますが、やはり姿勢として、議会のところは考え方で6というところを、実際ふえるふえないは別にして、示していただきたいという要望というか、そういう思いでの修正でございます。

◎委員（宮川 隆君） 私の場合は、一委員としてと、もう1つの顔を持つわけです。その中で、立場上でお話しする話かどうかわからないんですけれども、やはり個人的には、議会の総意に基づいた議会運営がされるのが一番望ましいというふうに自分としては考えています。その中で、今回現状と一部増員という定員を考えているわけなんですけれども、やはりこの器ができたところで、そこに実効性を伴わなければ意味がないのかなというふうに思うわけですね。それをどのような形で今後委員会として取り組むのかというのを、やはり委員会としての責任も当然出てくると思いますし、先ほど、当

局側がというお話がありましたけれども、やはり責任の一端は現議長である私にも当然あると思いますので、その辺のことも踏まえて、どのように今後委員会として取り組んでいくのかということをしないと、数字だけ、条例の数だけを書きかえたところで意味がないようにも思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員（堀 巖君） そうですね。委員会というか、議会全体の話なので、これはこの総務の常任委員会だけではなくて、全協なんかでも議題として取り上げて、実質的にじゃあその積み上げ、もう少し具体的に現実とするのであれば、先ほども出ていましたように、どういったところで仕事量がふえていくんだという話も、もっとこういうことをやってほしいということも、できるできないは別にして、ちゃんと洗い出しをして整理をして、執行部、市長に再度申し入れをするなりしていったほうが私はいいいというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、それでは採決に入ります。

この修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、全員賛成により修正案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、ただいま可決された修正案を除く原案の採決に入ります。

修正案を除く原案について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、全員賛成により修正案を除く原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第17号に移ります。岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、省略させていただきます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 今回の議案の中で、第3条の部分が変わっているということでもあります。それで、1つは単純な問題で、その5号の休業に関する状況というのが、職員という言葉がついていませんが、これでいいのかどうかというところが1点。それともう1つは、今回追加となる部分と削る部分の関係で、職員の人事評価の状況というのが追加されて、勤務成績の評定に関する事項が削られるということで、この2つのことというのは、どういった違いがあるのか。申しわけありませんけど、公務員の人事の評価のことにちょっと疎いもんですから、どのような違いがあるのか、その2点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず1点目ですが、休業に関する条例に職員がないという点でございますが、これにつきましても、県が示したものを参考に、岩倉市でそのまま置きかえたというところでございます、県の準則に倣ったというところでございます。

2点目ですが、新たに人事評価という項目がつけ加えられて、勤務成績というところがカットされたというところでございますが、人事評価というものは、皆さん御存じだと思いますが、結果等を明らかに、現在、岩倉市では、勤務評定というものを管理職等で行って、結果についてはきちんと職員にはフィードバックをしておるんですけれども、もう少しより細やかにといますか、いろんな視点で職員に戻すというような点でかなり異なってくるというようなものでございまして、そういう点の異なりでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） 何かわかったようなわからないような感じがいたします。

最初の部分については、県が示した条例の一部改正の例があるというふうにするものですから、これが職員のがついていなくてもわからんわけでもないですけど、なぜ職員の全ての号に10号まではあって、その部分にないのかなあという。そうしたら、全部要らないんじゃないですかねというふうに思っちゃうんですけど、そういう点について県は何と言っているのか。

それからもう1点は、異なった部分がより細かな部分まで触れてというように状況だというふうに言うんですけど、その具体的なところが少しわからないもんですから、教えていただきたいと思います。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（須藤智子君） 休憩前を閉じて再開いたします。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） もともと3条のところ、最初の条文です、職員の規定がございまして、職員（臨時的に任用された職員、非常勤、省略しますけど、除く）というふうにしております。それ以下の職員については、説明してあるものを引用するわけですが、休業については、臨時の方にも産休、育休とかも認められている部分もありますので、ここの部分だけは区分しているものというふうに解したいと思います。

◎副委員長（木村冬樹君） 勤務成績の評定と職員の人事評価の状況というのは、具体的にどう違うのかというところをもう少し説明していただきたい。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） こちらにつきましては、今でも人事評価の状況は公表をしているんですけど、勤務成績の評定の状況といったものは公表しているんですけど、来年度から人事評価というものを地区法の改正により制度化するというので、第2号でより明確に職員の人事評価の状況を公表していくというものでございます。この評価が、どういった評価された職員が何人で、それに基づくどういう決定がされたということも公表していくということを明確にあらわしたものでございます。

◎委員（堀 巖君） さっき主幹の答弁で、勤務評価は管理職以上でやられているというふうな答弁がありました。管理職以外の職員には勤務評価はやられていないんですか。昇格やそういうのは、勤務評価なしにやられているんでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 少し言葉が足らなかったと思います。

管理職につきましては、通常、能力評価と言っていますけれども、シートを使って評価を実施しております。それ以外の職員につきましては、所属長からの意見をいただいたり、そういった意見をもとに評価というのを行って、その結果については決裁で実施をしているというところでございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございせんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第17号「岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第18号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 質疑はなしと認めます。

それでは、直ちに採決に入ります。

議案第18号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第19号「岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はどういたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） ないようですので、討論を省略し、採決に入ります。

議案第19号「岩倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員でございます。

採決の結果、全員賛成によりの原案とおりの可決すべきものと決しました。
続きまして、議案第20号「岩倉市公務災害見舞金の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第20号「岩倉市公務災害見舞金の支給に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第20号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第21号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

続いて、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、討論を省略して、採決に入ります。

議案第21号について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第21号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、引き続きまして、議案第22号「岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたし

ます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第22号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第22号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第23号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第23号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員でございます。

採決の結果、議案第23号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第24号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

続きまして、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略して、採決に入ります。

議案第24号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第24号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第25号「岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第25号「岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第25号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、引き続きまして、議案第26号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（関戸郁文君） この岩倉市の財産である庁舎の駐車場は、岩倉市財産管理規則が適用されると思われます。その規則の第8条に行政財産の目的外使用の許可についての規定があります。読み上げますと、行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる、5つあるんです。何か厚生施設を使うとか、学術に使うとか、水道事業とかいろいろ書いてあるんですけども、規定されていて、第1項目で目的外使用の許可ができる要件が定められていて、第3項目では、行政財産を使用しようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書を提出しなければならないと。つまり、今回の駐車場を利用するに当たって、目的外の使用のときには、この申請書を出さなきゃいけないのかというような意味にとれます。これらの規定というのは、今回の条例改正との間に矛盾はないんでしょうか。また、この規則改正が行われるのでしょうか、質問させていただきます。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 現在の財産管理規則につきましては、行政財産を目的外使用するに当たって、まず申請書を出していただいて、これに対する許可を行うということになっています。このままの規則の状態であると、今回の条例改正による駐車場の目的外利用と矛盾が生じるということもありますので、使用料を徴収する駐車場に関するこれらの規定について別に規則を設けて、整合性を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 改正理由として、市役所の駐車場についての混雑の緩和、適正利用の促進及び有効活用を図るためとあるんですが、言葉は悪いんですけど、不適正利用されていると思われるような駐車は今何台あるのか。調査したときがあると思うんですが、何台ぐらいあるのかというのをお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 平成27年の6月から、私どもが一定、毎日駐車場の調査を行っております。具体的にどのような調査かというと、午前10時に1回全ての車のナンバーを控えて、その後もう1回午後3時半に車のナンバーを控えるというものです。その際、同じナンバーの車がとまっているというものに、警告の無用な駐車は御遠慮くださいというようなビラを張るというような取り組みでございます。

その張り紙をした平均の台数でございますが、3.7台ということでございますので、ただ、これは長時間とめているということだけであって、市役所に1日用事があるという方もお見えになるかもしれませんので、必ずしも3.7台の車が無用駐車をしているわけではございませんけれど、一定そのよ

うな調査はさせていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 財産管理規則を改めるということは、そのとおり必要だというふうに考えておりました。それをもってしても、この条例はちょっとおかしいわけで、そもそも本会議でも申し上げましたように、市役所の駐車場というのは、庁舎に用がある人のために設けられたものでございます。そもそも使用料を徴収しないというふうに4条で言っていますよね。そもそも法理論からすれば、目的内使用である普通の一般的な市民の方の駐車というのは、目的外使用ではありません、目的内使用です。その点についての見識をまずお伺いします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） ちょっと本会議の答弁とも重なる部分がございますけれど、市役所の駐車場というのは、本来、市役所に用事がある方が利用するということはそのとおりでございます。今回の条例改正については、本来、市役所に用がある方がとめるべき駐車場をその目的以外に使用した際に使用料を徴収するという内容になっておりますので、私どもの使用料条例を改正して規定をするということで行っても問題ないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 私は問題があると思っておりまして、目的内使用であるということは共通認識ですが、であれば、さっき財産管理規則を改めると言ったときに、目的外使用とはどういった状態の使用だということをきちんと限定的に規定をすべきだと思って、普通の目的外使用は、申請に対する許可があって、さっき申請許可という話がありましたけど、そこで初めて料金が発生するわけですよ。今回の条例の仕立ては、全体を目的外使用の範囲として捉えて、第4条で目的内使用については料金は徴収しないという規定なんですよ。じゃなくて、そもそも目的内使用は料金は発生しないんです、徴収しないのではなくて。そこら辺の考え方がきちんとなされていないというふうに指摘をするわけなんですけれども、その点についてどうなんでしょうか。

例えば、平日の日中の利用で30分以内は取らないと言っているじゃないですか。だけど、1時間でも2時間でも、目的内使用であればそれは発生しないんですよ。だけど、例えば用のない人が30分以内でとめることは是なんですか、非ですか。ごめんなさい、ちょっと質問が2つ重なっちゃいました。

まず、30分以内で用のない人についての短い期間の駐車というのは、今は張り紙で、庁舎に御用のない方は御遠慮くださいというふうに言っているじゃないですか、それは踏襲するのかしらないのか。

◎行政課長（中村定秋君） 短時間であっても、目的外での使用というのは、それは是か非かという、非のほうになると考えています。

◎委員（堀 巖君） 非であるとなると、料金は発生しないけれども、御遠慮くださいという姿勢は貫くということによろしいのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 30分について無料とするというのは、これは技術的な部分でございますので、それを一回一回認証していると物すごい作業量になると。それは市民の方にとってもお手間をかけますし、職員にとっても相当な作業量になるということで、そこは30分というふうに区切らせただいたわけですが、それはあくまでも技術的な側面でございます、目的外の使用に関しては、やっぱりそれは御遠慮くださいという立場は変わっておりません。

◎副委員長（木村冬樹君） 今、堀委員が言ったことで、やっぱり第4条の2項の部分というのは、こういう表現をするということは、今までの本来の使用の仕方から、市民だけじゃなくて、そこを利用しようと思う人たちの意識が変わってくるのではないかなあというふうに思ってしまうわけです。やはり原則はきちんとしておいて、その上で駐車料金を取るという、それ以外の人は取りますよというような形にしないと、使った人のいろんな言い分が認められていくことにならないかなあという懸念があります。ですから、さっき言ったように30分以内は無料とするということであれば、市役所以外の目的で利用した人たちにこの条例はこういうふうになっているじゃないかというような言い分を与えてしまうのではないかなあという思いがどうしても残ってしまうんですけど、また例えば、名古屋に電車で出かける人が市役所にとめて、お金を払うんだから、別に市役所が目的じゃないけど、いいということを認めたんだろというような言い分が通ってしまうのではないかなあと思うんですけど、その辺はどのように考えていますでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 名古屋に行く人がお金を払うからいいだろうということについては、平日、要するに市役所の業務が行われている間というのは、そういった有料でとめてもらうことを認めていかないという考えです。ですので、料金のほうも近隣市町に比べて20分で100円というのは、高目で設定をさせていただいておりますので、そういう考えですので、よろしくをお願いします。

◎委員（堀 巖君） やっぱり認めていかないという方向でというのをきちんと条例とか規則にするというのが政策法務なわけですよ。財産管理規則を整備する方向性がちょっと今見えていないのでいけないんですけど、仮に今の認めていかないということをちゃんと財産規則に盛り込むのであれば、

先ほど私が言ったように、目的外使用の範囲をきちんと財産管理規則、駐車場において申請に対する許可という行政処分をしないけれども、これは目的外使用として許可したものとみなすという規定を財産管理規則に入れるのであれば、第4条のこの徴収しないというものは要らなくなるはずですよ。言っていることわかりますか。だから、認めていかないという方針は、ちゃんと条例規則に盛り込む方向性なんですか。

◎行政課長（中村定秋君） 第4条の使用料を徴収しないという規定でございます。正直なところ、実はこの規定については、参考にしたよその自治体は、ここが減免になっていました。減免はやっぱりおかしいだろうと。本来発生する使用料が減免規定によって目的内の使用のときに減免するというのは、それはおかしいだろうということで、岩倉市では徴収しないというような規定にしております。ちょっと不自然じゃないかというような感覚もあるかもしれません。私は、確認的にやはりこういう場合はしないんだ、それは目的内使用だから徴収しないんだということを確認的に記載していると、条例で規定しているということについては、それは問題がないのではないかなあと考えております。

もちろん、どういう要件で、どういう範囲で申請に寄らずに、駐車場の目的外使用が許可されたとみなすのかというのは、それはやはり規則の中でしっかりと定義していく必要があるのかなと考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 1点お聞かせください。

市長が指定する市役所の駐車場というのは、市役所の北側の駐車場を意味していると思うんですけども、東側にも10台ぐらい駐車場があると思うんですね。それも一応同じ市長が指定する駐車場という形で定めるんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 岩倉市役所駐車場のうち、市長が指定するものにつきましては、北側の駐車場のみを指定するというように考えております。

なお、東側駐車場については、公務により来庁する他の自治体の職員であるとか、研修の外部講師、あとは外部施設の職員といった方が用務により来庁する際の駐車スペース等として行政課管理のもとで運用していくと。許可車両専用の駐車場と運用していくというような取り扱いで考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 目的外利用、不適切な駐車が1日平均3.7台。年間で1日800円掛けると80万円ぐらいにしかないんですけど、ちょっと予算にかかわってきちゃうんで、質問がかなり難しいんですが、予算のところ

若干かかるんですが、ゲートをつけることによって、言葉は悪いですけど、本当に駐車できない状況は解消できるのか、できないのか。そこが一番の問題だと思うんですよ。ゲートはつけました、歳出はふえました、歳入は若干あるかもしれないけど、差し引き年間400万ぐらいの支出が、ごめんなさい、予算に若干入りますが、これ解消できなかつたときはどうなるんだという、その部分のところの根本的な問題というのは、どのように考えているのか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 最初に御紹介させていただいたように、今の状況の中でも、やはり駅に近いということで3.7台という無用の駐車とおぼしき方があるという事実があるということです。ですので、ゲートをつけさせていただいて、一定の制限をかけるということを行うということをしていと思っています。

単純に考えれば、確かに収入と支出ということでいいますと、圧倒的に支出のほうが多いという状況もありますけれど、今現在も、例えば並んでしまったような際に、行政課の職員がやむにやまれずですけれど、3名、4名と入り口、出口、中の誘導と、あと東側の駐車場というような形で立って、交通整理をしているということもありますので、そういった目に見えない部分もあるものですから、そういったことも考えて、総合的に考えて、今回はゲートをつけるというような判断をさせていただいたということですので、よろしくお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） たとえゲートをつけても、南北からの進入があつて、結局職員の方が1名ないし2名つかなきゃいけない誘導というのは、変わらないんじゃないかと、混雑しちゃつたときは。状況がゲートをつけたから解消するという考え方が僕は甚だ疑問です。一定の期間、例えば確定申告のときなんか、駐車場はほとんどあいていませんでした、2週間程度でしたが。そういったところを解消できるのかというと、ゲートをつけたことによって解消できるかどうかというのは、わからないというのが現実で、ちょっと予算にかかっちゃうのでなかなか質問がしづらいですが、そういったところをもうちょっと分析していないと、職員がもう要らないんだということとはちょっと違つたと。かえつて駐車場のほうの誘導のように2名つかなきゃいけなくなるということだつてあり得ると、入り口部分には。それはどうやって認識しているんですか。見解がわからないんですよ、ここに対して。

◎行政課長（中村定秋君） 先ほど、ビラを張つた数が3.7というようなこととございますが、もう少し前に調査したときに、たしか委員会でもお話させていただいた、朝とまっていた車の1割は夕方もとまっているというような状況。それから、そのときは朝、昼、夕方とやつたときで、朝と昼、昼と

夕方というのはカウントしていないんですね。そういうものを鑑みると、市役所に御用がないけれども、ちょっと拝借とってとめてみえる方はもっと実数は多いのではないかという分析をしております。一定その部分が解消されれば、市役所の駐車場が満車になるということはかなり減るのではないかというふうに考えておりました、今、駐車場は東側と北側で出入り口が別になっていますけれども、それを東側、これは安全性も考慮してのことですけれども、東側に出口も入り口もつけて管理をすれば、それほど職員が駐車場内に立つ必要はなくなるのかなあと。いっぱい並んでしまった場合は、入り口のところに1人は張りつかなければいけないことはあるかもしれませんが、今みたいに出口から入ってこないように1人置いたりとか、逆走しないようにまた1人置いたりとか、そういった状況はなくなるのではないかなということで、ゲート設置の効果は十分にあると私は考えております。

◎委員（堀 巖君） もう一度読み直しても、やっぱり腑に落ちないんですけど、この3条を見ると、岩倉市役所駐車場のうち、市長が指定するもの、以下、岩倉市役所有料駐車場ということなんです。つまり、北側の駐車場は岩倉市役所有料駐車場だということなんです。その例外として、4条で、通常使用料が発生するけれども、用務がある場合は徴収しないというふうに言っているんですよ。だから、図で描くと、集合で描くと、大きいので有料駐車場、この場合は限定的に料金を徴収しないという仕立てになっちゃっているんで、やはり最初に木村委員さんが言われたように、市民はこれを見て、有料駐車場の条例なんだというふうに見ちゃって、その例外として、やっぱり逆なんです。本来は市役所の駐車場というのは無料なんです。無料の中で、こういったときは料金を取るよというふうな仕立てにしておかないと、やっぱり勘違いするし、さっき20分とめた目的外使用のときは取らないと書いてあるけど、何で取らないんですか。平日で20分ごとに100円って書いてあるんだったら、100円取るんじゃないですか、目的外使用は。と僕は思うんですけど、そこを取らないとするのは何でなんでしょう。テクニク的なことだけですか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 先ほどの答弁ともちょっと重なるかもしれませんが、今回30分無料と、料金を徴収しないということに別表で決めさせていただいたのは、例えば選挙の投票だとか、住民票の発行だとか、そういった実際に市役所を訪れる方が短い時間で済む例というのはいっぱいあると思うんですね。単に窓口書類を提出するとか、そういった方の利便性を考慮した、先ほど委員のテクニク的なという話もありましたけど、そういった面も含めて、市民の方に利便性がよくなるようにということで、30分は無

料ということにさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） よろしくお願ひできません。

今の例で、選挙で来たとかとか、それはもともと庁舎に用事があるから来るわけであって、無料に決まっているじゃないですか。聞いても全然理解ができないのは僕だけでしょうか。

◎副委員長（木村冬樹君） この3条の2号のところの、以下岩倉市役所有料駐車場という言葉がやっぱり先走ると思うんですよ。ここは有料駐車場になったんだなということで、有料駐車場でお金を払えば、市役所に用がなくてもとめられるんだという認識に、この条例はその認識を許してしまうんじゃないかなあということを感じるわけですよ。さっき言ったように、4条の第2項で例外の規定を設けるもんだから、さっきの堀さんの図でいったら、有料駐車場の中の市役所を利用している人は無料だよじゃなくて、市役所の駐車場の中で不適切な利用をしている人は有料だよという形にしないと、条例としてやっぱりよくないんじゃないかなあというふうに思うんですよね。その辺は多分理解できると思うんですけど、そういう形というのは何かとれなかったのかなあというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 今の輪っかでございますと、その外に目的外使用の使用料条例というのがございますので、目的外使用の中に有料駐車場、確かに名前というところとちょっと有料駐車場になってしまいますけれども、目的外使用の中に、目的外で使用したときの駐車場の料金が決まると。3条の第1号も、目的外で使用したときの土地及び建物の使用料が書いてあるものですから、それは一緒のことだと思うんです。ただ、確認的に徴収しないというのを4条の2項で書かせていただいたのは、そこはやっぱり取らないんだというのを明らかにするために、今回ここで改めて確認的に定めさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） くどいようですけども、3条2号の市長が指定するものという、このものは、さっきの説明を聞いていると、面的なもの、物的なものを指しているというような説明で伝わってきたんですよ。僕は、指定するものといったものは、物ではなくて説明、こういった目的外使用のときだよという、そういう明示、規定がくるものだと思ったら、何か北側の駐車場がイコール指定するものみたいな説明だったので、それはおかしいんじゃないですか。目的外使用の限定的なものを市長が指定するとき使用料が発生するよという説明なんですか、確認ですけど。このものというのは、何を指しますか。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　こちらについては、先ほども言いました岩倉市役所の北側駐車場と東側駐車場がありますので、そのうちの市長が指定するものというか、ところというか、駐車場のことをいうということですので、よろしくお願ひします。

◎委員（相原俊一君）　初歩的なことでちょっとお教えいただきたいんですけど、どっちにしても、2条の本市の事務または事業に係る用務により使用したときは、30分以上であっても無料ですよ。それはどういうふうになれば無料になるんですか。それとか、市長が特に必要を認めたとき、駐車券みたいなやつを発行するんだと思うんですけど、そういうやつの区別、受付窓口なんかでそれを証明していただく方式なのか、生涯学習センターなんかですと、例えば1時間なら1時間無料で、機械みたいなのを通して無料になるんですけど、そういうことはどういうふうにお考えになっているのか。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　まず、駐車場のゲートをくぐる際に駐車券が発行されます。その駐車券を実際庁舎内の用務があります課のほうにお持ちいただくという形になります。その用務が終わりましたら、私どもの職員のほうで駐車券をお預かりして、各フロア、基本的には2台考えていますけど、その2台あります認証機に通すと。その認証機を通した駐車券については、一旦その方にお返しして、出ていただく際にもう一回その駐車券を通すと、お金が請求されずにゲートがそのまま上がるというような仕組みで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（宮川 隆君）　私も初歩的なことをお伺ひします、例として。

例えば、車に乗って住民票をとりに見えたと。カードをとって窓口に出しますよね。その後、ああそうだと思って、2階の喫茶店に行くと。それで30分を超えてしまったという場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　今の例ですと、1階の住民票をとった際には認証はされなかったということだと思います。したということですかね。それでしたら、通常その後、さくらんぼのほうへ行っていただいても、認証を通していただいたならば無料ということで、そのまま生かされますので、問題ないのかなと思います。

◎委員（宮川 隆君）　じゃあ次に、認証の時間というのは制限されているのでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　申しわけございません。認証は制限は特にございませんので、そのままさくらんぼへ寄っていただいても無料になるということです。

◎委員（宮川 隆君）　じゃあもう1例出させていただきます。

住民票をとりに来たと、認証を受けたと、そのまま名古屋に行って夜帰ってきたと。住民票自体は5分、10分で出せますよね。目的外使用が4時間、5時間という場合も当然想定されますよね。そういう場合ってどうなるんですか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） なかなか、そういった法ではないですけど、ルールを網をくぐるというか、そういうようなことは余り考えたくはないと思いつつも、実際にそういったことがあっても、その日であれば実際は料金を徴収しないという取り扱いになるのかなと思います。

◎委員（宮川 隆君） 今、住民票はたしか200円ですよ。200円で使いたい放題ということになるわけですよ。それって、冒頭、民営を圧迫しないということでしたけれども、たしか駅近接でマックス今1,000円だったのかな。そこが800円ですよ。それに対して200円で上限なしというのは、何かおかしい気がするんですけども、その辺はどこかで制限をかけるということとはできないんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） なかなか当初の段階からそういった制限をかけるということは、ちょっと難しいのかなあというふうに思っています。ただ、今おっしゃられたような状況が続いて、余りにもそれが常態化するとか、そういうようなことがあれば、例えばナンバーを控えるですとか、そういったことで対策が必要になるのかなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

◎行政課長（中村定秋君） つけ加えて、現在も既にその状態であることをまずは御理解いただきたい。今はただで無制限、それが民営を圧迫していますので、それに比べれば、僕は随分改善になりますし、確かに不正利用はありますけれども、それはあくまでも詐欺に等しい行為でございますので、もしそれが発覚すれば、やっぱりそれはそれなりの対応が必要になってくるのではないかなあというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） さっき佐藤主幹の答弁の中で、法ではないというふうに言われましたけれども、条例は法令に入ると思っていますので、ただ単なるルールではないと思いますが、いかがでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 済みません。確かに堀委員のおっしゃるとおり今回条例で定めるものでございますので、ルールという言葉は適切でなかったなと思いますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

さっき行政課長が言っていることがちょっと理解できたんですけども、やっぱり行政財産使用料条例という見出しが、実は目的外使用であって、一

一般的な市民の方というのは使用料というと、公の施設の使用料とこの使用料と区別はつかないと思うんですね。だから、市役所が公の財産ではないことも知らないし、みんな一緒なんですよ、感覚的には。だから間違う。提案者が提案してきたその仕立てとしては、この使用料条例というのは、もともと目的外使用のことを定めているわけだから、一般的な利用について確認的に書いたというけど、もともとその一般利用というのは目的外使用ではないということが明らかであれば、目的外使用のことを定める条例の中に目的内使用である使用料を徴収しないという条文が入り込むことが混乱を招くもどかと思うんですね。どうなんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 今ここの中でいろいろと議論を交わす中で、確かにそういう側面もあるのかなあというのは理解をさせていただきました。今回は執行機関側の考えとして、これはあったほうがわかりやすいだろうという意図でこのような規定をさせていただいておりますので、すぐにどうこうということではないんですが、何かの機会にもし改める機会があれば、そういうことも含めて検討はしてまいりたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） 済みません、提案なんですが、今議論がいろいろありまして、まだまだ勉強が足りない部分と、どうしても予算にかかわる部分が、条例ですので制限があるので、ちょっと継続審議を提案させていただきたいんですが。動議と言ったほうがよかったのかもしれませんが、ちょっと委員長提案で、一応案として上げさせていただきます。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

それでは、委員の中から提案がありましたので、議案第26号につきましては、改めて別の日に審議をするということになります。

日程につきましては、3月22日火曜日の市民参加条例検討特別委員会終了後に行うことにしますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして議案第33号に移ります。岩倉市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
それでは、討論を省略して、直ちに採決に入ります。
議案第33号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第33号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは、続きまして議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。
それでは、質疑に入ります。
質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもちょっとお聞きしましたけど、これらの公の施設について、本当に地域の自治会というか、行政区にお任せしているのが実態ではありますが、適正な使われ方がされているかどうかというところの検証というのは必要ないんでしょうか。私は必要あるというふうに思っておりますが。

◎上下水道課長（松永久夫君） 今回の議案につきましては、上下水道課の関連で入れさせていただいておりますが、こちらのほうでは、年度当初に年間の使用計画といいますか、利用計画書、それと年度末に実績報告書の提出をいただいておりますので、今、委員の御質問については、そういったお答えをさせていただきます。

◎委員（堀 巖君） それでは、実績報告書を見て、これまでちょっとこの使い方は一部何か偏った、公平・公正ではないような使われ方がしているとか、そういうことはなかったということでもいいですか。

◎上下水道課長（松永久夫君） はい。毎年提出いただいておりますが、それを見る限り、特別そういったものはございませんでした。

◎副委員長（木村冬樹君） 今、堀委員のほうから出たそういう適正な利用のことについてであります。

それに当たって、やはり私も今回のことに関して、指定管理者との間できちんと協定が結ばれているという状況を初めて知ったわけですけど、今回の5年に1回ということでの指定管理者の指定ということで、協定をその都度

結んでいるというふうに思いますが、28年度からのところの協定について、これまでのところと少し変化した部分があるというふうに思います。そういった内容について少し明らかにしておいたほうがいいのではないかと思いますので、状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 協定書につきましては、過去に2回ほど、5年間でございますが更新をしてまいりました。前回に比べまして、今回一部協定書の中身というか、変更点がございます。これにつきましては、暴力団の規定をつけ加えたということでございます。あと、字句の修正というか、そういうことも行っております。これにつきましては、毎年年度末の3月31日に協定を結ぶんですが、事前に関係の区長さんのほうへ参りまして、内容等の確認を既に行ったところでございます。以上でございます。

◎副委員長（木村冬樹君） はい、ありがとうございます。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第50号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 省略いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第51号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第51号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 省略させていただきます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 質疑はないようですので、終結いたします。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第52号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第52号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

皆様、長い間、きょう一日お疲れさまでございました。まだあと3月22日に議案第26号が残っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

総務・産業建設常任委員会（平成28年3月22日）

◎委員長（須藤智子君） 皆さん、おはようございます。

全員協議会に引き続きまして、お忙しい中ではございますが、ただいまより総務・産業建設常任委員会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎総務部長（奥村邦夫君） さきの3月8日の総務・産業建設常任委員会で、この議案についての質疑の回答で、きちんと議員の皆様の不審な点を説明できなかったことについては、本当に申しわけなく思っております。申しわけ

ございました。

今回、改めてもう一度委員会を開催していただきましたので、前回いただきました質問と、それ以外の質問についても少し議員の皆様からお伺いして、きちんと整理した上で、時間のない中でございますので、きちんと整理させていただいて説明をさせていただきたいということで、今回、論点整理ということで資料のほうをまとめさせていただきました。もしよろしければこちらの資料をお配りさせていただいて、それに基づいて説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎委員長（須藤智子君） では、資料を配る間、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

それでは、議案第26号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」の途中からの審査に入ります。

当局の説明を求めます。

◎行政課長（中村定秋君） それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

議事録にも載せるということもございますので、ちょっとお時間長くなりますが、読み上げるような形で御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

これまで総務産業・建設常任委員会、それから、この委員会ではございませんが、財務常任委員会等でいろんな御質疑をいただいたというところでございます。

十分にお答えできなかったこともございまして、大変申しわけございましたが、議会のほうでも駐車場のあり方について真摯に考えていただいているということについては、私は非常に感謝をしております。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず問い1です。目的外使用の際に使用料を徴収するという条例に、本来の目的での使用は使用料を徴収しないという規定を設けるのはおかしくないかということでございます。

行政財産使用料条例は、目的外使用をした場合の使用料の徴収について定めるものでございますので、御指摘のとおり、目的内の使用について使用料を徴収しない旨の規定を設ける必要はないかもしれませんが、行政財産使用料条例を見ただけでその部分が明確となるよう確認的に規定したものです。規定したことにより、駐車場を使用する際に混乱を生じさせることはないと考えておりますが、供用後の状況等により、必要があれば条例改正を含めた

対応を検討いたします。

問い2でございます。岩倉市役所有料駐車場という表現を使うことで、料金を払えば市役所に用がなくても駐車してもよいということになるのではないかと。

答えといたしまして、条例の規定上、岩倉市役所有料駐車場という名称を使っておりますが、そのような看板を掲げる予定はなく、あくまでも来庁者のための駐車場であることがわかるような案内をいたします。

なお、周辺の民間駐車場の1時間当たりの駐車料金は200円で、上限金額が600円から900円であるのに対し、庁舎駐車場の使用料は1時間当たり300円で、平日は上限金額を設けませんので、使用料を負担して庁舎の駐車場に駐車される方はほとんどないのではないかと考えております。

問い3でございます。ゲートを設置しても混雑は解消せず、根本的な解決にならないのではないかと。

先日、委員会で報告した無用駐車に関する調査結果以上に、短時間も含め目的外で駐車場を利用されている車両はあると考えております。ゲートを設置することで、これらの駐車が減ることにより、混雑の解消につながるものと考えております。

問い4です。市役所に用があつて認証を受ければ、その後名古屋に出かけるなどして長時間無用駐車ができることとなるが、民業圧迫とならないかと。

認証してから出場するまでの時間を設定することにより、そのような無用駐車は一定防止できると考えています。反対に、長時間目的外で駐車してから認証を受ければ、不正の駐車は可能でありますので、全ての無用駐車を排除することはなかなか困難であります。認証するためには職員の手を介する必要がある、一定の抑止効果があると思われれます。また、今回、行政財産使用料条例で駐車場の使用に関する定めをすることにより、同条例第8条の罰則を適用することも可能となります。安易に罰則を適用することは考えておりませんが、悪質と判断されるような場合には、これも視野に入れた指導が可能となります。

なお、民業圧迫については、現在行っている無料開放のほうが周辺の民間駐車場の利益を損ねている状態であると考えております。

参考といたしまして、岩倉市行政財産使用料条例第8条、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の過料に処する。

問い5でございます。庁舎建設以来、開かれた庁舎をコンセプトとしてき

たが、後退するのではないか。

答えといたしまして、決して開かれた庁舎というコンセプトを覆すものではございません。市役所が単なる事務スペースとしてではなく、ミニステージ、市民スペース、市民ギャラリー、レストランなど市民の皆さんに気軽に御利用いただくという開かれた庁舎というコンセプトは維持するものです。

また、庁舎建設当時は、土曜日・日曜日及び祝日は駐車場を市民に開放しようという考え方もございましたが、現状において、ロビーコンサートや選挙の投票の際に車をとめることができないという問題が発生しているため、これを解消することを目的とするものです。

問い6でございます。有料化に当たって市民の声を聞くべきではないか。

これまで、市民の声で駐車場が満車であることへの苦情が寄せられております。また、これ以外でも、選挙の投票の際には毎回のように担当職員がお叱りを受けております。また、市議会においても日曜日のロビーコンサートで車をとめることができなかったなど、満車にならないような対策を求められておりますし、一般質問等で有料化の御提案もいただいているところですので、これらが一定市民の意見であるとも考えております。

なお、先日開催いたしました第3回区長会の際も駐車場がほぼ満車の状態であり、冒頭の挨拶でゲートの設置予定があることを申し上げましたが、区長さん方からもこれに反対する意見等はございませんでした。

参考といたしまして、庁舎駐車場の満車及び目的外利用に対する苦情に関する市民の声が直近5年間で12件ございました。議会からの指摘・提案といたしまして、平成16年9月定例会の議案質疑でロビーコンサート時など駐車場の不足、平成20年3月定例会の一般質問で庁舎駐車場有料化の提案、平成21年6月定例会の一般質問、無断駐車への対策、平成22年9月定例会一般質問で庁舎駐車場の有料化の提案、平成27年9月定例会の議案質疑で無断駐車への対策、同じく同定例会の財務常任委員会でも無断駐車への対策ということで、議会からもいろいろと御意見をいただいているところでございます。

3ページ、問い7でございます。有料化を検討する前に、十分な調査が行われていないのではないかとということでございます。

答えとしまして、平成27年6月に調査を行いました。調査結果は、同時にお配りしております別紙ということで、横長のA4のものでございます。これを見ていただきますと、朝10時に駐車していた車両の約2割は午後2時にもとまっており、さらにその約半分は午後4時にもとまっているという状況でした。また、その後も原則として毎日駐車車両のチェックを行っており、調査開始から2月末日までの間で、延べ596枚の張り紙を行っております。

張り紙を行う必要がなかった日もあり、これを含めて平均しますと、委員会で申しあげましたとおり1日当たり3.7台となりますが、2時間、3時間といった駐車でチェックの対象とならなかったものもあり、目的外利用の実数はもう少し多いのではないかと考えています。2月に入ってからでも、最も多い日では16台に張り紙を行っております。

なお、車両のナンバーだけで岩倉市民か否かを判断することはできませんが、張り紙を行った車両の約3割は、一宮ナンバーなど尾張小牧ナンバー以外のものごさいました。

問い8でございます。有料化の方針に至るまでに、庁内でどのような検討が行われたのか。

答えでございます。答えの6にありますとおり、たびたび議会からの対策を求められ、有料化すべきではとの提案もいただく中で検討を行ってまいりました。また、以前に設置しておりました庁内組織である事務事業検討委員会においても駐車場の有料化について継続的に検討を行っていましたが、開かれた庁舎としての機能の維持などの観点から方針化には至りませんでした。しかし、満車となる状況がたびたび発生するようになってきたことから、改めて調査を行い、目的外と思われる利用が一定数あることがデータとして確認できましたので、これまでの議論を踏まえて改めて検討した結果、30分の無料時間を設けること、休日のみに上限金額を設けることなどの運用により、来庁者の利便に配慮しつつ目的外利用の抑制が可能であると考え、第6次実施計画に計上するとともに、今回の条例改正及び平成28年度当初予算への計上に至ったというものでございます。

問い9でございます。議会に対する説明が唐突かつ不十分である。

答えといたしまして、議会からの御指摘・要望を受けまして、その都度検討を行いました。従前は開かれた庁舎としての機能の維持などの観点から前向きな答弁はしてまいりませんでした。しかし、問い8の経過により、昨年9月議会での議案質疑において、市役所に用がない方の駐車への対策の必要性及びゲート設置について検討している旨の答弁を行い、また同じく同議会の財務委員会においても6月に行った調査結果を御紹介し、ゲート設置の検討を進めていると答弁させていただくとともに、昨年10月に議員の皆様にもお配りさせていただいております第6次実施計画に計上させていただいたものです。

4ページです。

このような経過により一定の御理解をいただいているものと考えておりましたが、唐突であるとの印象を与えてしまったことについてはおわび申し上

げます。

問い10です。不適切な駐車を抑制するためにゲートを設置する必要性がどれだけあるのか。

答えといたしまして、上記の調査結果のとおり、不適切と思われる駐車場の利用は相当数あり、これが駐車場が満車となる一因になっていると考えております。満車になった場合は4人から5人の職員で駐車場の整理を行うこととなり、場合によっては昼休みを挟んで4時間程度の整理が必要となることもあります。また、土曜日・日曜日及び祝日については、これまでも市役所周辺の駐車場の経営を圧迫しているのではとの指摘もあり、その解消にもつながるものと考えております。

11です。職員は、有料駐車場管理のノウハウがないため、市が直営で行うのではなく、民間委託のほうがよいのではないか。

答えとしまして、今回の使用料徴収の考え方は、行政財産の目的外使用の許可という行政処分によるものとしており、これを民間に委託することはできないことから直営により行うこととしたものです。また故障時や苦情への対応については、インターホンによりコールセンターが対応することとなります。だからといって職員による対応が全く必要なくなるとは考えておりませんが、犬山市への聞き取り調査によれば、それほど頻繁に職員が対応することはないようです。

問い12です。駐車場の入出場に手間がかかり、市民サービスの低下になるのではないか。

確かに、現在に比べてお手間をかけることにはなりますが、満車によりなかなか駐車場に入れられないという御不便をかけないようにするための措置ですので、御理解いただきたいと思います。

問い13です。障害者や高齢者などへの配慮はどのように考えているのか。

満車による入庫待ちでないにもかかわらず、駐車場のゲート前で一定の時間、これは15秒から20秒ぐらいと考えております、車がとまっている場合には、センサーにより感知して、市役所内でブザーが鳴るようにし、状況を把握できるようにさせていただきます。また、機器のトラブルなどの場合にコールセンターにつながるインターホンとは別に、市役所内に直接つながるインターホン、こちらはつえや傘でも押すことができるような大き目のボタンを備えたものということですが、そういったものを設置し、職員がすぐに対応できるようにしていきたいと考えております。

なお、犬山市役所は、ゲート内に障害者用2台分と思いやり駐車場3台分の計5台がありますが、これまでにボタンを押せないために入庫できないと

の苦情はないとのことでした。

問い14です。駐車場が満車のときに公用車が北側駐車場に入れなくなるが、対策は考えているのか。

現在でも、駐車場が満車となり道路に車両が並んでしまった場合、公用車も同様に車列に並んでおります。ゲート設置後は東側駐車場を許可車両専用として管理する予定としておりますので、公務に支障が生ずるおそれがある場合には、東側駐車場への一時的な入庫による対応も可能となります。

問い15です。駐車場が満車のときに北側から進入しようとする車と南側から進入しようとする車が待っている状態となったとき、どのような順序で入場するのか。また、南北の道路の通行や駐車場から出るのに支障が生じると考えられるが、対策を考えているか。

現在でも、そのような場合には整理のための職員を東側道路に配置し、車列に並んだ順番を確認しながら順番に誘導しております。ゲート設置後も東側道路に入庫待ちの車列ができるような場合には、同様に職員を配置し、入庫の誘導をしつつ、東側道路の通行の確保をする必要があると考えております。

問い16です。機器の設置に伴う駐車場の改修及び故障の際の修繕費の予算措置はどのようになっているのか。駐車場管制機器等賃借料に東側出入り口部の工事が含まれていることは問題ではないのか。

答えといたしまして、今回予算計上のもととなった業者見積もりには、機器の設置に附帯する改修の費用が含まれております。加えて機器の保守、メンテナンス込みでリース契約を行うもので、故障時の修繕はリース業者の負担となります。ゲートを設置するために行わなければならない改修に係る経費については、賃借料に含めて問題がないものと考えていますが、賃借料に含めることができない改修等が必要となった場合には、庁舎管理費の修繕料にて対応いたします。

問い17です。支出と収入の差し引きで年間約400万円の経費は高額過ぎないか。他の方法と比較は行ったのか。

答えとしまして、他に管理員を配置する方法も検討しましたが、その場合でも人件費または委託料として年数百万円の費用が発生すること、常駐するためにエアコンを完備したボックスの設置が必要となること、比較的駐車場があいている時間には無駄な配置をしているように見られる危惧があることなどから、ゲートの設置をすることとしたものです。

なお、現在は5年間のリース契約で1カ月当たり40万円弱の予算計上をしておりますが、6年目以降も再リースを行う予定としておりますので、6年

目以降は遠隔監視故障時の一時対応を含め、1カ月当たり十数万円程度となると見込んでおります。

また、歳入につきましても平日の収入は見込まず、土曜日・日曜日・祝日のみで、1日当たり10台分、1台当たり800円と低目に見積もっております。

問い18、災害時に防災拠点となる市役所への緊急車両や避難民等受け入れ体制は想定されているのか。

答えとしまして、今回の変更により、現状よりも駐車台数がふえると想定されるのは、夜間の有料開放の部分のみと考えております。しかし満車となる危惧はほとんどないと思われ、緊急車両等への影響もないと考えております。

問い19です。ゲート設置により24時間の稼働となるが、夜間のトラブルへの対応策はどうなっているのか。

答えとしまして、24時間の遠隔監視（警報監視、遠隔操作）が行われ、リース会社が契約する警備会社により故障時の一時対応が行われるため、職員が対応しなければならないことはほとんどないと思われませんが、万が一職員が対応せざるを得ない場合には、当直員による対応を行うこととなります。

問い20、受益者負担を基本とし、市役所に用のある方を減免とする考えのほうは整理しやすいのではないか。

答えの20です。市役所に来るために公共交通機関を使わざるを得ない方もいるという点では、公平性の観点から受益者負担という議論があることは理解できますが、現時点においてそのような考え方を基本とすることは、市民の理解を得るのは難しいと考えております。

問い21、駐車場ゲート設置に伴う庁内検討チームは設置されているのか。

庁内検討チームは設置されておられません。

22、北側出入り口部は、どのように変更するのか。

北側出入り口部分に2台分の駐車区画を設けますが、外構部分については変更せず、現状どおりポール及びチェーンにて封鎖し、カラーコーン等により閉鎖していることがわかりやすくなるようにいたします。

問い23、庁舎南西部には消防活動用空地はあるが、万が一の火災のときにはしご車等はゲートから入れるのか。

答えといたしまして、庁舎の避難訓練の際には、訓練の都合上北側駐車場にはしご車を入庫させていますが、実際に火災が発生した場合には、はしご車は南西部の消防活動用空地で作業することとなります。

本日、これに加えて図面をお配りさせていただきました。上が東側で、左側が北側となります。

先ほどの22のところでお説明いたしましたように、北側につきましては2台分の駐車場の区画を設けて、外構の工事はしないということです。東側につきましては、現在の掲示板を移設いたしまして拡幅をいたします。

今、矢印が記載してございませんが、これはさらに動線を考えた矢印を検討する必要があるということで、現時点では空白にしておりますが、なるべく交差が少ないように、事故にならないような、そういう動線を考えてまいりたいと考えております。

資料の説明については以上です。

◎委員長（須藤智子君） 回答の説明が終わりました。

質疑はございますか、この件に関して。

質疑に移ります。

質疑を許します。

◎委員（宮川 隆君） 問い11のところに絡んでお聞きいたします。

故障時や苦情に対してはコールセンターが対応するという記述がありますが、これは契約されるであろう業者が想定されていると思うんですけども、大体到達時間としてはどのぐらいが見込まれているのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 到達時間については、見積もりの段階では、特に想定はしておりません。

◎委員（宮川 隆君） 想定される業者としては、市内でいえば大きく2つ想定されると思うんです。それぞれのコールセンターが多分あるわけですよ。そうすると、大きく分ければ2カ所から来る、契約前段で想定されるものというのは2カ所なわけですね。その2カ所から来る時間というのも全く、今の現状の中では考慮されていないということでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 公共施設等で警備会社に委託をしておりますが、今手元に数値がないので確かなことを申し上げられませんが、その程度の到達時間ということで考えております。

◎委員（宮川 隆君） 今度は、17番の質問に対してちょっとお聞きしたいと思います。

6年目以降は安価になるよという見込みであります。例えばエレベーターでよく言われるんですけども、ノウハウを持っている設置業者が情報を他に漏らさないことによって事実上の占有契約をすると。そのことによって単価がなかなか下がらないという現状があるというお話を聞いたことがあります。岩倉市の庁舎ということではなく。そういうことでいいますと、この1カ月当たり10万円程度と見込んでいるという根拠、これが、例えば他市で行われているのが次の契約から大体そのぐらいになっているよという根拠があ

っての数字なんですか。

◎行政課長（中村定秋君） こちらのほう業者に確認をいたしておきまして、基本的には機器のリース料は、この見積額の10分の1になるということでございます。これにこちらの故障時の対応とか、そういった保守について現在の見積額を上乗せした場合にこの金額を見込んでいくということでございます。

◎委員（鈴木麻住君） まず、問い13で障害者の件がありますね。これは、僕は一般質問でもちらっと質疑させていただきまして、こういう回答をいただきました。それが今15秒とか20秒車がとまっていたらというお話なんですけれども、それから気がついて職員の方が来ると、それで対応すると、30秒以上かかるわけですよ。それがどういう不便を招くかということが、その30秒というのは非常に待っているといららする時間だと思んですけど、その辺が住民サービスとしてどうなのかということが気になるのと、問い14番で公用車のお話があります。

そもそも駐車場が何台足りていないのか、何台足りなくて不満があるのか。というのは、東側の駐車場10台を今一般の市民の方にも解放しています。それを公用車として使うということで、市民の方が利用できる車が少なくなるわけですね。渋滞したときにゲートが閉鎖されていて、公用車が帰ってきても使えないと。そのときには東側の駐車場を利用するんですよという答弁ですね。そうすると、地下の駐車場はあいているわけですね。だから、そういう状態が果たして市民の方に理解されるのか。要するに、東側の駐車場があいているじゃないか、なぜとめさせないんだという話になったときに、それをちゃんと説明できるのか。あそこは公用車が使うんですよと、公用車は今まで地下で今まで足りていたんじゃないですかと、ふだんからずっとそこを公用車が使っているならともかく、そうじゃない場合に、そんないいかげんなというのか、地下に車両が入れないから、地下駐車場が使えないから、そこは公用車が使えますと。じゃあ地下にとめさせればいいじゃないという話にならないのかということ、ちょっと僕は理解できないので説明ください。

◎行政課長（中村定秋君） まず、障害者への対応ということでございます。

一般質問の際にも、例えば東側に障害者用の駐車場をつくってはどうかというふうなお話もございました。そういった方法があるということもよく理解はできます。ただ駐車場をつくるとなると、今インターロッキングの部分にまた舗装し直して、それから屋根もつけなければいけない、場合によってはそこにもインターホンをつける必要があるだろうということで、一定の経費がかかるということでございます。

現時点で犬山市役所にもヒアリングをした結果、これまでにそのようなトラブルは発生していないということもございますので、現時点におきましては、この対応でいけるのではないかと考えております。もしこれで問題が生じるということであれば、その際にはまた対応策について検討する必要があると考えております。

あと公用車の件でございます。

東側の駐車場につきましては、許可車両専用という管理ということですので、例えば現在、他の自治体から来ている公用車が北側の駐車場にとまっておりますし、外部の講師ですね、そういった方の車も北側の駐車場にとまっておりますので、そういったものを許可車両のほうに誘導すれば、一定、北側について余裕が生じるかと思っておりますし、地下が使えないから東側にとめればいいということもございますので、今後生ずるおそれがある場合に、一時的に東側に入庫させるということもございますので、東側がメインの駐車場であるわけではないので、よろしく申し上げます。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっと今よくわからなかったんですけども、そうすると、ふだん東側の駐車場というのは、公用車はとまっていないという話ですかね、利用しないという話ですかね。あいている状態で一般の車両はとめさせないという話なのか、ちょっとよくわからないので教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） ふだんは東側の駐車場に公用車をとめるということではございません。あいているか、もしくは許可車両がとまっているかというような状態ということもございます。

◎委員（大野慎治君） そうすると、もともと少ない岩倉市の駐車場が、東側の駐車場が減ってしまうことによって、駐車台数がもともと少ない岩倉市の駐車場がさらに減ることにならないのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 先ほど来申し上げております、無用の駐車が一定数あるということもございます。平均3.7台というのも、私は非常に多いと思っています。必ず4台ぐらいは関係ない車両がとまっているわけですので、それプラス、先ほども申し上げましたように、実数がもう少し多いのではないかと考えているところです。そういった駐車がなくなれば、私は北側の駐車場はそれほど満車になる状態というのは起きないのではないかと考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 例えば10台そういう車があったとしますね。東側の駐車場を一般の車両をとめさせないとなれば、その10台分が減るわけですよ。だから、それをつけなくて、そちらも解放しておけば、今の混雑はなくなるという話じゃないんですかね。ちょっとおかしいんじゃないかなと思う

んですけど。

◎行政課長（中村定秋君） 毎日毎日駐車場を見ながら、やきもきしながら駐車場を管理しておる経験上、私はそのほうが良いと考えています。

◎委員（大野慎治君） もともと僕、この駐車場の管理のやつ、庁内検討チームをつくらなかったことが、今のいろんな課題が後づけになっちゃっていると思うんですね。もっともっと練ってればこんなことにならなかったんじゃないのと、もっと課題が、どうしたらいいんだというのが、ほかの課も含めて。一部の課で考えていたからこんなことになっちゃったんじゃないかと。もともともっと広く意見を募ってれば課題がもっと出てきて、じゃあどういう対応をとるんだというのを。もともと回答で庁内検討チームは設置していないということだったので、どうして検討チームをつくらなかったのか、その見解を一回聞かせてください。

◎行政課長（中村定秋君） 今回に至る経過のところ、事務事業検討委員会というところで、以前に庁内組織がつくられておりました。それらの議論も踏まえまして、今回この条例改正については検討チームはつくってありませんが、それらの議論を踏まえて、今回はそこまでする必要がないというか、庁内検討チームをつくらうという検討もしていないということでございます。

◎委員（堀 巖君） 事務事業検討委員会は、いつごろの話でしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 平成20年、21年あたりだったと記憶しております。

◎委員（大野慎治君） もともと区長会議や確定申告のときに、お昼から来られる方にデマンド交通の券を渡したり、もともと区長さんが、大体約半数以上の方が車で来られる。私も去年区長をやっていたのであれですが、大体半数ぐらいの方が車で来られてしまって、15台から20台弱駐車されるので駐車台数が一気に足りなくなる、お昼一番の段階で。もともとデマンドタクシーのチケットや何かをお渡しして、これを午後からお使いくださいということをやらずワンステップでどうしてやらなかったのか。そっちのほうがもっと効果的だったんじゃないですかと思うんですが、せっかく午後からあいているデマンドタクシーですので、そういったことは検討されなかったんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 満車になるのが区長会するときだけでもございませぬので、そういった検討はしておりません。

◎委員（堀 巖君） 冒頭に、前回の総務・産業、それから財務常任委員会で説明が不足したとか、うまくできなかったという話がありましたけど、ざっと見て、結構僕はきちんと説明されていたことも、改めて書いてあるこ

とも多いと思うんです。

今回、総務、財務から変わった点、その考え方を変えた点とか新たに追加した点というのは、全部議事録をまだ読んでいないし覚えていないので、どこら辺がどう変わったんですか、説明し切れなかった部分って、わかりますか。特に変わった点はないですか。

◎行政課長（中村定秋君） 先回の総務・産業建設常任委員会から考え方として変わったというのはございません。ただ言葉が足りなかったりとか、そういったところで皆さんにもしかしたら御理解いただけていないのかなというところを改めて文字に起こすことで整理をさせていただいたというところがございます。例えば駐車台数の調査とか、そういったものについては改めてここに書きまし、先ほど問い4のところにあります行政財産使用料条例には、詐欺・不正の行為により使用料を免れた方に対しての罰則があるといったことも説明が足りていなかったのかなということで、そのあたりがふえているということでございます。

それと、問い16ぐらいまでは、これまでの委員会の中で質疑があったと思うんですが、その後、特に6ページあたりは、その後いろいろと御意見を伺う中で新たに出てきた質疑ということになります。

◎委員（堀 巖君） その後出てきた質疑というのは、どこで出てきた話でしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 休憩を閉じて再開します。

◎行政課長（中村定秋君） 本日の委員会に先立ちまして、私どものほうで論点を整理し、さらにそれ以外に何か疑問点等ございましたらお知らせくださいというところをお願いしていただいたものでございます。

◎委員（堀 巖君） これを読むと、第6次実施計画の表記が出てきます。要は議員に対して配ってあるから、それに目を通さない議員が悪いんだと言わんばかりなんですけれども、私は全協とか、これまで毎月やってきて、これが唐突感があるというところは、全部が全部、第6次実施計画の中身を議員全員が精査してアンテナを高くというのはわかりますけど、理想としては、なかなか難しいということで全協という会議もあって、急に議案として出てきたことについて唐突感があると、そういう意味での話だったと思うんですね。だからこの、僕も前回のゲートをつけるべきではないかというような質問もしたような記憶もあるし、ゲートをつけること自体には反対ではないけれども、ここら辺の唐突感を払拭するためのところで第6次実施計画とい

うところはどんなものでしょうかね。なぜ前もって全協でこういうことを、決まった時点というか、意思決定した時点で話が出てこなかったのかという点はいかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 全協で御説明しなかったことで唐突感を与えてしまったことについては、おわびを申し上げます。

第6次実施計画についての記載については、単に経過を記載しただけでございますので、他意はございません。

◎委員（堀 巖君） 庁内検討委員会は置かなかっただけでも、多分、その第6次実施計画、これ10月だけど、もっと前から、本当は担当課から出しますよね。そのときに、僕が多分質問した中で市長がつける方向を検討しているという答弁があったというふうに記憶しています。となると、最終的な意思決定をしたのはいつごろですか。

◎行政課長（中村定秋君） 最終的な意思決定は、実施計画への計上ということでございますので、9月ごろになります。

◎委員（堀 巖君） 僕ばかりしゃべって申しわけないんですけども、議員のほうからの質疑で、民間ではできないかというところで、問い11ですか、そういう話がありました。今回は目的外使用の許可という行政処分だと。ただ、東京練馬区の監査の資料で、東京は貸し付けによって駐車場を貸し付けて民間に委ねているという事例もあるということで、なぜ頭から許可と、行政処分というふうな考え方で貸し付けのほうは考えなかったのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） やはり市役所の駐車場、有料駐車場として、それをメインにやっていくんじゃないんだと。やはり市役所を利用される市民の方の駐車場というのを第一に考えて、それ以外の目的外の利用について使用料をいただくというような、そういう考え方で出発しておりますので、貸し付けて民間委託ということについては検討をしなかったということでございます。

◎委員（堀 巖君） この論点整理の文書について、これが多分執行機関側でつくられたというふうに思うんですね、質疑を。そもそも有料駐車場管理という言葉自体が、この前の委員会における質疑で出てくること自体が、一番最初の問い2に関係して有料駐車場がひとり歩きしてしまうことをあらわしていると思うんです。もともとは、問い1も関係しますけれども、庁舎を利用するための無料の駐車場というコンセプトは変わらないと。だけど有料駐車場という言葉が、この前の委員会で、この資料を見ても出てきちゃうというのは、やはりちょっと問題ではないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 問い2に書いたことと同じになってしまいますが、有料駐車場という名称を条例上使っておりますが、それが市民の間で市役所が有料駐車場なんだというような、そういう混乱といいますか、そういったことは生じないのではないかなと考えております。

◎委員（堀 巖君） この目的は、目的外使用をしている人が使わないようにするということが一番大きい点だと思うんですね。次に、第二義的に土・日や夜間で多少収入を得ようということが前回言われたというふうに思います。そうすると土・日と夜間の位置づけというのは、僕は一緒じゃないかなと思うんですけど、違う仕立てになってはいますが、その点について説明をお願いします。

◎行政課長（中村定秋君） 土・日・祝日につきましては、市役所の庁舎が1階部分と2階の一部があいておりますので、その利用と、例えば市民ギャラリーを見に来られた、ロビーコンサートを聞きに来られた、そういった方もお見えになりますので、そこで土・日・祝日については、庁舎が閉まっている夜間とは若干違うのではないかなということで、このような仕立てになっております。

◎委員（堀 巖君） 確かに土・日で昼日中でやることはあると。だけど、夜間の上限額が定まっていないという点にいて、とめっぱなしだと青天井にふえていくということについて、それはどういう意味があるんですか。

◎行政課長（中村定秋君） これは実際に運用してみないとなかなかわかりにくいところではございますが、私どもの考え方としては、朝来たときに、庁舎があく時間に駐車場がいっぱいになっていると、それは困るだろうということで、平日についてはなるべく短時間で出ていっていただくように、長時間とめられないようにという考え方でございます。

◎委員（鈴木麻住君） 問い17のところ、他の方法で管理員を配置する方法も検討しましたと書いてあるんですね。これは人件費等いろいろ数百万費用が発生するということなんですけれども、実際どのぐらいかかって、ゲートと比較してどうだったかというのは、数字をちょっと教えてもらえますか。

◎行政課長（中村定秋君） 警備会社への見積もりでございます。1日5時間、朝8時から11時と、午後の13時から15時の5時間に限って誘導員2名を配置するという見積もりで年間340万円弱、337万円ほどということで、委託料の部分だけでそれだけということになります。

◎委員（鈴木麻住君） 余り事例を知らないのかもしれませんが、名古屋市だとか愛知県なんかはボックスをつけて、そこに人がいまして、入庫をするときにどちらへ行かれますかといって券を渡して、用務先で判こを押してもら

って、それをまた渡して出庫をすると。春日井市役所も、たしか地下駐車場を出入りするときにそういう形をとっていると思うんですね。

今、警備会社と言われましたけれども、それをやるのは警備会社じゃなくても、例えばシルバーに頼めばもうちょっと安く上がるんじゃないかなとか、雇用もそれで生まれるんじゃないかというような発想もあるんですけど、もうちょっとシンプルに、そういうふうにすれば、人が介在すれば障害者に対しても優しい対応になるし、あるいは混雑していても公用車だけ優先させて入れることもできるだろうし、いろんなメリットがあると思うんですけど、コスト的にも年間、そんなに差はないのかなと思うので、ゲート設置をしちゃったら、今度は5年間撤去できないし、そういう人が介在すれば、もうちょっと違う対応がいろいろ考えられるのかなと思うんですけど、その辺どうですかね。

◎行政課長（中村定秋君） そのような方法もあるということで検討しましたが、先ほど問いと答えということで書かせていただいた理由により、今回はゲート設置ということでございますので、よろしくお願いします。

シルバーの委託につきましては、実際にシルバー人材センターにもお話を伺いました。シルバー人材センターからは、警備業法の関係で引き受けはできませんということでございました。

◎委員（大野慎治君） 駐車の一覧表が6月8日から19日までの調査結果がありますが、最近の調査結果はないのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 詳細な調査結果につきましてはこの期間の分ということで、それ以降の調査結果につきましては、先ほど御紹介させていただきました2月末までで596枚の張り紙、それを日数で割ると3.7台ということでございます。

◎委員（大野慎治君） ちょっと質問の話題を変えて、北東側ですね、駐車場2台増設しますが、ちょうどここに防火水槽がありますが、それは考慮されているのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 北東側の、今図面でいきますと斜線が引いてあるところですね。ここは今駐車場の区画としていないんですが、ここに防火水槽があるということで理解をしております。

◎委員（大野慎治君） 基本的に、僕は出入り口で、夜間や土・日のときは、そこに消防車両がとまれるスペースとしてもあけておくという考えだったんじゃないのかなと、最初のときは。道路側だけでもなく、こちらにもとめられるように配慮してあったんじゃないかなと勝手に思っておりましたが、そういった考慮はなかったのかどうなのか。

◎行政課長（中村定秋君） 基本的には、駐車場の中に入って消防車両が、この北東のところで作業することはないと思うんですが、ただはしご車は入れませんが、通常の消防車とかでしたら入ることはできますので、今委員がおっしゃられたような活動も可能かと考えております。

◎委員（大野慎治君） 一番の問題点は、これゲートをつけた後どういうふうに、今まで一方通行ということだったんですが、両側通行に変わってしまうことによってトラブルが大きくなるんじゃないかと。逆に言うと、ここの駐車場を1台潰しますが、ここの2台の分はあけていないと、大きく回れなくて出られないとか、そういったところの配慮は、やっぱり一定、ゲートがもしあったとしたら、どういうふうに出入りするんだというのが見えないんですね、これだと。まだ安全のことはこれから検討するという事なんですが、今検討しておかないと配慮に欠けるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 駐車場を管理する者として、事故が起きないように、それから戸惑うことのないようにというのが本当に私どもも非常に気がかりなところでございまして、繰り返しになってしまいますけれども、現在、10月に向けてということですので、最終のところ、この矢印の向きというのを考えているところでございますので、よろしく願います。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどから行政課長ばかりで、ちょっと消防長のほうにお聞きしたいと思います。

18番の災害時の関係でお聞きしたいんですけれども、先ほどの答弁の中で、消防車両のスペースもありますよということで支障はないということでしたけれども、多分、火災の発生現場であったり、それから火災の状況によって最善の場所というのはその都度変わってくると思うんですね。そういうときの救急車両が北側に入るルートというのは、この図面を見た状況で、車が最低限ないという前提だとして、ここで問題はないというふうに見解はお持ちでしょうか。

◎消防長（今枝幹夫君） 今の斜線の部分の防火水槽あたりにどうかという話ですが、基本的には直近に備えつけるわけでも、ホース延長も可能でございますので、そういった場合は臨機応変に、それは防火水槽のすぐそばに1台ポンプ車をつけるのは理想ではありますが、もし車がとまっておればホース延長等で対応するしかないと思っております。

◎委員（宮川 隆君） ちょっと聞いていることが違うんですけれども、要は、例えば先ほどの事例として、はしご車が訓練時は北側だけれども、実際には西側のスペースが確保されているということでしたけれども、火災の状

況によっては北側から放水したほうが効果的、もしくは避難させるのにも北側のほうが有効な場合も考えられると思うんですけれども、そういう本当に緊急時のときの車両の進入路として、この図面を見たときに大丈夫なのかということなんです。

◎消防長（今枝幹夫君） 非常に難しい御質問でございますが、そもそもはしご車というのは消防法で決まっております、空地を設けるということで、南西のところに空地は設けてございます。この間の訓練等でも見ておわかりでしょうけれども、ここに車がとまっておられたら当然はしご車は配置できません。通常時もそのためにここの配置をどうかという話になりますと、それははしご車が来るためにここは駐車場にするなということとはなかなか難しい関係でございますが、御質問の趣旨がちょっとよく僕もわかりませんが、その場その場に応じた中で対処するしかないと思っておりますが、どういった御質問でしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 東側はゲートがつくられると。北西部のほうはチェーンで封鎖するというお話なんですけれども、例えば一番大型車両というのははしご車ですよ、保有している。例えば最大のはしご車が北側駐車場に入ろうと思ったときに、そのルートというのは一定確保されるというふうに、この図面で考えられますかと。要は進入ルートが確保されているかどうかということをお聞きしたいだけです。

◎消防長（今枝幹夫君） 今、はしご車の車幅をすぐにお答えできないんですが、このゲートの中の3メートル50、これは検討してもらっているんですよ。ない。そうすると、最悪、今の北側のところの増設部分が、先ほどの説明ではコーンかチェーンでということですが、このチェーンが鎖であれば、そこを外してもらわないと入れないかもわかりません。ちょっと済みません、ゲートの幅とはしご車の幅が記憶にないもので、今お答えづらいますが、またちょっと確認して御説明いたします。

◎委員（宮川 隆君） ということであります。この設計をするに当たって、消防のほうとの打ち合わせは多分されていないんじゃないかなというふうに推測いたします。

緊急時ですので、ゲートの幅がどうのこうのというところまでは、この際言うつもりはないんですけれども、最低でも北側の駐車場の今ある支柱の幅を、はしご車が入ることができるぐらいの位置に移設するというのも今後考える必要性はあると思うんですけれども、管理する側としてどのようにお考えでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 確かに、そうすると庁舎の周り360度全て消防

のための空地を設けるというのは、それは一番いいということになってしま
うんですけど、極論ですけど。北側についてもそういう必要があるとは、私
は考えておりませんでしたので、南西側の消防空地で活動するんだよとい
うのは消防にも確認をとっておりますので、現時点において、そのためにど
こかに入り口を設けるかということについては考えておりませんが、そういう
御指摘もいただきましたので、改めて消防とは打ち合わせをしてみたいと思
っております。

◎委員（堀 巖君） やっぱり一番の問題点は、さっき大野委員も言われ
た庁内の検討委員会が開かれていなかったり、今指摘があった消防との打ち
合わせがしていなかったりというところだと思うんですね。

9月に意思決定されたところで、本来ならばその前に最終意思決定機関に
よる庁議でその話題が出て、それぞれの部長さんたちも知って、消防長もも
ちろん知って、そういうふうなことについての今みたいなのが気づきがあつて
しかるべきだと思うんですよ。だからこの段になってこういう話になってき
ちゃう。

聞くとところによると職員で、建設部の職員とか、このことを知っておるか
と行って知らんという職員がまだいるということ自体も僕はおかしいと思う
し、6番で市民の声を聞くべきではないかということで区長会、先日やった
やつ、その区長会に車で来たら満車になることは明々白々とさっき出ていた
とおりですよ。その詳しいこと、こんなことを見せていろいろ論点整理なん
かしていない区長さんたちがいいんじゃないのということで市民の声を聞いた
なんていうのはおかしいし、今まさに市民参加条例の検討を進めているさ
なかで、少なくともパブコメぐらいはやって、たくさんの意見を拾って、市
民の声が15件来たとか、そんなことではないと思うんですよ。その姿勢が、
やっぱり僕は欠けているなというふうに思うわけですけども、市民参加条
例を今まさにつくらんとするこのさなかにあつて、そこら辺の手続をなぜし
なかったのかという点について、もう一度説明してください。

◎行政課長（中村定秋君） やりたくなくてやらなかったということではな
いんです。なぜやらなかったと聞かれても、それはなかなかお答えの仕方が難
しいのかなと思っています。庁舎の管理に関することでございます、駐車場
の。それで、庁舎の管理については市長に責任があるものですから、その管
理方法としてこのような形でやらせていただこうということでございます。
パブコメをやったほうがいいんじゃないかとか、そういう御意見はある、今
おっしゃっていますけれども、そこまでの必要性があるものとは考えていな
いということで、今回このような経過になったということだということです。

◎委員（堀 巖君） いろんな部署の職員がいろんな気づきがあるということで、平成20年、21年に事務事業検討委員会でもんだというふうなことが書いてありますね。そこで、開かれた庁舎と機能の維持の観点から方針に至らなかった。問い5では開かれた方針には関係ないんだよと、そのコンセプトは維持したままだよというふうに言っている。となると、もう一度事務事業検討委員会での議論の中身を聞くんだけど、どうしてこのときにこういった理由で方針化に至らなかったんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） もともと事務事業検討委員会におきましては、1つは庁舎の駐車場を有料化することによって、多少市の収入になるのではないかというような経過でございました。そこでコスト比較をしたところ、土・日・祝日も全てお金を徴収するということですね。そういった場合、あとは夜中もどんどんとめていただくというような場合でしか採算はとれないだろうということでもございました。そうすると、先ほど言いました開かれた庁舎ということで、土曜日・日曜日なんかでもギャラリーやロビーコンサートなんかで使っていただきたいということがある中で、土・日、祝日全部有料化してしまうというのは、これはやはり問題があるだろうということで、そういう経過において、事務事業検討委員会ではそれが方針化に至らなかったということでもございます。

◎消防長（今枝幹夫君） 先ほどのはしご車の幅は2.5メートルだそうなので、十分入りますが、ただちょっと1点、議論の中で消防との打ち合わせが云々とありますが、消防法で決められた消防空地を設けておまして、そこを潰してどうこうするなら打ち合わせでございしますが、新たにここから入れなくなるから消防と一々打ち合わせ、職員同士のコンセプトの話でなら結構ですが、消防法が消防と打ち合わせをしていないのはおかしいのではないかという話は若干違うような気がしますので、よろしくお願いします。

◎副委員長（木村冬樹君） 済みません、同じことを何回も聞くかもしれませんが、もう一回初めから教えてください。

最初に、庁舎駐車場の駐車状況調査結果というところの表についてですが、問い7にかかわるところだというふうに思います、このやつでいくと。それで、この表でいって、10時にとめていて14時、16時という形で数字が載っているんですけど、張り紙はいつの時点で張るんですか。まずその点についてお願いします。

◎行政課長（中村定秋君） 16時でございします。

◎副委員長（木村冬樹君） ということは、10時から16時までまだとまっている、例えば一番上でいえば3台、8台、こういったところに張り紙を張っ

たということによろしいですか。

◎行政課長（中村定秋君） そのとおりです。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。

それで、問い6とか問い9の関係の市民の声を聞く、あるいは議会への説明というところについてであります。

今、堀委員も言いましたように、問い6の一番最後に書いてある文章は、非常にこれを根拠にするのは薄いなというふうに思います。区長会などで冒頭の挨拶でそのことを言って、それに対して異論を唱えられる区長さんがどれだけいるのでしょうか。そうやって思うと、これを根拠にするというのは非常に問題があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） これを根拠にしているということではございませんで、今回、この資料を整理するときに、市長がわざわざ第3回の区長会でそのようなことを述べているということがございましたので、それも紹介させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

◎副委員長（木村冬樹君） わかりました。根拠にはしていないということですので、市民の声、あるいは選挙の投票の際に苦情やお叱りを受けているということは以前から言われていたところだというふうに思います。市議会においてさまざまな意見、あるいは一般質問という形で有料化の提案ということが書かれております。それで、今、議事録をちょっと短時間の間に調べてみましたが、16年9月の定例会のロビーコンサートのときの駐車場不足について榎谷議員が聞いております。これは率直な疑問についてでありますので、有料化とかそういうことについて問うものではないというふうに思います。

そして、20年、22年の一般質問につきましては、失礼ですが、相原委員の一般質問であります。これは明確に有料化の提案という形になるのかなというふうに思いますけど、ここでの答弁は有料化は考えていないということの答弁が繰り返されたというふうに思います。

21年の無断駐車への対策の一般質問、これは大野委員ですけど、これも明確に……。

〔「これは駐輪場じゃない」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（木村冬樹君） そうですね、自転車のほうですね。自転車のほうのことで、答弁の中に少し駐車場のことも含めて答弁があったという程度で、そういう内容になっているというふうに思います。

それから5年があいて、今回27年の9月ということになっています。その議事録も今手元にありますが、見てみますと、これは堀委員が議案質疑で

聞いていますけど、「ゲートをつけるような形でやれないかという検討をさせていただいているところでもあります。まだこれがやれるかどうかということも含めて検討でありますので、やるというようなお約束はできませんが、少しそういった検討も今始めさせていただいているということで、よろしくをお願いします」ということでありました。

財務委員会は、今議事録が見られませんので調べていませんけど、同じような状況だったんじゃないかなというふうに思うわけです。

いわゆる22年の9月定例会までは有料化は考えていないということで、5年あいていきなり出てきたということで、そういう点での唐突さはあったというふうに私は思っています。それに9月議会の答弁を見ても、そのときですら、これができるかどうかの検討ということなものですから、まだとても提案になっているような状況じゃないというふうに思います。

それを受けて10月に第6次実施計画に計上したということでもありますので、これは大きな変更が行われたというふうに思っていますので、この第6次実施計画のときに、もっと明確に説明すべきではなかったかなというふうに思うわけです。

こういった一連の市民への説明や議会への説明について、十分なされてきたと思っていますでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 私どもとしては、問い9に書いてあります、一定御理解をいただいていると思っておりましたが、唐突であるとの印象を与えてしまったことについてはおわび申し上げますという答弁を繰り返す以外ないということでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） そういう言い分で押し通そうというのは、やはりちょっと問題ではないかなというふうに思うわけです。

市民参加条例のことが言われましたので、例えばこれから予算上、条例上でいくと10月ということでもありますので、それまでに市民参加の手続というのは何かとられる考えはあるのでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） 暫時休憩します。10分間休憩いたします。再開は11時30分から行います。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 皆さんおそろいですので、休憩を閉じて再開いたします。

◎行政課長（中村定秋君） 休憩をいただきましてありがとうございます。

あることを実行しようと思えますと、いろいろと賛成もあったり反対もあったりということがあると思えます。それで、全ての方から100点をいただ

けるというのはなかなか難しい中で、私どもとしてはこれが現時点において最善だろうというところで、管理者として責任を持って今回の議案として提案させていただいたと。当然その批判については、市民の方からそういう御批判があれば、それは真摯に受けとめるということになります、パブコメ等につきましては部長のほうから。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今回の議会のほうに条例と予算という形で提案をさせていただいておりますので、これからパブコメをとって、じゃあその結論が出たらやめますという話にもなりません。今回条例と議案も出させていただいておりますので、これはあくまでも庁舎を管理する市の責任として出させていただいているということでございますので、今後パブコメをとっていくという予定はございません。

それから、市民の意見をもっと聞いたらどうかというようなことですが、市役所を利用される人が市民のどのぐらいあるかという、そんなに半分とかいうふうにはないと思います。そういう意味でいうと、パブコメみたいなもので意見を伺うということは、利用しない方の意見も伺うという形になるんですね。お隣の小牧市さんで、図書館の問題で住民投票が行われましたけど、図書館を利用していない人がかなり多いんじゃないかと、そういう意見がかなりその中に反映されてしまっているというふうなことも言われていますので、やっぱり市役所を利用される方が不便を感じないようなことを考えていかないといけないなというふうに思っております。そういう意味で市役所を利用される方からの市民の声ですとか、市民の意見については市民を代表する議員の皆様がお見えになりますので、議員の皆様意見を聞きながら実行していくというふうに考えておりますので、よろしく願います。

◎副委員長（木村冬樹君） 考え方がよくわかりました。現時点で管理者の責任ある対応として最善であるということを進めていきたいということだと思います。

ですから、私自身も議員としてこのことを認めていくのか、それとも否定するのかというところで非常に揺れるわけですよ、同じように揺れるわけです。ですから、このことをやったことを議会が認めたことによって市民からどういう批判が出るだろうとか、こういうことをやっぱり考えるわけです。ですから非常に、もっともつきちんとした説明ができるように聞いていかなければならないというふうに思うわけですけど。

では、条例の中身についてもう一度、同じことになるというふうに思いますけど、問い1、問い2の部分であります。

目的外使用の際の使用料徴収ということを決める条例に、目的のための使用について書くということがどうなのかということは、何回説明を受けてもどうしてもひっかかります。行政財産使用料条例を見ただけでその部分が明確となるようにと、確認的にということなんですが、これは本当に必要あるんでしょうか。この条例を見て、市民がこの条例を根拠に何とかという対応をするということは、恐らく考えられませんので、きちんと約束事として決めておくのであれば、この部分は絶対必要ないというふうに思います。また、有料駐車場という名称も掲げるのではないならば、条例上也載せなければいいというふうに思います。基本的に開かれた市役所というコンセプトを変えないということでもありますので、それで問題点に対応しようと思うと最小限の変更を考えるのが原則じゃないかなというふうに思うんですよね。そういった点で、条例の中身について少し疑問があります。

やりとりしても同じなのかもしれませんので、後でコメントがあったら教えてほしいんですけど、もう1点は、最小限の変更にとどめるということだと考えると、今、市役所の駐車場は、朝8時にあいて夜の7時に閉まりますよね。この原則は変えなくていいんじゃないかなというふうに思うんですよね。この原則を変えなければ、夜間にトラブルだとかそういうことはないものですから、例えばゲートを設置したにしてもその間は動かないようにしておけば問題ないわけで、この駐車場は朝8時から7時までのものですよということであればいいんじゃないかなと。そうやって思えば、この条例の仕立てから変わってきちゃうものだから、もっともっと検討が必要ではないかなというふうに思います。私は夜間閉鎖が市民にとっても説明ができるし、いいのではないかなというふうに思います。

もう1つ、上限額です。休日、土・日・祝日についてはどれだけとめても800円という形の上限額の予算になっていますけど、条例では1,000円となっているというところで、やはり1,000円までの間だったら裁量で変更していいということ、議会としてこれを認めるということは自殺行為ですから、どうしても考えられません。

以上の点からいって、この条例は今の時点で結論を出すのは非常に難しいなというふうに思っているんです、私たち。ですからそういう点について、今私が述べたようなことについて、何かヒントになるというか、答えになるというか、当局の考え方があれば教えていただきたいと思います。

◎行政課長（中村定秋君） それでは、主に3点になるかなと思います。

まずは条例の仕立て方というか、本来の目的の使用について使用料を徴収しないという規定を設ける必要があるのかということでございます。

私どもの考え方としては、ここに書いてあるとおりでございますが、もともと参考にした自治体の条例に、同じような目的外の使用料条例の中に、本来の目的で使った場合は減免するという規定があったと。その自治体の条例を参考にして、それで今回、条例改正の策定作業に入った段階で、減免はおかしいだろうなというところで徴収しないという規定にしたということです。厳密に言えば、ここにも書いてございますが、御指摘のとおり、なくても大丈夫です。ただ、先ほど木村委員がおっしゃられた、市民が条例を見てどうこうということがないということで行きますと、混乱もないのかなと私は考えておりますし、同じように2番で市役所有料駐車場というような名称を使っていますけれども、これもこういう名称を使うことで混乱を生じたりとか、そういったことはないのではないかなと考えております。これも参考にした自治体の条例の規定ぶりを参考にさせていただいたということでございます。

続いて、夜間の閉鎖ということでございますが、ゲート設置をいたしますと、とめている車を出すというのがなかなか、閉鎖してしまうととめている車はどうなるんだというようなこともあったりとか、ゲートがあるにもかかわらず、また当直員が駐車場の出入り口の施錠をやったりとか、そういったことが必要になるということと、それから、もともとがこれでたくさん収入を得ようということではございませんが、多少でもそれで収入につながるようになって全体のコストを下げることになるということだったりとか、あるいは現在7時で閉めていますけれども、会議の場合に9時ぐらいまで庁内で会議をしている場合もあるというようなこともあって、二度手間になるのではないかなというようなことで、夜間閉鎖については採用しなかったということでございます。

最後に、上限設定をして、その範囲内であったらということを経験でできるということにつきましては、これももしかしたら委員会のときの答弁と重なってしまうかもしれませんが、平日は市民の方、市役所に用があって来られる方が不自由なくとめられるようにするというのと、土・日・祝日はロビーコンサートや、あるいは選挙の投票といったところになるべく影響が出ない、そういうときはちゃんととめられるけれども、あいているスペースは有効に活用すると、少しでも収入を得るところのバランスがなかなか難しいところでございます。それは、本当に100円上げたり100円下げたり、そういったところで周辺の駐車場と比べて皆さん選ばれるものですから、そういうところでそこは臨機応変に対応する必要があるのではないかなというところで、そのような規定をさせていただいたということでございます。

少しでも市民の税の投入が少なくなるようにしていくというのも、これも

また市としての責任だと思いますので、そのような条例の規定にさせていただいたということでございます。

◎副委員長（木村冬樹君） 4つの点でお答えいただきました。最初の問い1、問い2の部分については、いわゆるどっちでもいいということでもありますので、例えばこの部分の修正案を出して、議会がそれを議決するということもあり得るんじゃないかなというふうに思います。これは単純な問題ですから、それは手法的なところで対応できるのかなというふうに思うんですけど、夜間の24時間対応というところについては、もっと深く検討しなきゃいけないのかなというふうに思います。

それにしても、7時閉鎖というのを原則としても、いろんな方法をとれば、別に問題なく運用していけるんじゃないかと。現時点でそれをやっているわけですからね、実際。ですから、7時回ってもとまっている車は今でも時々あるわけで、そういう対応を考える、手動での対応だとか、そういうことで会議なんかの場合も対応できるのではないかなというふうに思います。

要するに、方針を変えずに現状ある問題を解決しようと思うと、やっぱり手直しする部分は最低限度であるべきだというふうに思うんですよね。そういったところがやはり疑問が残るところです。

また、上限額についても臨機応変な対応と言われますけど、議会は3カ月に1回は必ずありますし、臨時議会なんてことも場合によってはあるわけで、上程してもらって議決していくという、市民とは限りませんが、近隣も含めて住民の負担にかかわる問題については、やはり議決をした上で決めていくというのが正しいやり方ではないかなというふうに依然として思っています。

ですから、最初の2つの点でいえば修正案ということが考えられますけれども、後の2つのことでいうと、やはり根本的な問題もあるものですから、もう少し時間をとって議論をする必要があるのかなという思いはあります。

ちょっと質問にはなっていませんけど、今の点で何かコメントがあればお聞かせください。

◎委員（堀 巖君） コメントがないようなので、やはり木村委員が言われるように、徴収しないという規定は、そもそもそれも変なんですよ。これは前のときに答弁で答えているように、目的外使用の使用料というのは、許可をして初めて発生するわけです。駐車という行為は、それが事前の申請ができないものだから、駐車をした行為をもって行政がそれを許可した、処分したというふうにみなすという規定が必要だという、そういう答弁もありま

した。それは規則の中で設けるといふに言ったけど、僕は、それは本当は条例に規定すべきではないかなといふに考え直しています。というのは、法律行為的行政行為である許可という行為をみなすという大事なことなので、それを規則に委ねるといふのはちょっと違うのではないかなといふふうに思っていますが、まず第1点、これはどうでしょう。

◎行政課長（中村定秋君） 現在、財産管理規則に目的外使用のときは申請書を出して許可を受けなさいということ、これは規則に書いてございますので、その申請行為にかわるものを規則で定めるといふこととございまして、私は条例事項ではないのではないかと考えております。規則で対応可能と考えています。

◎委員（堀 巖君） ちょっとうまく伝わっていなかったのかな、その手続的なものに関しては、確かに規則でいいんだけど、そういう許可をすることとはどういうときに許可をすることというのは条例事項だと思うんだよね。どういうときに許可をすること。それは違いますか。

◎行政課長（中村定秋君） 条例で定めなければいけない事項に該当はしないと思います。行政財産の、公の施設は条例でいろいろと規定をしなければいけないのが決まっておりますが、行政財産については、その管理権限を持つ市長が規則で定めるといふことになっておりますので、法律に従って行政財産の許可、目的用途、または目的を妨げない範囲で許可をすることができると。その許可については規則で定めれば足りると私は考えております。

◎委員（堀 巖君） さっきの総務部長の答弁に戻りますが、管理責任者が責任を持ってやれば何でもかんでも、主権は市民ですよ。市民が主権で、さっき有料駐車場という言葉が誤解がないものと考えておりますという答弁があった。だけど、僕たち市民の代表としてここにいる、誤解をしちゃうといふふうに言っているわけですよ。それが管理者の上から目線というか、そんなものは大丈夫だといふふうに、ちょっと根拠が非常にない答弁が見受けられています。パブコメしなくてもいいという、管理責任において決めたんだからパブコメしなくてもいいんだったら、全部そうじゃないですか。僕はその市民参加条例をつくる設計段階において、やはり広く聞いたほうがいいに決まっているんですよ。僕たち議員で代表で出てきている、それぞれ判断するけど、それでも危ういところがあるのでたくさんの市民の声を聞くべきだといふことで市民参加条例をつくっているのではないんですか。ちょっとそこら辺、考え方をもう一度、部長お願いします。

◎総務部長（奥村邦夫君） 先ほど言ったのは、庁舎の管理をしている立場の責任としてという意味で言ったんですね。もともと庁舎の駐車場は夜9時

まで一番最初はあけていましたけど、7時に変更したりだとか、それも管理者の責任として7時のほうが好ましいということで変えさせていただいてると。それについて、市民に一々意見を聞いたりとかいうこともしていません。

市民参加条例を今上程させていただいてまして、これから市民参加でいろいろなことについては行っていく必要があるというふうに思っていますけど、じゃあ全てのことについて、全てパブリックコメント、例えば今回広報の見直しもさせていただきましたけど、広報の見直しをするのにパブコメをやるとか、議会だよりについてもページ数をふやしますよ、じゃあこれもパブコメでいいですかと行って一々やるんですかね。必要なものはやりますけど、そうじゃないものもやっぱりあるというふうに思いますので、当然市としての判断をするもの、なるべく市民参加で意見を聞くということは重要だというふうに思いますが、全ての事務事業について全部聞いていきますということは、少し約束はできませんし、やはりその辺のところでの判断というのは、当然市民から負託された市長が判断をしていくというものも、一部ではそういったものもあるというふうには思っていますので、今回のこれについては、もう既にそういった判断をして条例と予算を上げさせていただいているということですので、これについてパブリックコメントを今後やっていくことは、今のところは考えていないということです。

◎委員（堀 巖君） 誰がそんなことを言いましたか、全部やれなんて。誰が言ったんですか、そんなことを。僕は、それはパブコメをやって利用していない人の声なんか聞く必要ないというようなニュアンスのことも言われたけど、だったら利用者アンケートをやってください、利用者アンケート。わかりにくいのは、土・日の有料化という言葉と平日の目的外利用の不届きな駐車を取り締まるという、そこから料金を取ってとめないようにするという、その2つのことがまざっちゃっているのだからわかりにくいんですよ。だから、そのことで私たちも混乱をしているし、きっと市民に投げかけたときに混乱するだろうという不安を払拭していただきたいがためにいろんな質疑をしているわけじゃないですか。そこをわかっていないんじゃないですか。市長が決めること、これはずっと細かいことを一々聞いていたら切りがないですよ、それは。だけど、これはやはり市民から見ると大きな方向転換だというふうに私たちは理解している。そのときにはアンケートぐらいとっていいんじゃないかと言っているだけじゃないですか。それを拡大的に全部やれなんていう話に置きかえて、そういう答弁に聞こえたのですが、いかがでしょう。

◎総務部長（奥村邦夫君） 今回のこれについて、市民参加はこれから新たにやっていくものについては、これから事務事業の中を見て必要なものはやっていくということは条例に基づいてやっていきますけど、これについては、もう市長が必要だということで判断をして、今回条例も予算も出させていたでいていないですか。これについて市民にパブリックコメントをとって、じゃあつくる必要がないと言ったときに、予算の執行もやらなくするんですか。条例も施行したやつをもうやめるんですか。

◎委員（堀 巖君） だから拙速だと言っているの。

◎総務部長（奥村邦夫君） だから、それはそういう判断をしてやりましたと、そのやり方がいけないということであれば議会の意見として伺いますけど、市としては必要だということで判断をさせていただいて提案をさせていただいていますので、これをもう一度市民の意見を聞き直して検討し直しますということは、この段階では言えないということであります。

◎委員（堀 巖君） 僕が一番怖いのは、今回終わったことなのではないですよ、もう提案されたわけですからね。だけど、今後同じようなことが起きないかというふうで今忠告をしている。市民参加条例をつくっても、市民に影響を受ける、受けないという度合いは市長が決定するわけで、こういったことが市民参加条例ができた後でも、この条例を提案しようとするときに今の理論で聞く必要がないというのは、担当部長としては僕は違うんじゃないかという、そういう意見です。

◎総務部長（奥村邦夫君） 聞く必要がないというのは、今回は、今さっき言いましたとおり、もう判断をして出していますから、今さら聞いて方針を変えるということはなかなか難しいということでは言わせていただいたんですけど、当然その市民参加条例は4月から、それに基づいていろいろな事業を行っていきますので、必要なものについては市民参加の手続をとっていくということは当然なことでありますので、ただ、じゃあどこまでとるという、今、委員言われたように、ささいなことまで全部市民参加をとるのかというと、その辺の判断というのは、市民に問いかけるかどうか、議会のほうに説明するかどうか、その辺のところは内容によって判断をしますので、しないということではないので、当然基本は市民参加に手続をとっていくということではあります。

◎委員（堀 巖君） だったらちょっと聞き方を変えますけど、もし市民参加条例制定後だったとしても、この駐車場の条例を一部改正に際してやったのかやらなかったのか、やるべきなのか、やらなくてもいいのかという考え方をもう一度聞きます。

◎総務部長（奥村邦夫君） それは仮定の話ですので、今ここでお答えすることはできません。

◎委員（堀 巖君） 現実問題として条例で上がってきているわけですね。これは手続的にやらなかったということなんですけど、もし上がってきたときに、今まさに市民参加条例の話になっちゃうけど、大事なところだと思うんですよ、市の考え方として。だから、僕は市民の方々は、これは大きい変更だというふうに思っています。それを管理責任として聞かなくてもできる、いいんだというところの考え方について、やっぱり理解できませんので、仮定だから答えなくていいんだったら、もういいです。

◎副委員長（木村冬樹君） 市民参加条例の第6条をもう一回よく読む必要があるというふうに思います。第6条の1項の4号、それから2項をどう見るのかというところは、これからどんどんこういう問題が出てくる可能性があるものですから、そしてまた答弁の中でも、これは第2項を使うことは抑制的に行っていくということは言われておりますので、ちょっと答弁については慎重に行っていただきたいということの一つっておきます。

僕が聞きたいのは、もう1点ありました。済みません。

27年の9月議会で議会に対して答弁があったと。議案質疑、それから財務常任委員会の議案質疑の中であったということで、それで10月に第6次実施計画に計上されたということで、半月ぐらいしかないわけですね。これってどういう形で決定されたんですかね、実施計画。その検討時間だとか、議会への答弁があってから、本当にわずかな時間しかないと思いますけど、どういう形でこれは検討されたんですか。

◎行政課長（中村定秋君） 詳細な日時というのがお答えできないんですが、まさに9月議会でいろいろと答弁させていただいているところ、財務常任委員会で先ほど6月の調査の結果、例えば10時にとまっていた車の約1割ぐらいは4時にもとまっていますというような調査結果を御紹介させていただいたりとか、実施計画の最終的な決定も大体それぐらいの時期でございましたので、ちょうどそこで方針化するかしないのかというところを、最終の判断の前だったというところでございます。

◎委員（堀 巖君） さっきも言いましたけれども、最終的な判断のところで庁議での議論はなかったというふうに聞いていますが、ありましたか。

◎総務部長（奥村邦夫君） 実施計画の三役説明はしておりますけれども、庁議でこの議題については議論をしたことはありません。

それから、さっきに戻りますけれども、市民参加、改めて条例を見直しまして、今、木村委員さんが言われたように、6条のところに市民参加の手続

の対象というところで、4号で市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入というものがございます。これが庁舎の有料化に該当するかどうかというところが、大きな本当に影響を及ぼすのかどうかというようなその辺の判断もありますので、全て市民参加の手続によるかよらないかというところで、今の駐車場のことについても、じゃあこれに当てはまるのでパブリックコメントをやりますとかその辺の判断というのは、少しその辺を判断しないと答えができないと、そういうことです。

◎委員長（須藤智子君） それでは、ただいま質疑の途中ですが、休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、休憩に入ります。再開は1時10分から行います。お願いします。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） 定刻になりましたので、皆さんおそろいですね。

それでは、ただいまより総務・産業建設常任委員会を再開いたします。

それでは、質疑の途中でしたので質疑を許します。

◎委員（堀 巖君） 地下駐車場の件です。

これもまたちょっと市長と議会側と何か意見のそご、認識のそごがあって、今議員用に何台か確保されていますよね。それって庁舎建設のときは何台で、現在何台になっているかをまずお聞かせください。

◎行政課長（中村定秋君） 申しわけございません。庁舎建設時についての記録が今ないので、現状だけお話ししますと、現在は公用車が26台ございます。それで、保育園送迎ステーションで使用する車が2台あります。で、駐車可能台数というのが33台、地下駐車場ですね。ですので、33引く29ということで、4台分がその他の利用として使えるということになっております。

◎委員（堀 巖君） この話はちょっとあやふやなところがあって、ずっと昔から見える議員さんに聞くところによると、最初は8台ぐらい約束としてあって、それをどんどん縮小されているという話を聞いています。この有料駐車場の議案に関連して、そのことについてやっぱりきちっと決めておかないと、また入れる入れない、外にとめるとめないという話で議会と執行機関がもめることにもなるので、その基本的な考え方をいま一度確認したいというふうに思います。

◎委員長（須藤智子君） ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、休憩を閉じて再開します。

◎行政課長（中村定秋君） まず、議会と当局側がもめたというような、私はそういう認識はございません。確かに職員の中で、あるいは市民の方の意見ということで、議員さんにとめさせるのはどうかというような話があるというのは理解していますが、当局というか、私どもの考え方としては一貫をしております、基本的には、議員の皆様はお車で来ていただくのは別に問題ないということでございます。

先ほど来、地上の駐車場が混雑ぎみであるときがあるということから、できれば地下駐車場があいているスペースがありますので、議員の皆さんは関係者ですから、できれば地下駐車場におとめいただきたいというようなことであったというふうに考えて、それは特権としてそういうことではなくて、なるべく市民の方に地上の駐車場を多く利用していただけるようにという配慮で地下駐車場を御案内しているというふうに認識をしております。

◎委員（鈴木麻住君） 今回の地下駐車場が総数33台とすると。公用車が26台あると。先ほどの答弁で、混雑時に公用車がゲートを開くことができないといったときには、東駐車場を10台利用しますという話なんですけど、今の公用車26台が全部出払うということはないにしても、10台ではやっぱりとまらないという話ですよ。だから、公用車は公用車で別、今ある北側の通路ですね。進入というのかな。今2台増設となっておりますけれども、それはやっぱり緊急時だとかいうふうには開放すべきだろうと。公用車が渋滞のときにはそちらから緊急に出入りすると。あるいは、緊急車両が入れるように確保すべきでしょうと。基本的に建物の避難だとかの考え方というのは、出入り口は1カ所じゃなくて、予備に非常時のときに避難できるようにとか、出入りできるようにというのは、原則基本的な考え方だと思うので、2台のためにそこを塞ぐんじゃないで、やっぱり開放しておくべきだろうなあと思いますが、だからこのプラン、ちょっと訂正したほうがいいのかと思います。

◎行政課長（中村定秋君） 今、北側の2台分、駐車スペースを設けるといふところについて御提案があったということでございます。

正直に申し上げまして、ここの取り扱いについては、今は案ですけれども、この案をつくる時にも正直迷ったところでございます。開放というか、駐車スペースを設けずに非常のときの出入り口にしたい方がいいのかということも考えて、もう一方でゲートを設けることによって多少駐車台数が減るといふこともあるので、その分の補完として設けたらどうかという2つの案があって、現状ではこのような案としておりますが、今御提案のあったことにつきましては、改めて検討ができると思います。

◎委員（大野慎治君） 普通に考えると、駐車場が足りないときというのは

約何台ぐらい足りないと考えているのか、基本的な問題ですが、お聞かせください。この大切なことを1回も聞いていませんでした。

◎行政課長（中村定秋君） 駐車場は出入りがございますので、何台足りないかということについての答弁というのはなかなか難しいんですが、私ども駐車場整理で職員が立つとき、最大で15台ぐらい、20台まではいかないですね。東側の道路、南北、北から来る車と南から来る車が入れない状態というのが、待っている状態としてはそれぐらいかなあとと思います。

◎委員（大野慎治君） もう1点だけ確認させてください。

近隣の駐車場を、あきがあるかどうかは別にして10台ぐらい借りて、岩倉市駐車場として駐車場を確保するということは考えなかったのか、その点のところをお聞かせください。

◎行政課長（中村定秋君） 御承知のとおり、市役所の近くで確保できる駐車場はなかなか難しいのかなあとということがまず1点。

それとあと、ふやせばふやしただけ無用駐車がふえるというふうに考えておりますので、ちょっと極端かもしれませんが、ふやしたからといって無用駐車、すなわち目的外でただで、不法という言い方が悪いですね。無用に使うということの防止・抑止にはならないというところで、そのあたりについては検討しておりません。

◎委員（堀 巖君） 問い11のところでは犬山市の例が出てきています。

犬山市は、頻繁に職員が対応することはないというふうに言っていますが、犬山市の駐車場は何台あってというのわかりますか。

◎行政課長（中村定秋君） 犬山市の駐車場は156台でございます。立体が101台、平面が55台で、そのうち5台が本日午前中に申し上げた障害者用だったり、思いやり駐車場だったりということございます。

◎委員（堀 巖君） 広ければ多分余り並ぶこともないだろうし、苦情もないだろうというふうに思うんですけども、岩倉、さっきの15台が最大で並ぶという、それがこの施策によって何台になるというふうに予測されるんでしょうか。

僕は、その目的外利用については、料金を取るということについて賛成の立場で質問したんですけど、いろいろそんなに安易なものじゃないなとこの質疑を通して思った次第なんですね。やっぱり目標値として15台並ぶことが、僕はいろいろ議論を聞いていて減らないんじゃないの、余計並ぶんじゃないのかと思えてきちゃっているんですよ。そこら辺のもう少し納得できるような答弁はできますか。

◎行政課長（中村定秋君） 納得していただけるかどうかはなかなか難しい

ですが、平均で3.7台という数字が出ております。それから、2月に入ってから最大で16台の張り紙をしたというのも事実として出ておりますので、私は、ごくまれに並ぶことはあるかもしれませんが、その頻度はかなり少なくなるということと、最大で並んだとしても、済みません、これはちょっといかんですね。余り推測でお話ししてもいけないものですから、その辺の予測は現時点ではしておりません。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君） ここでちょっと議員間討議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、議員間討議を行いたいと思いますので、御意見があればおっしゃってください。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと1点だけ、最初の出だしというか、問題提起ということで、論点整理が必要だなあというふうに思っています。

今、議論してきて質疑してきた中で、条例については少し仕立てを変えたほうが良いという意見が一定あるということ、それから運用については、いろんな疑問点やまだ納得できていない点があるということ、ただその運用が、例えば条例の仕立てを直して条例を通して、予算を通して、10月までの間に何らか意見を反映してもらって改善の余地があるのかというようなところもあるというふうに思います。

また、例えばまだまだ疑問があるということで、継続審査にするというように一部意見があるというふうに思っていますので、そういった中で議会として何がやれるのか、継続審査することによって責任を負うわけですから、やっぱり何らかの議会としても対応をしなければなくなってくるだろうというところで、そういったところを論点に少し委員間討議をしたらどうかなあというふうに私は思っています。

◎委員長（須藤智子君） そうですね。

どうでしょうか、皆さん。もし修正動議が出された場合、その修正動議の中身は10月ぐらいまで延ばすということだとすると、その間に議会のほうでいろいろ審議とか、調査とかしなければなくなるわけですね、それは。責任を持って議会でやれますかね。

◎副委員長（木村冬樹君） 責任でいけばね。

◎委員（大野慎治君） 委員長、よろしいでしょうか。

まず1点が、庁舎駐車場の駐車状況の調査結果をもう一度とり直すべきで

あるものではないかと。たまたま満車にこのときなってもいいんです。適切な駐車はあったかもしれないけれども、満車になっていないというところがまず1点。今の現状だと、昼間だと約半分ぐらいしか駐車場が埋まっていない点がまず1つ。最新の調査をするべきではないかということがまず1点。

ゲートをつけたことによって、駐車場がプラス・マイナス9台減ること、東側駐車場が公用車専用というか、公用的な来客専用ということで9台減ること、それに伴って駐車場が一時的に満車がふえる可能性があるということがまず2点目。

それに伴って、職員が満員になったときにまたゲート前に立たなきゃいけないということが3点目。この辺の課題がまだはっきりわからないと。

あと、こちらの安全管理ですね。駐車場の安全管理のほうはまだ明確ではないというところの4点を考えると、今の段階で我々が採決をとるというよりも、課題解決、そしてまた庁舎の検討チームで再度庁舎内の問題も解決していただきたいということ等もまずあります。

また、市民の皆様の声、さっき言いましたけど、利用者の皆様声を聞くということも考えれば、現段階で採決というよりも課題を解決していただきたいと。

◎委員長（須藤智子君） それを当局に頼むということ。

◎委員（大野慎治君） 安全対策等々も我々がやるわけではないもんですからね、これは。また、駐車場の結果も去年の6月の段階ですので最新の状況で、言葉は悪いですが、4月以降でも3月末でもいいですが、もう一回駐車場の結果を調べていただくということをやっていたほうがより我々が審査しやすいのではないのでしょうかという、賛否じゃなくて、これは今採決をとるような状況下ではないんじゃないかというのが私の意見。だから、この議案はちょっと一度置いて、継続することもやむなしじゃないのでしょうかということが、今の段階です、この段階でいいとか悪いという段階ではないということです。

◎委員長（須藤智子君） どうですか。

◎委員（宮川 隆君） 整理する意味合いでちょっと幾つか投げかけたいと思うんですけども、少なくとも今出てきている提案というのは、当局としては練りに練って最善だという前提で出てきていると思うんですね。改善ありきで出してくる、そんな不安定なものではないというふうには認識しています。

それに対して当然我々が逐次質問、質疑する内容も、当局側の答弁はあくまでも自分たちの正当性を証明する答弁になると思うんですね。その中で、

例えば委員会の中で継続しますよという結論が出たとして、じゃあそれはどこが責任を持って問題を解決するのか、もしくは調査するのか。そもそも今ある課題をどういう形で解決していくのかというものも含めて、責任の所在がどこにあるのかというものも含めて今後進めていかないといけないような気がするんですけども、どうなんですかね。

だから、延ばすという結論を出すのも委員会であり議会であれば、それに対して修正をかける、議決する責任も議会にあるわけですよ。市民に対する説明責任も、当然結論を出した我々にあつてしかるべきだと思うんですね。だから、当然15対300の人員配置なので、全てこちらが責任を持てるかというところではないので、やはりある具体的な事例をもって当局側に投げかける必要性はあると思うんですけども、その辺の責任の所在というものを考えた上で我々の態度を示す必要性はあるのじゃないのかなと。納得できないから当局側が全て悪いという、その論議はちょっと矛盾というか、無理があるような気がするんですけども、どうなんですかね。

◎委員（堀 巖君） 宮川さんの意見を聞きたいです。

◎委員（宮川 隆君） 延ばすのであれば延ばすで、延ばすという結論を導き出す前に我々が何をしなければいけないのかというのをまず決めてからじゃないと、何も決めていないままに、ただただ今の段階では納得できないから延ばすという選択というのは果たしてあるのかどうかというのは、ちょっと疑問の部分もあると思うんです。

◎委員長（須藤智子君） でも、今、大野さんが言ったのは、当局にその調査をしてもらうということやね。

◎委員（大野慎治君） 私は、現段階に資料において、今採決をするべきではないし、逆に庁内のプロジェクトチームもありませんでしたというのはもう明確に言われているので、まず庁内の検討チームから、また市民の利用者の皆さんへのことからまずやるべきではないかなと。それからでも十分、資料が整い次第採決すればいいことですし、それで我々が納得するしないというのは採決のときにあらわすものなので、今の段階の資料で、安全のこれは今から考えますとか、消防のことも今から考えますとか、そういったこと、宮川委員が質問されたことと一緒に、やっぱりもうちょっと庁内でもんでいただいた上で結論を出していただく。我々が資料を求めた上で結論を出すというのが議会の責任、説明責任が我々にはどうしても最後、議決機関ですので、当局側にも説明する必要があると思いますけど、我々議会側に責任があるというところで、もう少し検討していただきたいというのが趣旨でございまして、僕は駐車場の今の状況下、半分ぐらいしか埋まっておりませんが、

日常よく見ておりますが、そういったところももう一回調べていただいた上で、だから9台減らしていいんだとかいう話なのか、9台減らしたら、言葉は悪いですけど、先ほどの区長会や特に確定申告のときだと思いますが、駐車場が特に足りないと言われているのは。そういったところにどういった対応をとっていくのかというのは、逆にもうちょっと明確にさせていただいたほうがいいんじゃないのかなあと。だから、駐車場のゲートをつければ大丈夫だということの本質的なところがまだ見えないというのが、逆に明確にさせていただきたいというのがお願いですね。

◎委員長（須藤智子君）　でも、当局としては、もう2年ぐらい前から調査をしているんでしょう。その調査はし尽くしたんじゃないですか。

◎行政課長（中村定秋君）　ええ。実際データをとったというのは、今年の6月から2週間やって、その後も毎日です、雨の日も風の日も毎日朝と夕方チェックして、ずっととまっているところは張り紙をします。間違ってもしかしたら議員さんの車にも張ってしまったこともあったかもしれません。それは申しわけございませんでした。そういうものをやってきた結果を受けて、今回このような提案をさせていただいたと。

◎委員（鈴木麻住君）　要するに、満車で皆さんが困っているというとき、時期は何日ぐらいあるのか。今言った確定申告の時期だとか、区長会が開かれる日だとかいろいろあると思うんですよね。それがのべつまくなし、要するに目的外使用の車があるというのはわかりますけど、それで満車で困っているという状態なのか、それはそれとしてある時期は満車でどうしようもないんだよという時期は何日ぐらいあって、何台ぐらい張っていつている車があるのか、やっぱりそれは調査すべきかなあと。要するにそういう車を、じゃあゲートをつけたからといって解消できるのかといたらそうじゃないと思うので、何か今、名鉄のいろいろ駐車場がありますよね。あそこに1日とめても800円か今1,000円かよくわかんないですけど、そういうところを利用してもらっても、その時期だったら、ある時期のそういう確定申告に来たお客さんは、そこでカードを見せてその分のチケットをもらうとか、それをやっても年間100万も行かないんじゃないかなと僕は思うんですわ。だから、民間だったらそういうサービスをやっても全然問題ないと思うので、よくやっていますよね、そういうサービス。だから、どういう時期が満車で困っているのかというリサーチというのか、データをとるべきじゃないかなと思うんですけど、とっていくんですかね。

◎行政課長（中村定秋君）　毎日チェックしたやつがあるんですが、データとしてはあるんですが、そうすると、満車じゃなければ目的外利用はオーケー

一と、結局そういうスタンスなんです。

◎委員（鈴木麻住君） いや、それはちょっと違う話じゃないかなあと思うんですわ、それを取り締まるという話は。ただ、それだからゲートだと。ゲートをやってもそういう使い方をする人は見えると思うんで、機械さえ通せば使えるわけだから。要するに住民サービスとして何が住民サービスになるのかということ僕はずっとテーマに今話しているんですけど、だからゲートをつけて、多分ゲートをつけるとふだんはもっと少なくなります。女性とか高齢者は、自転車で行けるんだったら自転車で行こうかという人がふえるので、もうちょっとあきスペースはふえるんだけど、どうしても必要なときは来るんですよね。確定申告だとか、区長会だとかいろいろ、僕はどういふときに来るのかよくわかりませんが、そういうときにどうするかということを考えるべきだろうなと。そこに係る費用だったらいいと思うんですけど、それがゲートなのか、ほかにサービスを考えたほうがいいのか、いろいろ方法はあると思うんですけど。

◎行政課長（中村定秋君） そうですね。無用駐車について、それはやむを得んという立場であれば、ほかのサービス、ほかのやり方もあるという、私たちはそうではなくて、満車になるというのめたびたびあります。その原因の一つとして無用駐車があるというふうに、まずその無用駐車というものを防止したい。それは、やっぱり市民のための公有の財産としてそれを管理している市長として、そういう不適切な使われ方をすることによって、満車にならないこともあるんでしょけれども、満車になることもあるというところで、そこを解決する方法としてゲートの設置ということを考えていますね。

確かに、答弁でも申し上げましたが、それをゼロにすることは多分無理だと思います。それは、先ほど鈴木委員が提案された人を配置するという方法でもそれは無理だと思います。よりよい方法というか、私どもが今考えているのは、こっちのほうがいいだろうと。それは、例えば配置した人間と必ずトラブルが起きる、利用者の方で。今回ちょっと資料に載せていなくて申しわけないんですけども、人を配置していたところをゲートにしたという浜松市というところがありまして、そこに聞いたところ、そういうトラブルは激減したというような話も言われまして、そういうものも踏まえてゲート設置のほうがいいのではないかという結論ということなんです。

◎委員長（須藤智子君） 今まで苦情とかクレーム、いっぱいになって入れなかったと。そういうクレームがたくさんあって今回ゲートをつけるということにしたんですよね、当局としてはね。

◎行政課長（中村定秋君） はい。

◎委員長（須藤智子君） これをつけずにそのまま置いていて、また同じ苦情が多分来ると思うんですよ。そういった場合、どういうふうに対応するかだよ、また当局としては。つけないことになった場合、また並んで、市役所にとめたい人がとめられない。また多分苦情が来ると思いますわ。そうした場合、議会としての責任も問われちゃいますよ。

◎委員（鈴木麻住君） だから、提案としてそういうときは民間の駐車場を使ってもらってもいいんじゃないですかと、有料のね。その分のチケットはサービスとして払ってあげてもいいんじゃない、そのほうが安いんじゃないと、民間だったらそうしますよという僕は話をしている。

◎委員（宮川 隆君） フリーターキングなので、ちょっと参考意見として言わせてもらいますと、多分ここの駐車場がいっぱいになるときというのが、繁忙期でなおかつ雨天のときはマックスだと思うんですね。周りの民間の駐車場というのが、基本的に1日丸々とめる方が多いです。朝とめて夜帰ってくる。なおかつ雨の日はほぼ満車です。

◎委員（鈴木麻住君） あそこもそうですか。生け垣の。

◎委員（宮川 隆君） はい、ほぼ満車です。ということは、同じときに、こちらが本当に使いたいときに民間のほうに委ねるといのは多分受けてもらえないと思います。ですから、もしそういうのを改善するのであれば、市役所の適正台数、要は、今ある駐車場というのは、限られた面積をどうやって仕切って何台とまるかなから始まっていると思うんですね。あくまでも岩倉の市役所に必要な台数、それから人口規模だとか距離的な規模だとか、そういうものを踏まえて何台必要だから何台の駐車場をつくりましたという、そういうつくりではないわけですよ。そうすると、ちょっと課題解決する手法というのは別のところに求めざるを得ないのかなあとは思っているんです。定格台数というのはどうなのか。

◎委員（鈴木麻住君） それがイコールゲートというのは、僕は納得できないんですわ。イコールゲートという。

◎委員（宮川 隆君） イコールゲートじゃなくて、要は駐車場総数の話、岩倉の人口規模だとか距離的なものを考えたときに、1日何台あれば、要は電気なんかでもありますよね。100%フル稼働すると壊れちゃうから、大体70%稼働ぐらいが一番望ましいというのが電機メーカーが示している、国が示している定格電流だとかというものがありますよね。同じような発想でいけば、岩倉市の駐車場というのは何台必要なのかという、そこから積み上げていかないと、この駐車場問題というのは根本解決しないのかなと。

◎委員長（須藤智子君） でも、役所ってそういうのってないでしょう。建

築基本法上は。公共施設、あるの。

◎行政課長（中村定秋君） 庁舎建設のときには、いろんな各市役所の平均みたいな、人口何人だと何台といった算出をして66台というのは出ています。

◎委員長（須藤智子君） 人口で。

◎行政課長（中村定秋君） ええ。人口規模ですね。

◎委員長（須藤智子君） でも、一応築基本法上はそういうのはないよね。マンションとかだとあるけど、賃貸用のマンションだと1部屋には1台必ずつけなあかん。

◎委員（宮川 隆君） 何台設けておかなければいけないなんていうのはないでしょうね。

◎委員（鈴木麻住君） 今の話、立駐をつくってもいいんですよ。本当に足りないんだったら立駐でとめさせても。そうすると、不便でみんな使わない。時間もかかるし、入庫・出庫にね。

◎委員長（須藤智子君） そう。最初は立体というか、2階建てだったんだよ、予定は。それが地下になった。

◎委員（鈴木麻住君） 2階建てというのものもあるんでしょうけど、本当にとめようと思ったら立駐、今、年間400万ですか。それが10年で4,000万、だから立駐をつくるのに幾らかかるかと試算してみたらどっちがいいのという。

◎委員長（須藤智子君） ずうっと年間400万かかるわけじゃないよ、これ。

◎行政課長（中村定秋君） 今、予算に上げているのは400万。

◎委員長（須藤智子君） それは、リース期間が終わるともうなくなるんだもんね。

◎行政課長（中村定秋君） 10分の1。

◎委員（鈴木麻住君） いや、だから立駐をつくと幾らぐらいかかるか、いろんな検討の仕方はあるんじゃないですかという話を今、駐車台数はふえるんですから、立駐をつくれれば。そういう話ですわ。足りないんだったらそういう方法もあるし、民間の駐車場を借り上げるということもあるでしょうし、いろんな方法も、どちらが費用対効果としていいのということも検討すべきでしょうという流れの中での話。

◎委員（大野慎治君） いろんな方法でメリット・デメリットを出したほうがいいということですよ。メリット・デメリットというのは、今回のゲートをつくることによって駐車場の台数が9台減るということがもう明確にわかかっていて、9台減ったことによってまた駐車場が満車になる可能性だってあるということのメリット・デメリットが発生するというのは、不適切な利用の、目的外利用の駐車の方以上に駐車場が減るんだから、今とまっている

3.7台以上に。そっちのほうのメリット・デメリットからすると、デメリットのほうが多いんじゃないかという話に話が変わってしまうというところが、ちょっと今課題があるというふうになる。

◎委員長（須藤智子君） でも、これ修正を出されて。

◎委員（堀 巖君） 修正じゃなくて、今話をしているのは、提案があったのは。

◎委員長（須藤智子君） だから、それを調べてからにしようということでしょう。

◎委員（堀 巖君） 調べてからという話なので。

◎委員長（須藤智子君） を修正動議を出すんでしょう。

◎委員（大野慎治君） 修正じゃなくて、継続して審議したほうがよいのではないかという話です。課題があってもまだ明確ではない論点があるというところが、質疑はもうこれ以上してもちょっと変わらないと思うので。

◎委員（堀 巖君） いいですか、自由討議で。

さっきの宮川さんの責任の所在論、そもそも論を言い出すと、例えば今、鳥取県議会とか、犬山でもそうですし、修正が結構あるわけですよ。そうだったところで、さっき言ったけど、議会の議決の責任というのは、こういう理由で修正しました、こういう理由で継続しましたというのを市民にきちんと説明する責任は議会にはありますよね。だけど、執行機関のやるべきことを議会がとってかわってやるなんていう話は、僕は聞いたことはないですよ。

◎委員長（須藤智子君） でも、当局は調査はもうしているということでしょう。

◎委員（堀 巖君） いやいや、だから足りていない部分があるからという、さっきの大野さんのね。

◎委員長（須藤智子君） それは違う案だもん。

◎委員（堀 巖君） それがあったとしたら、例えばアンケートぐらいはできるだろうし、いろんなことはあると思うんですよ、やること。それを議会側がやらなきゃ責任があるなんていう話はおかしいんじゃないですか。

◎委員長（須藤智子君） でも、大野さんが言ったのは違う案を言ってきたんでしょ。この今のゲートじゃないよ。

◎委員（堀 巖君） 今は宮川さんと話をしている。

◎委員（宮川 隆君） 僕が言ったのは、やっぱり当局側が投げかけている今回の件に関して、我々が仮にどれだけ、ここはどうなのと言ったところで突き詰めても、突き詰めれば突き詰めるほど、そこから出てくる答弁という

のは、自分たちが出している条例の正当性、当然自分たちが自信を持って出しているわけだから、悪意だとは思っていませんけれども、その正当性に基づいての答弁である以上、その裏をとるという作業は、我々が議会の議決をするに当たっての判断基準というのはやっぱり自分たちでもある程度、それこそ調査・研究、自分たちの責任においてやるべき必要性はあるんじゃないの、当局側の答弁だけをうのみにするのはおかしいんじゃないのという、そういう意味合いで言ったんですよ。

◎委員（堀 巖君） 調査・研究はもちろんする必要はあると思うんですよ。どっちみち継続審査をかければ総務委員会を開かなきゃいけない、次までに。開いて、議会として、特別委員会じゃなくて総務委員会でいいと思うんですけど、そこできちんと議論を深めると、ずうっと継続していかないといけなくなりますよね。それは責任です。

◎委員長（須藤智子君） もう議論は出尽くしたでしょう。

◎委員（堀 巖君） いやいや、だから今、代替案とかあるじゃないですか。

◎委員長（須藤智子君） 代替案はちょっとある。おかしいんじゃない、でもそれ。

◎委員（堀 巖君） いや、おかしいと頭から決めつけちゃだめだと思うんですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっとごめんなさい。運用については、多分それぞれこうしたほうがいいという思いはあるんですよ、みんなね。だから、それが本当にそうなのかという確信もやっぱり自分にはないものだから、僕としても、このまま議決してしまっただけを修正して予算を通して、全部あとは任せるみたいにはちょっとできない部分があって、僕個人としても、継続審査にしたほうが自分の意見ももう少し伝えられるかもしれないし、今幾つかの人から出ている意見も、費用対効果の問題だとかありますね。400万かける問題だとか、市民の意見をもうちょっと聞くということだとか、実態をもっと調査するだとか、調査した時期がやっぱりいろんな周辺状況とかが違ってきているわけで、そういうことも必要ではないかなあというところで、僕も継続審査したほうがいいと思いますね。

◎委員長（須藤智子君） それは、議会側が調査するというので、その期間、もう一回調べてみるということ。

◎副委員長（木村冬樹君） この総務委員会で総意がとれればやってもいいよ。

◎委員（堀 巖君） そうやね。視察に行ってもいいし。

◎副委員長（木村冬樹君） うん。行ってもいいし、例えば議会としてアンケートをとるならとってもいいし、利用している市民にね。

◎委員（宮川 隆君） 今、課題となっているのは、条例の組み立てのあり方がちょっと違うんじゃないかというのはまず1点ですよ、今出ているのは。あとは、総体数が適正規模なのかという部分が一つあるわけですよ。要は、ゲートをつけることによって全体数としての不適正な利用が減るからその分あくんじゃないかとは言うけれども、その根拠がどこにあるのかわからないし、最低限、今確実なのは、総駐車台数が減るけどそれでも大丈夫なのかという部分ですよ。あとは何か、今課題として出ている。

◎委員（大野慎治君） 満車になったときは、確定申告等々のとき、職員が今までどおり変わらず出るんじゃないのかというのは変わらないという。

◎委員（宮川 隆君） 僕も質疑のところでは直接は聞いていませんけれども、要は、お金をかけて機械化しますよと。それによってある程度は、今の答弁の中でもあったように、苦情は激減したという実績はあるよというものの、やはり最終的に職員が出ていって整理しなければいけない、利用しなければいけないということになると、その人件費って税金ですよ。だから、職員の負担が減って本来の業務についてももらえるんだったら僕はそれはそれでいいのかなあとは思いますが、何かその辺が結論的に明確じゃない。その辺、ちょっと課題としてあるのかなあと思うね。

◎委員（堀 巖君） 僕も、安易に考えていてゲートをつけたほうがいいと思っていたんだけど、大野委員が言われるように、ゲートをつけると9台減って、平均3.7台の不法駐車を取り締まるために9台減らして、しかも400万かける。で、職員の人件費、認証をしたりする手間、そういう時間もあるだろうし、そういった総トータルの人件費を含めたコストを考えると、ちょっと疑問になってきちゃったんですよ、実は。課題解決するイメージをつかもうとするんだけど、平均3.7人、確定申告だとか人が集まるようなところをどうすれば、市役所じゃなくて違う会場でやるとか、そういう議論も多分中ではしていると思うんだよね。そういうこととあわせてやっていかないと、この駐車場問題はなかなか市民の中に受け入れられないのかなあという気もするんです。

◎委員長（須藤智子君） もし継続するという事を出されて、その調査は議会でやるということですね。

◎委員（堀 巖君） どっちがやってもいいと思いますよ。

◎委員長（須藤智子君） そうですね。

◎委員（堀 巖君） 議会としてもやれることはやらないかあかんと思います

よ、議会として。

◎委員長（須藤智子君） 責任を持って。

◎委員（堀 巖君） 総務委員会としてね。特別委員会でもいいですけど。

◎委員長（須藤智子君） いいですか、皆さん。

◎副委員長（木村冬樹君） もちろん、閉会中の継続審査項目に上げることになるわけだから、調査をするだとか、いろいろ委員会でやればいいんじゃないですかね。

◎委員（大野慎治君） 議会だよりも皆さんの意見を募集してもいいんじゃないのかなとは思いますが、場合によっては。

◎副委員長（木村冬樹君） 方法はいろいろあるね。

◎委員（宮川 隆君） 今、特別委員会というお話が少し出たんですけれども、形式上の話だから、何が正しいのかちょっと僕もわかんないですけれども、総務委員会に付託されているものを特別委員会のほうに委ねる。

◎委員（大野慎治君） いや、あくまでも案として言っただけで。

◎委員（宮川 隆君） だから、どういうのが一番いいんだろうねということですが。

◎委員（堀 巖君） 付託された委員会で継続するのが望ましいと思います。

◎委員長（須藤智子君） でも、全員一致やなかったらどうするんですか。全員一致でその修正動議に賛成じゃなかった場合。

◎副委員長（木村冬樹君） 継続審査ですね。

◎委員長（須藤智子君） 継続審査のこと。でも、それに従わないかんということね、多数決だから。

◎委員（宮川 隆君） 最後の最後はそうなりますよね。

◎委員長（須藤智子君） 多数決だからね。腑に落ちん。

◎委員（相原俊一君） 私も初めは継続と思っていたんですよ。いろんなことを考えていて、本当に1年のうちでそういう苦情が出るのは確定申告のときとか、月曜日とか金曜日の雨の日なんですね。大抵私もそれくらいは見ているんです。だから、その意味で苦情が出るのは、例えば365日のうちの200日ぐらい、土・日を除けば。5日とか6日とかだと思っていたんです、苦情が出るのが。そうすると、費用対効果として40万かけてやるんじゃないくて、ごめんなさいと言っているほうが一番安いんだなと思ったの。

◎行政課長（中村定秋君） ちょっとよろしいですか、今の。

今の部分ですけれども、苦情が出るのがそんなに少ないことはないんです。選挙があれば、まず毎回、日曜日に投票に来たのに駐車場にとめるところが

ないというお話は毎回あります。そういった苦情を受けて、ごめんなさいと言って謝って許してくれる人もいますけれども、かなり激高される方も見えます。そういう苦情の対応をするのは私たちでございます。

平日朝8時半に出勤して、夕方5時、6時まで出勤して、本当に毎日毎日、今、駐車場は大丈夫かなあといって心配しているのも私たちですし、満車になったときに外に出て駐車場を整備して、駐車場を整備しているときでも怒られるんですね。何でこんなにいっぱいなのと。おまえらどういう管理をしているんだといって怒られる。一生懸命皆さんのことを考えて整備していてもそのように怒られると。それも私たちなんですよ。その私たちが今考えられる最善の方法がこれだろうといって提案させていただいているわけなんです。つまり、確かに不明な点があるからというのはあるかもしれないけれども、それを続けろと。そういうことなんですよ、すなわち。

◎副委員長（木村冬樹君） 今の意見だと。

◎行政課長（中村定秋君） 職員が立っているとコストがかかりますし、職員の手が足りなければ私も行きます。そうすると、何で課長がそんなところに出てくるんだという苦情もある。そんな中でもそれを何とか解消したいということで、正直言って庁舎の駐車場の利用状況について一番詳しいのは私たちです。その私たちがこのような提案をさせていただいているところで、済みません、余計な発言でしたけれども、ぜひとも気持ちはわかっていただきたいということで発言させていただきました。済みませんでした。

◎委員長（須藤智子君） そうですね。当局、やっぱり職員さんが一番苦勞なさっていると思うんですよ。

◎委員（鈴木麻住君） 非常によくわかるんですけど、同情もします。ですけど、圧倒的に駐車台数が足りないんだったら、ゲートが解決策じゃなくて、駐車台数をふやす方法を考えないと。

◎委員長（須藤智子君） ふやすともっと経費はかかるよ、工事で作らなきゃいけない。

◎委員（鈴木麻住君） その400万でほかに何ができるのということを検討すべきじゃないですかと。私はそういう提案をさせてもらっている。400万かけるんだったらほかの方法もあるでしょう。

◎副委員長（木村冬樹君） 個人的に言えば、僕だってゲートをつけることに別に反対はしないんだけど、その上でこういうことをやってほしいなあとすることはさっき言ったとおりなんだよね。夜間の問題だとか、条例でいえば直してほしいしというところで、だから多分そういう議員の皆さんのそれぞれの思いがあって、それをもう少しまとめるということであれば、この議

会のあと1日、2日というところでまとまるのかなというところなんですよね、方向性が。

◎行政課長（中村定秋君） 済みません、同情してほしいというわけじゃなくて、駐車場の利用状況について、我々以上に何か把握できるのかというところが、済みません、ちょっと本当にぶしつけな言い方で申しわけないんですけども、そこが非常にはてなマークがあって、ちょっとそういう実態を申し上げたということで、今、委員が言われた絶対的に足りないという状況は、年に十何回ぐらいはある。もうちょっとあるかな。ただ、絶対的に足りないということだけではないということです。目的外利用というところもありますので、その辺もあわせてお考えいただきたいんです。確かに、ふやせばふやしただけ緩和しますけれども、ただ無用駐車という問題は解決しないよというところですので、それだけ無用駐車のためにコストをかけて広げるのかというのがありますし。

◎委員長（須藤智子君） これ、もし延ばしたとして、委員会で受けて調べるのは、毎日毎日調べるんですか、皆さん。朝から晩まで駐車場にいて。でも、そうしないと実態はつかめないですよ。

◎委員（大野慎治君） 駐車場が満車になっている状況でないときに、不適切な駐車が今でも調べられているんだから、その報告だけを受けていればいいんじゃないでしょうか。

◎委員長（須藤智子君） それは毎日やっていますよ、当局は。

◎委員（大野慎治君） 駐車場のあきスペースが十分にあるとき、確定申告のときは確かにそのとおりだと思います。2週間、そのときは絶えず本当に出られていることも僕も痛いほどわかりますので、それはわかっていますが、もともとの駐車場の台数が足りないことによって起こることで、不適切な駐車の台数によって起こるわけではなく、確定申告に2時間、3時間かかることによってなかなか出られない車が多いということが一番の問題で、確定申告に来ると1時間で帰れないので、待ちの時間があると2時間ぐらいかかっている。だから駐車場が長くなっているというのが、どうしてもそういったところがあるので、そのところはたとえゲートをつくっても解消にはならないというところもちよっと考慮しなきゃいけないのかなあと。

◎委員長（須藤智子君） でも、もともと少ないという議論はちょっとおかしいんじゃないですか。

◎委員（大野慎治君） いや、もともと少ないところにさらに9台減らすというのももっとさらにおかしいんじゃないですかという話になっちゃうので、そこはもうちょっと我々も勉強しなきゃいけないけれども、当局側にもちょ

っと整理を、さっき鈴木委員が言われたように、メリット・デメリットの中で、最善がこれでしたというふうになっているのかなっていないのかも明確ではないというところが一番の問題点なのかなあと思いますけどね。普通は、メリット・デメリット表というものを民間では必ずつくって、これがベストではないけどベターだというものを必ず出すので、そういった部分のものが出てこないというのがあれなんじゃないですかねと僕は思います。

◎委員長（須藤智子君） そのメリット・デメリット表というのは、つけた場合とつけない場合。

◎委員（大野慎治君） 例えば駐車場を10台ほかのところに借りますということだったり、先ほど鈴木委員が言われた、民間のところに駐車券を出しますとか、例えば生涯学習センターの駐車場に、確定申告のときは大変申しわけございませんがとめてくださいとか、例えばデマンドタクシーで来てくださとかいったこと、確定申告に来られる方はデマンドタクシーの無料チケットを配りますよとか、そういったことで対応はできたりもする部分もどうしてもあるというのが、その中でメリット・デメリットも検討して、駐車場だというんだったら、それはそれで仕方がないですけど、まずやるべきことの課題を整理した上でやらないと、今と変らない。来年の確定申告のときには駐車場ゲートをつけていました、そのかわり駐車場は今までどおり15台ぐらい並んでいますでは話にならないというのが、結局、職員の方もまた出なきゃいけないので、その辺のところの課題を一つずつクリアしていったほうがいいんじゃないかという、やるべき部分がもうちょっとあるんじゃないのかという部分。

◎委員長（須藤智子君） これ、延ばしてどういうふうに調査するか、私はちょっと難しい気がするよ。

◎委員（鈴木麻住君） 調査というか、調査はある程度されているんだもんね。

◎委員長（須藤智子君） 調査はしているよ。だからゲートをつけるということになったんだもんね。

◎行政課長（中村定秋君） 職員が立つということを御心配いただいて大変ありがたいんですけども、今ですと、例えば北側から入ってくると困っちゃうので、ごちゃごちゃになっちゃうもんですから、北側の出口のところに入を1人配置して、北側から入ってこないようにというのと、出る方の安全確認に1人、それから入り口のところに待っていただいて、そこから駐車場があいたら誘導する人が1人、それから中の空き状況を確認するのに1人、それからやっぱり順番に来た方から入っていただきたいので、東側の駐車場

の前にも1人ということですね。それとあと、南北で待っている車が通過する車を妨げないように道にも1人ということで、4人から5人でやっています。それが、ゲートを設置して北側の出入り口をとめれば、1人か2人いれば、もし最悪でも十分ではないかということも想定をしております。

◎委員（鈴木麻住君） 中村課長の言われる目的外使用を禁止するんだよということで、ゲートは非常に有効だと私も思います。そういうことをやりたからということだったら非常によくわかるんですけど、ゲートをつけて駐車台数が減るわけですよ。減ることに住民の駐車できないという不満が、ゲートイコールそれを解消するということにはならないとどうしても僕は思うんですよ。だから、じゃあ本当に目的外使用の車を排除するということにゲートが必要です。さらに、ピークのときにとめられない車をどうするかということは、別の対策でまた考えてもらったほうがいいんじゃないかな。どうしてもゲートはそれで使うんだよということだったら何となくつじつまが合うというか。

◎行政課長（中村定秋君） 庁舎を御利用なさる方が、本当に市役所に用があって皆さん駐車場にとめられているんでしたら、多分待ってみえる方もそれは御納得いただけると思うんですね。ああ、それはしようがないなど。それは順番ですからね。それはしようがないです。どこでもそうです。本当にそこに用があってそれがいっぱいであれば、次の人は待たざるを得ないということですね。例えば、障害者の車をとめるスペースが2台あって、障害者の方が2台とめてあって、3台目が来て、もう障害者用のがないじゃないかと言われても、それはもうしようがないんですね。そこに違う目的でとめている人がいるから皆さんは苦情を言われるのであると私は思っていますので、確かに3.7台と9台というのを比較すると9台のほうが多いんですけども、実質はもうちょっとあると思っていますし、無用駐車の利用がなければ、私はより市民の方も納得いただけるんじゃないかなあというふうに思うんですけども。

◎委員（鈴木麻住君） 今、僕が言ったのは、納得されてそれでいいよという話じゃなくて、住民サービスとしていいのかどうかという話なんですね。だから、要するに、利用できないよという人たちがしようがないかと我慢してくれているからまあいいよということではなくて、駐車台数を減らしちゃうわけだから、それが本末転倒じゃないですかという、その代替としてどこかに確保するよとかいうことで対策を練るよということだったら何となくしようがないかなあと思って、できなくはないんですけども。

◎総務部長（奥村邦夫君） 駐車場の管理の問題と、それから絶対数の問題

と2つあって、管理を人手でやるか機械でやるかということと、絶対数が足らんというのは管理に関係ない話で、66台の台数が多少減るという話と、それが足りていない。例えば100台来たときに、このはみ出た部分の人たちは仕方がないから待ってくださいというんじゃなくて、じゃあこの人たちの対策として、例えば民間の駐車場を借りたらどうだというのは、多分その提案だと思うんです。だから、今後の部分については今御提案いただいたので、絶対数として本当に足りないということであればそういったことも検討はできますので、絶対数の問題は。

ただ、管理としては、やっぱり今の状態のままで、あふれたから民間の駐車場を借りてということにすると、要は無用駐車を許しておいて、なおかつ余分な金をかけて、市民の税金を使って駐車場を借りてということにすると、そもそもこの取り締まりもきちんとやらずに税金を使って金だけ出して、場所だけ借りればいいなんていうふうにおまえら思っくらせんかといって市民からまたお叱りを受けるのは私のほうなものですから、やっぱり駐車場の管理としては管理はきちんとさせていただいて、その上で足りない部分については、今、鈴木委員から提案があったようなことを考えていかないといけないと思うんですけど、管理としては、今のままではやっぱり無用駐車を取り締まるということはなかなか難しいものですから、そのところについてゲートできちんと管理をさせていただくということです。

◎委員長（須藤智子君）　そうですね。管理のためにゲートをつけて、要は無法駐車を把握して、それからもし足りなければほかで。

◎総務部長（奥村邦夫君）　絶対数として足りなければほかの方法も検討する必要はあるというふうに思いますけど、今のところの状況でいうと、無用駐車をきちんと取り締まりができる、とめないようにしていただければ、1年のうちの確定申告だとか、そういったところでとめられない、絶対数を超える部分が出てくる可能性はありますので、そういう対策というのは別にまた考えていく。

◎委員長（須藤智子君）　そうですね。私もそう思いますけれども、皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（須藤智子君）　やっぱり現状のままで置いておくのは、ちょっと同じ状況が起こったときにまたクレームが出ますね。区長会でもそういうクレームが出ていると聞いているし、確定申告のときもそうですしね。だから、何もしていないなあ、対策をとっていないなあと思われちゃいますよね。現状のままでずうっともしゲートをつけずにいたらね。

ほかに御意見ありますか。

◎委員（相原俊一君） 何らかの形でやっぱり動いて、だから今思ったんですけれども、ゲートをつけるならつけて、それで終わりではない。例えば、それでもまだ待つ人がいるのであれば次の対策、これでもう終わりという形じゃなくて、附帯決議をつけるわけじゃないけど、そういう形でだったらいいのかなと私は今思ったな。

◎委員長（須藤智子君） そうですね。

そのことについて、皆さんはどうでしょうか。

◎委員（相原俊一君） 何もしないというのはいけない。

◎委員（大野慎治君） 今の駐車場券を渡すというのは、今でも確定申告のときにやるべきことだったんですよ、ことしだって。今の台数のときだって足りなかったんですから。明らかに足りなかった。職員の方は大変だった。今でもそういうことをやるべきであった課題を解決せずに、駐車場のゲートをつける前に、今でもやるべきだった。それを先立ったんじゃないですかと、ゲートよりも先に。だって、ゲートをつけたから駐車場の券を渡すんじゃないくて、もともと今でもやるべき。

◎委員（相原俊一君） 無用駐車はあるんですけど、それは3.7というけど、もっと短いので、例えば喫茶店に行くとか、マンションで用を足すとか、そういう方も本当にいらっしゃるんですよ。私見たこともあるから。1時間以内で移動されている方は結構いらっしゃる。市役所の駐車場にとめて、北のほうに行かれる方は結構いらっしゃる。だから、とにかくそういう方の排除のためにはまず先にゲートなのかなと思います。その後、また次の手を考える。

◎委員（鈴木麻住君） ゲートをつけるためにとりあえず9台減るんですからね。まず減るんですわ。それがいいのかなあと思うんですわ。

◎委員（堀 巖君） 市民によろしく説明しん。3.7台がもっと多いかもしれん、現実。6にしても7にしてもやっぱり減るんですから。それで金をかけるということは。

◎委員（鈴木麻住君） 逆に、下のあそこを駐車2台になっていったら11台減るということですよ。今、ちょっといろいろ検討されると言ったけど。

◎委員（堀 巖君） まずそこはやっぱりひっかかるなあ。それと、30分無料でしょう。だから、頻繁に出る車が10人とめるわけだから。

〔発言する者あり〕

◎委員長（須藤智子君） どうしよう。

◎副委員長（木村冬樹君） だから、ちょっとまとめると、ゲートをつける

ことに結論的にはなる可能性が高いよ。ただ、もう少し市民に説明する根拠として議会としては欲しいなあというところだと思うんだね。そこだというふうに思う。だから、それで継続審査にするのか、もうここで決めちゃうのか、どっちかだと思うんだけど。

ここで決めるにしても条例の仕立てはよくないということは意見として幾つかあるんだから、それをどうするかということは話し合わなあかんけど。今、大体2つに分かれちゃっているんだけど、どうしようというところだわね。ここで決をとっちゃうと否決になっちゃうもんね。

◎委員（大野慎治君） 継続と言っているけど、否決はしていませんよ。継続審査して課題を解決していきましょうと。

◎副委員長（木村冬樹君） でも、原案でとっちゃったらだめでしょう、これはね。

◎委員（宮川 隆君） ベストを望むなんていうのは難しい話なので、どうやってベターを積み上げていくかということだと思うんですね、まずは。じゃあ、今出ている課題を今採決するのであれば、どういうところがのめてどういうところがのめないのかというのは明確にして、それをどういう答弁をいただければいいのかということもやっぱりまとめる必要があるんじゃないかなとは思っています。

あと、議長の立場からいえば、継続にすれば楽ですよ。だって次の議長が決めるんですから。

◎委員長（須藤智子君） 楽じゃない。委員会で持つといたら大変よ、私嫌だよ、委員長は。楽じゃないって。委員会で責任をとるって言ったんだよ。

◎委員（宮川 隆君） いや、だって継続して結論を出すなら、僕がそれで決めるということは次の議長さんが決める話ですから。

◎委員（堀 巖君） いやいや、そういうことじゃない。それは違うよ。議長だけが責任を負うわけじゃないので。

◎委員（宮川 隆君） そうそう。だから調整という話で。

◎委員（堀 巖君） 僕がひっかかっているのは、やっぱり9台減るということと、夜間の話なんですよ。

◎委員長（須藤智子君） でも、それはゲートをつけて運用しているときでもできるんじゃない、調査しても。

◎副委員長（木村冬樹君） この条例にはそれは関係ないね。夜間のことは規定がないからね。

◎委員（宮川 隆君） 条例上はね。今出ている課題も全員が同じ認識の中で持っているものと、それからまだまだ個人レベルの、もしくは少数意見の

中で出ている意見と幾つかあると思うんですね。切り口にしても、課題意識にしても、やっぱりそれぞれの立場で持っている課題が違うわけですよ。それをじゃあどうまとめるのか。要は、個人の意見で運用そのものを変えていくなんていうことはあり得ない話だし、やっぱり出す以上は議会としてこういう課題があるからここは改善すべきということはちゃんと議事機関として出すべきだと思うしね。みんなが、うん、そうだそうだと思うことはやっぱり変えていってもらわないと困るしね。どこで落とすのかというか、どこで納得してもらおうのかというようなことをやっぱり探らないと、ここ1時間半意見を出しているだけで結論に向いているのかどうかというのはちょっと疑問なのかなと思うんですけど、どういう形が一番ベストなんでしょうね。

◎委員長（須藤智子君）　じゃあ、もし先送りの修正動議を出されたら……。

◎副委員長（木村冬樹君）　先送りじゃなくて審議の。

◎委員長（須藤智子君）　先送りの動議じゃないの。継続審査でしょう。動議になる。だから、責任を持ってやれるかどうか。

◎委員（宮川　隆君）　その間に何をやるのかというのが明確であれば。

◎委員（関戸郁文君）　先送って何をやるかということがいろいろ出ていますよ。出ていますが、それをやって同じ結論になる可能性が高いような気がするんですよね。だから、やること自身がどうなのというところはいかななものかと。

◎委員長（須藤智子君）　そうやって調べて、いろいろ調査してということと言われるなら、責任を持ってそれをちゃんと出していただければいいけど、何をやるか。

◎委員（関戸郁文君）　4月に何をやる、5月に何をやるということはある程度決まっていないと、延ばす理由はないですよ。

◎委員長（須藤智子君）　何を調べるか。

◎委員（大野慎治君）　先ほども何度も同じことを述べさせていただきましたが、まずこの駐車場の利用状況の最新、これは去年の6月の段階。

◎委員長（須藤智子君）　あるって言った。

◎委員（関戸郁文君）　それはあるんですよ。

◎行政課長（中村定秋君）　毎日やったのが。

◎委員（関戸郁文君）　ありますよね。それを出してもらっただけじゃないですか。

◎行政課長（中村定秋君）　その結果が最大16台、それを平均すると3.7台という。

◎委員（大野慎治君）　で、メリット・デメリット表はあるのかないのかと

いうところから、どうしてここに最終の結論を持ってきたのかという経緯のメリット・デメリット表が、関戸さんもそうですけど、民間でいうと当然出てくるんですけど、それがどうなのというところから、これは駐車場ありきからスタートしていませんかというところからじゃなくて、こういった課題を解決。

◎委員（関戸郁文君） 違うでしょう。ちょっともう一遍説明してもらったほうがいいんじゃないですか。

◎行政課長（中村定秋君） 今まで議案質疑の中で、いろいろなこんなデメリットもあるんじゃないかとかいうお話をいただいて、それで私どもも、いや、こういうふうだよというその中でほぼ出尽くしているんじゃないかなあと思いますし、ゲートありきで来たわけじゃなくて、庁内というか、主に行政課ですけれども、行政課の中で検討してこういう結論に至ったわけですので、ゲートありきということではない。

◎委員長（須藤智子君） いろいろな案も考えたということだもんね。

◎行政課長（中村定秋君） 人を配置するほかの方法も考えました。さすがに立駐までは思い浮かびませんでしたけれども、いろいろと考えて、今ある中でどれが最善か考えて結論に至ったと。

◎委員長（須藤智子君） いろんな案は考えて今に至ったんだな、ゲートに。だから、運用については、ゲートをつけて運用していく段階、しているときに問題が出たら、そのときに問題解決すればいいと思うんですけどね、私は。延ばして継続審査にして、何をやるのかということですよ、議会で。

◎委員（堀 巖君） またその話。

◎委員長（須藤智子君） だって、それしかないでしょう。委員会で責任を持ってやらないといかんのだよ。

◎委員（堀 巖君） 継続審査して何を話し合うかですか。

◎委員長（須藤智子君） 責任を持ってやれますか。同じことの繰り返しだったら一緒だよ。

◎委員外議員（梅村 均君） 実数を出してもらったらいいいんじゃないですか。毎日の実数を出してもらったらいいいんじゃない。

◎委員（関戸郁文君） 実数を一度公表してもらったほうがいいんじゃないですか。そこが今課題なんですよね、一番の。

◎委員長（須藤智子君） 実数って何、何の実数。違法駐車。

◎委員（堀 巖君） 違法駐車の数とかね。自由討議ね。この話、市民の間に、若干だけだとすると、やっぱりそんなものをつける必要があるのという声も結構あるんですよ。

◎委員長（須藤智子君） それはいろんな意見があるからね、それはいいよ。

◎委員（堀 巖君） で、皆さんどうですか。この話って市民の方にして
いますか。

◎委員長（須藤智子君） しているよ。

◎委員（堀 巖君） で、どうですか。

◎委員長（須藤智子君） ゲートをつけてもいいと私は言われるよ。

◎委員（宮川 隆君） だから、我々が、少なくとも自分がそうだよねと言
えない部分であるのが、例えばゲートをつける費用と、それからコスト面で
それだけの効果があるのかどうかというのがやはり明確に答えづらいなとい
うのはあると思う。

もう1点は、追加の質問をという話のときに僕出させていただいたのが、
庁舎の混雑時に市職員が駐車場整備に奔走している姿を見かけるが、ゲート
設置によってそれが解消されるのか。庁舎管理が業務の範囲内であると言わ
れればそれまでであるが、本来業務に専念していただきたいと思っているか
どうかという文書だったんですね。それに対して、先ほどでしたよね。現状
マックス6人ぐらい出ているやつが大体2人ぐらいにおさまるかなというこ
とであれば、少なくとも人件費の3分の1、そこにかかわる3分の1にはな
るということが出てきたわけですよ。できればもうちょっとそういう実数
だとか実態というのを早目に教えていただくというか、聞いていれば、もう
ちょっとすっきり早くできたのかなと思うわけですよ。だから、そういう
細かいことの積み上げとかがあるから、何かみんな総論はわかるけど、職員
も大変なのもわかるけど、何かすっきりしないなというのがみんなの本心と
いうか、腹の中だと思っんですよね。それをどうやったらすっきりさせられ
るのかということですよ。

◎委員（堀 巖君） 僕は、鈴木さんの意見を聞いて、利用者の立場から
して不法駐車の人たちを取り締まるのは僕は賛成、ずうっと言っているけど。
だけど、一般の利用者の不便が増すことについて、その視点で考えなきゃい
けないなと思ったんです。それは、職員としては苦情を言われるのは嫌だか
らゲートをつけたい。だけど、利用する一般の本当に善良な利用者は不便に
なることをてんびんにかけてときという視点が大事だなというふうに思い
ました。

◎委員（鈴木麻住君） あくまでも住民サービスをどう考えるかということ
は大事かなあということですよ。

◎委員長（須藤智子君） でも、当局としては、それは住民サービスのため
にやるんでしょう、ゲートをつける。

◎委員（鈴木麻住君） 何回も言うように、ゲートをつけるととりあえず9台なり11台減るんですわ、台数が。ということなんですよね。とめる台数が減る、基本的に。一般市民がね。それがサービスにつながるんですかという。

◎委員長（須藤智子君） 台数が減る。

◎委員（相原俊一君） ただそれは、不法駐車が本当になくなったとして、プラスになるのかマイナスになるのかわからん点なんですよね。やってみないとわからない。

◎委員（堀 巖君） それではいかんのじゃないですか。

◎委員（相原俊一君） 私も一般質問で有料駐車場というやつはやったんですよ。実をいうと、有料駐車場経営者の人から民業圧迫だと言われてやったんですけど、土・日なら有料でいいのは皆さんも納得なんですよね。で、今何かをやらないと、公平・公正からいうと、この不法駐車というものに対して、北側は大体そうなんですよ。だから、3.7台と言っているけど、北側にとめていらっしゃる方というのは大体市に関係ない人なんですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） 北側って一番北側ということ。

◎委員（相原俊一君） うん、北側。

そういう方々というのは、1日はとめていないのがほとんどですけど、極端な人は1日とめているかもしれないですけど、移動はしています、その都度。でも、北側は大体そうです。市民説明のためになると、やっぱり半々なんですよ。

◎委員（堀 巖君） だとすると、目的外使用料条例って規定して取るとはいいと。だけど、ゲートと関係ない話じゃないですか。

◎委員（相原俊一君） まあね。

◎委員長（須藤智子君） ゲートが対策なんだもん。

◎委員（堀 巖君） いや、ゲートをつけなくても目的外使用料は取れるわけで、規定すれば。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） でも、3.7人のためにどれだけコストをかければいいのかというところがみんなわかっていないんですよ、最終的にはね。

◎委員（宮川 隆君） そういうことですよ。

◎委員（堀 巖君） どこまでなら許せるかというところ。

◎委員（相原俊一君） ただ、一番ゲートをつけるというのが見える化としてはよくわかりやすいんですよ。ただ、賛成の市民も反対の市民も見える。

◎委員長（須藤智子君） これは並行だね。

◎副委員長（木村冬樹君） どういうところで採決をすればいいのかすらつ

かめないね。ちょっと休憩するしかないね。

◎委員長（須藤智子君）　じゃあ、委員間討議の最中ですが、45分まで休憩いたします。45分から再開します。

（休　　憩）

◎委員長（須藤智子君）　それでは、休憩を閉じて再開いたします。

　　どうしましょう、今、委員間討議ですが、これはもう終結しますか。

◎委員（宮川　隆君）　じゃあ、開いていただいて、提案していただいて、答弁いただいて。

◎委員長（須藤智子君）　はい。じゃあ、議員間討議は閉じて戻すということですね、委員会に。

　　それでは、議員間討議を閉じて、委員会審議に戻します。

◎委員（宮川　隆君）　随分いろんな質疑が飛び交っていました。かなり具体的なところまで入っているとは思いますが、ただ余りにも細かいところまで入ってしまったというのは語弊があるかもしれないですけれども、今回の条例の趣旨というものをもう一回ちゃんと踏まえる必要性があると思うんです。

　　なおかつ、先ほどの答弁の中でも出てきた幾つかの課題として、それがその条例に直接かかわるものと、それから今後、実施運用までにクリアしなければいけない幾多の課題みたいなものというのは、やはり蹴り分けて考える必要があると思うんですけれども、例えば今回の条例の趣旨、何をもってどういう目的でいくのか。委員間討議の中でも出ましたように、ゲートをつけることありきではないという答弁もありましたけれども、それを人員管理した場合のメリット、もしくはデメリットというものがありませんでしたらお聞きしたいと思います。

◎行政課長（中村定秋君）　それでは、条例の目的ですとか、あとは人員配置の方法等についてお話をさせていただきます。

　　まず条例の目的は、まずもって庁舎の駐車場の目的外利用を排除する、防止するというのが目的でございます。目的外利用の排除をする方法として考えられますのは、ゲートを設置する方法と、あと人を配置する方法、この2通りだというふうに私たちは思っております。人を配置する方法もありますが、それについては先ほど答弁させていただきましたとおり、人の配置だけで300万以上のお金がかかるというようなことと、あと人を配置すれば必ずそこでトラブルが生じるということもあります。そういったことで、私どもはゲート設置のほうがよいだろうと判断をさせていただいたわけですが、先ほど来、私どもも説明の中でもそのように言っておりますので、ちょっとごっ

ちゃになってしまっているところがあるんですが、目的外利用の排除と満車に対する課題というのは、これについては関連はしておりますが、厳密に考えれば別の問題であるというふうに考えております。

それで、目的外使用の排除をする前に満車への対策にコストをかけるというのは、これは委員さんの中でもお話がありましたように、順序が逆なのではないかと考えております。市民の方にしてみれば、目的外利用を野放しにしておきながら、さらに例えば駐車場を拡大するとか、ほかにコストをかけるというのは、御理解をいただけないのではないかなあというふうに考えております。

それと、駐車台数の件で少しいろいろと御意見をいただいております、本当に職員が東側の道路に出て整理をしなければいけないような状態になったときにつきましては、東側の駐車場に、当然来庁者の方に目的をお伺いする必要はありますけれども、庁舎に用事があって来た、確定申告に来たというような場合には、許可車両というような形で東側の駐車場も活用ができるのではないかなあと考えておりますので、9台と3.7台というようなお話がありましたけれども、そこについては、必ずしもそうではない運用方法もあるかなあということを考えています。

そのほか運用方法について、いろいろとまだ10月に向けて検討できる部分もございますので、そのあたりにつきましては、またいろいろと議会の皆さんの御意見も聞きながら決定をしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（宮川 隆君） あと、確認でお聞きしたいんですけれども、過去からの話で、繁忙期、要は、駐車場がいっぱいになるであろうと想定される時期に、地下駐車場の公用車で緊急性を伴わないものに関しては、周辺の市の管理している土地に避難させて、一定下の駐車場をあけるといいう行為が過去にもなされてきていると思うんですね。そういう部分でいうと、当初言われていた東側の駐車場の公用車専用という部分に関して、庁舎に出入りする必要がある公用車に関しては、地下をあけたことによってそこに駐車させるということによって東側駐車場をあけると。市民に向けての絶対数を一定確保するという事は、現実可能なんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 例えば、くすのきの家の駐車場が多少広いものですから、そちらのほうに公用車を動かして少しスペースをつくる。例えば議会も重なっている場合なんかですと、議員さんにそっちに行っていたいで上をなるべくあけるとか、さっき東側が許可車両と言いましたけれども、その許可車両を下に誘導して東側をあけるといった運用は可能でございます。

◎委員（宮川 隆君） あと1点、今回大きな課題として、条例のつくり方という部分で、ちょっと本来趣旨とは違うんじゃないかなという御意見が出ておりました。

それで、どちらが正しいのかというのは法律の解釈に基づくところなので、個人的には判断が難しいのかなと思うんですけども、でも少なくとも法、もしくは条例をつくるに当たって、その対象となるべき人、ここでいう市民であったり、市職員でもあると思うんですけども、に疑義が生じないようなできるだけストレートな表現で、なおかつ本来あるべき姿というものに基づいて条例というのは策定すべきものかなと思うんですけども、その点に関して、今回出された御意見に関してどのような見識を持たれているのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 私ども条例案を提出させていただいた者としては、答弁が重なってしまいますけれども、使用料を徴収しない旨の規定はなくてもいいという指摘は確かにあるかと思います。私どもとしては、それがあつたほうがわかりやすいのではないかとということで規定させていただいたところがございますので、よろしくお願いします。

◎委員長（須藤智子君） いかがでしょうか。今、当局のほうから、今までの質問に対しての回答を出していただきました。それについて。

◎委員（堀 巖君） 最近のデータはあるというふうに言われて、ちょっとふと思ったんですけど、アピタができて、アピタにとめている不法駐車も多分かなり多いと思うんですよね、名古屋へ行く車で。その分岩倉市のほうが減っているという状況はないですか。

◎行政課長（中村定秋君） 実際データとして見たところでいうと、全体として、年末にできたんですかね、あれ。その前と比べると若干減っているのかなあという傾向があるかと思いますが、ただ2月に入っても16台に張り紙をしているという事実もございますし、8台、9台といった張り紙をしている日もございます。

◎委員長（須藤智子君） どうでしょう。今まで質問があつて、ゲート、いっぱいになったときには、当局としては東側駐車場のほうにとめてもらうように配慮するという答弁もありました。また、地下のほうに配慮していただきましたから、それに対して。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほど、地下駐にとめている公用車を近隣のとめられるところと、くすのきとかいう話もありましたが、そういうことまでしなきゃいけないのかなあ。それで公務に支障を来さないのかなあ。あそこまで一々車をとりに行ったり、置いて帰ってきたりとかということがベスト

な解決なのかどうかということをちょっと疑問に思います。だから、それがどういう時期にそういうことをやるのか。帰ってきてとめられなかったらあそこまで車をとめに行くんだよという話なのか、どういうふうに解決するんだらうなあというのも、ちょっと何か無理があるのかなあ。公用車を全部出してそこに。

◎委員（宮川 隆君） まるっきり稼働しないと想定される車はまず出しておく。そこで、あいたところに稼働する車を入れるというのが今までの通例としてあるけれども。

◎委員（宮川 隆君） 稼働しない車ってあるんですか、何台か。

◎行政課長（中村定秋君） まるっきり動かない車はあります。

例えば、公務がなければ黒塗りは2台とも動かないときもありますからね。極論ですよ。黒塗りを外に放っておくということはないですけども、同じようなことで、全ての車が丸1日何らかの形で動いているとは言えない。だから、その可能性が低いものに関しては、過去においては外に避難させておいて、そこであいたところに稼働する車を、外から回ってくる車を入れてくるという対応もしてきたということです。全部出すという話じゃないですよ。

◎委員長（須藤智子君） 行政側がそういう配慮をしますよということ。

◎委員（鈴木麻住君） 何か無理がありますね、話が。

〔発言する者あり〕

◎委員（鈴木麻住君） そうなんです。だから、やっぱり各部署のいろいろな意見を統合して、それで問題ないのかどうかというところがやっぱり課題。

◎委員（大野慎治君） それが一番の課題というか、我々がするのではなくて、やっぱり庁内でもんでもらうというのが一番の課題じゃないかなあ。

◎委員（大野慎治君） 帰ってきて入れられなかったら・・・。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） そんな面倒くさいことができるの。

〔発言する者あり〕

◎委員（宮川 隆君） そういうところを使ってはあかん。

◎委員外議員（櫻井伸賢君） あそこは、防火水槽があるから閉められんですわ。真ん中ら辺というか。本当にあそこも、ごめんなさい、私が言うことじゃないですけど、農協職員だったときに、あそこもはっきり言えば無料駐車場です。皆さん夜もとめっ放しです。平気であそこへとめて駅へ行く人がいたんです。で、何とかありませんかねと言ってやったんですけど、防火水槽があるから閉鎖はできない、絶対夜は閉鎖できないという形で今の状態。

で、今だと黄色のプラスチックのチェーンがこうやってばあっとやってあ

るだけで、いつでも外して、外してというのはちょっと裏わざみたいに聞こえますけれども、そういうふうです。あそこは真ん中に防火水槽がありますからね。真ん中というか、昔の時計屋とか床屋さんがある東側のところからちょっと来たところに、50センチぐらい入ったところに防火水槽がありますので。

◎委員長（須藤智子君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（須藤智子君） ちょっと暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（須藤智子君） よろしいですか。それでは、休憩を閉じて再開いたします。

それでは、ほかに質疑がないようですので、ここで質疑を終結いたします。次に討論に入ります。

◎委員（大野慎治君） 動議。

◎委員長（須藤智子君） 動議を出してください。私が言うんじゃないでしょう。私が出すわけじゃない。

◎委員（大野慎治君） 議案第26号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」、継続審議の動議を出させていただきます。

◎委員長（須藤智子君） 動議に賛成の人は。
〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（須藤智子君） 動議は成立いたします。

修正の動議を配付する間、暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

[発言する者あり]

◎委員長（須藤智子君） 継続審査ということ。修正じゃなくて。

◎委員（大野慎治君） 継続の審査。

◎委員長（須藤智子君） じゃあ、修正はなしね。

◎委員（大野慎治君） なしです。

◎委員長（須藤智子君） 継続してほしいという動議。
暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（須藤智子君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいま大野委員より継続の動議が出されました。この継続審査について賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（須藤智子君） 挙手多数であります。

それでは採決の結果、議案第26号「岩倉市行政財産使用料条例の一部改正について」は、賛成多数により継続審査ということに決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（須藤智子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。